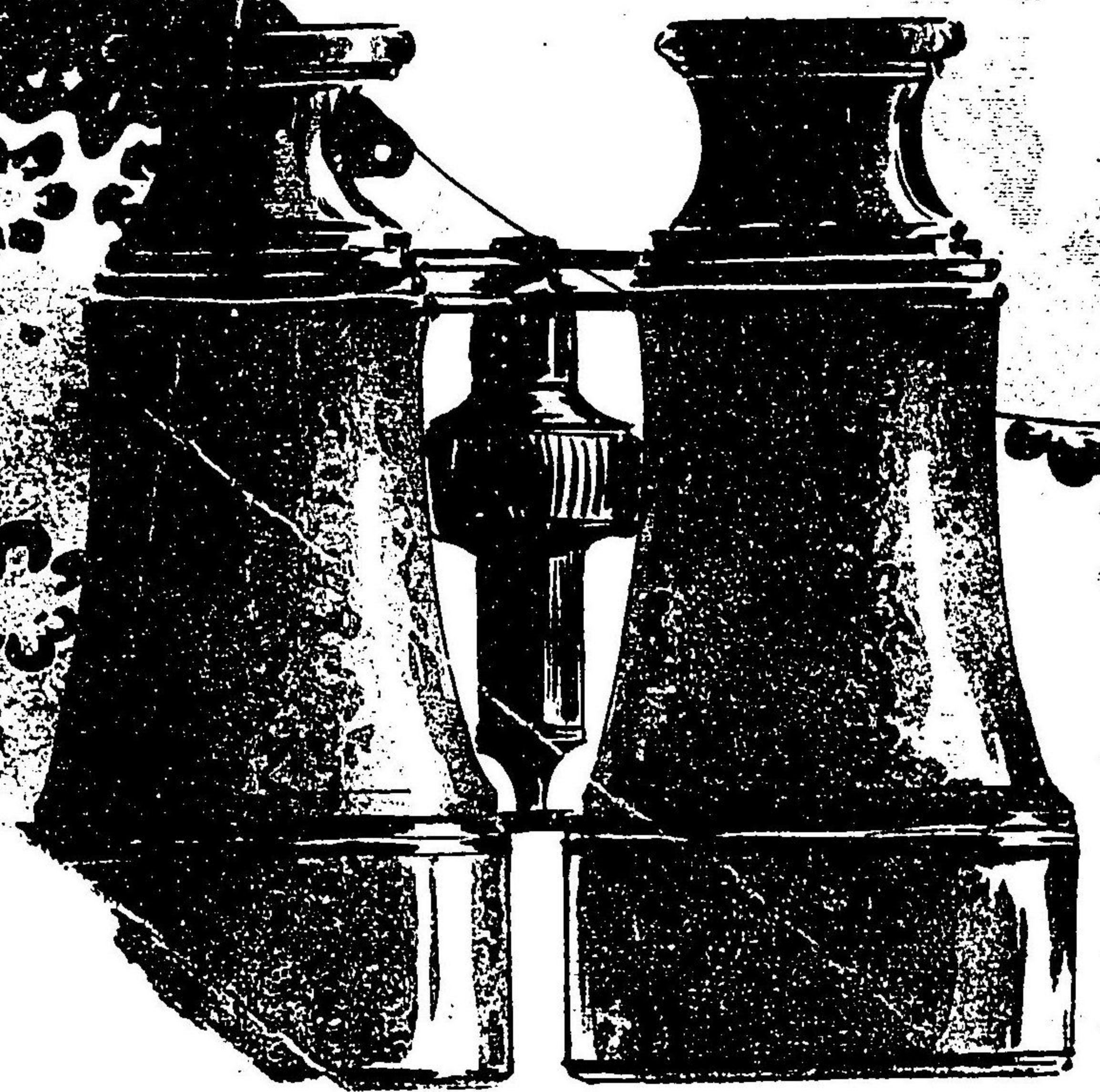


# 世界風俗志

重田勘次郎著

9  
41



# 世界風俗志

重田勘次郎著

東京 博文館藏版

明治  
27 3 2  
内交

## 自序

今や世界の交通は日に月に瀕繁となり各國間の交際は之れに伴ひて益親密となるに至りたれば一國の國民は自ら他國民の風俗習慣につきて多少の見聞なきにあらざれども廣き世界の全體に亘りて能く之れ等を知悉することは稍困難の業なるが故に縱令喜びて地理歴史等の談話をなすものもなほ充分の觀念を得ざるところ鮮しとせず蓋し世上地理歴史の書多しといへども後者の記する所は悉く過去の事實に屬し曾て現在に關することなく前者の目的は現在を主となせども地體の構造生物の配布等の説明に急にして能く人情風俗の微に入るを許さず此の他紀行の文實歴の談少からざれどその多くは或は一二箇國に關して各國に涉らず或は人類活動の一方面のみを描寫したる

に過ぎずして遂に能く全體を一團として記載せるものを見ざるなり  
 余茲に親るところあり久しく海外に遊歴したる先輩及びそれ等本國  
 人につきて親しくその見聞熟知するところを問ひ且從來風俗に關せ  
 る諸種の書籍を參考し我が國に多大の關係を有し或は世界に重きを  
 なせる國々即ち東洋にありては朝鮮支那印度の三國を取り西洋に於  
 ては英米佛獨露の五國をあげてその各國家社會に於ける民衆の生存  
 に關しあらゆる特徴を蒐採記述し題して世界風俗志といふ載すると  
 ころ其の名に中らず且自ら實地觀察したるところにあらざれば事毎  
 に隔靴搔痒の感なきはなく或は事實に反するところあるべし唯讀者  
 諸君の剴切なる訂正を乞ふのみ

\* \* \* \* \*

著者は此の風俗志を編するに當り曾て久しく海外にありて實地その  
 風土を觀察せられたる西海枝靜君森岡常藏君高杉瀧藏君及びその本  
 國人なる清人唐寶鏢氏印度人ダムダル、シング氏佛人エル、エイチ、リ  
 ーベル氏米人ダヴリユ、デー、ルート氏等の鄭重なる指導誘掖を得た  
 れば茲にその厚誼を感謝す、

明治三十七年二月

著 者 識

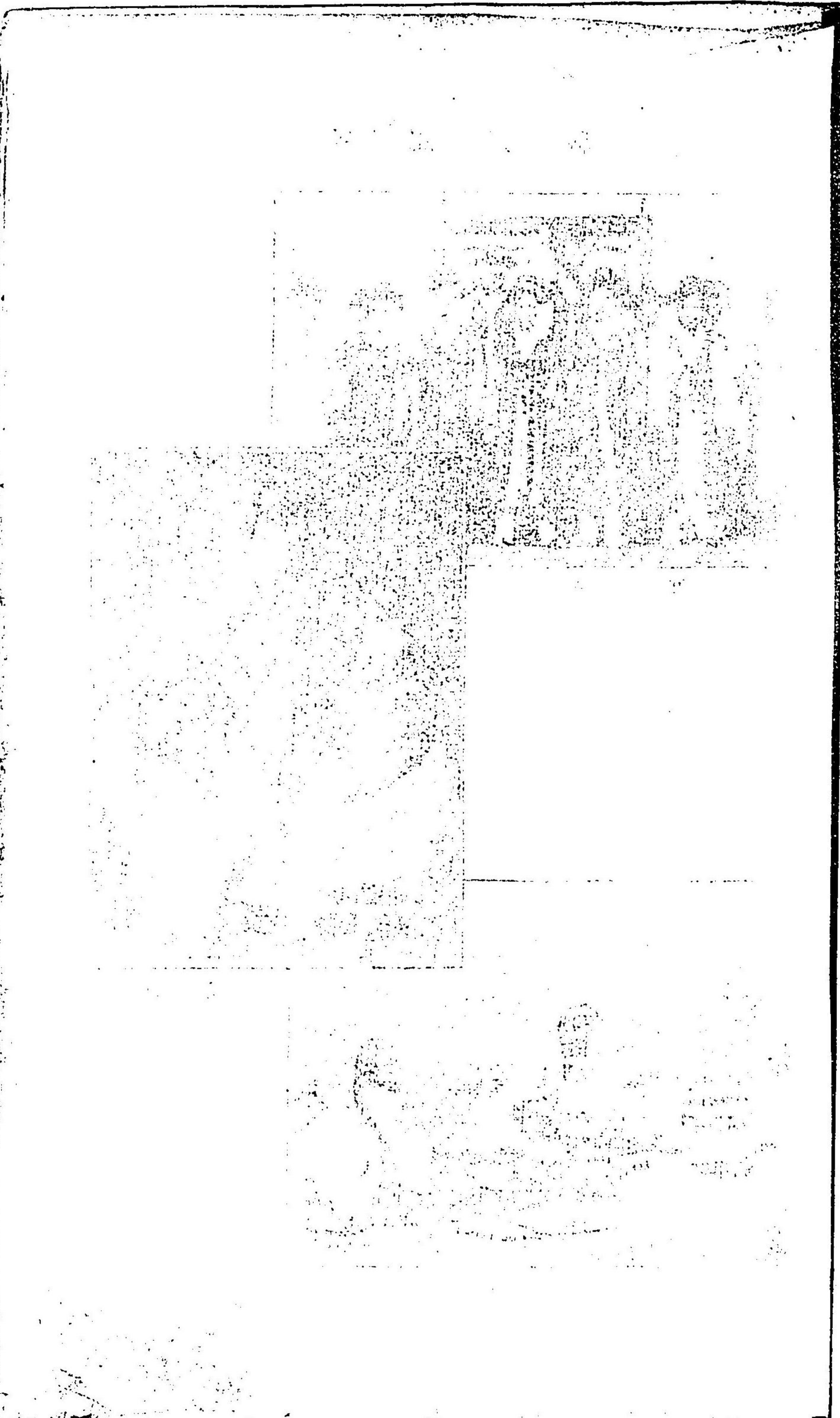
## 凡 例

- 一、日本風俗の概要を初めに載せたるは稍繁縟の嫌なきにあらざれども諸外國に於けるものとの對比を取らんがためなればその心にて讀まるべし、
- 二、書中各國の章に西洋東洋又は歐米など記したる下に述べたる事項は單にその國のみならずして他の諸國にも同様に行はるゝものと知るべし、
- 一、東洋諸國の風俗が人種宗教等のため互に類似の點あると同じく歐米の諸國が此れ等の關係より如何に酷似せる慣習を有せるかに注目すべし、
- 一、書中所々に散見せる數學上の事實は主として千九百二年の統計年鑑によりたるものなれば年度の進むと共に多少の變更あるべきなり、

## 參考書目

- The statesman's year-book. 1902.  
Encyclopaedia Britannica.  
日本風俗史 藤岡作太郎平出鏗二郎合著  
新撰大地誌 山上萬次郎編  
比較行政法 浮田和民譯  
人類及人種 關澄藏譯  
教育界 金港堂出版  
太陽 博文館發行  
國歌集 音樂書院出版  
和洋禮式 博文館出版  
宗教學 姉崎正治著  
世界宗教一斑 博文館出版  
Introduction to the history of religion. Jevons, F. B.  
History of music. Hunt, H. G.  
Musical instruments. Engel, C.  
New Games and sports for schools, clubs and gymnasiums. Alexander, A.
- The child's songs and gamebook Moor, H. G.  
韓半島 信夫淳平著  
朝鮮紀聞 鈴木信仁編  
朝鮮雜記 如囚居士著  
朝鮮聞見錄 佐田白茅輯  
Life in Corea. Carles, W. N.  
清俗紀聞 竊思館編  
清國一斑 西島良爾著  
大清會典即清朝の典範  
Social life of the Chinese. Dobbie, I.  
Middle Kingdom. William, S. W.  
The Land and people of China. Thomson, J.  
北方支那 古澤幸吉稻葉若吉合著  
支那人氣質 澁江保譯  
印度雜事 松本文三郎著  
Indian cyclopaedia. Balfour, S. G. F.  
Modern India and the Indians. William, M.

- Indian life, religion and social. Oman, J. C.  
英國風俗 英人ヒトノス談
- England: its people, polity and pursuits. Prescott, T. H. S.  
England political and social. Langel, A.  
French and English: a comparison. Hamarton, P. G.  
The educational system of Great-Britain and Ireland. Balfour Graham.  
英國の婦人 林貞次郎著  
西洋料理法 博文館出版
- The united states at America. Shuler, N. S.  
Life and resources in America. Mori, A.  
美國教育制度 納高徳一著  
French life in town and country. Synch Hannah.  
The French people. Hassall Arthur.  
Les français d'aujourd'hui. Demolins Edmond.  
Geographie physique, politique et economique de la France. Gregoire, L.  
佛國風俗問答 池邊義發著
- 
- 歐洲見聞錄 人見大一郎著  
現歐洲 福本誠著  
歐羅巴 池邊義發著  
Life among the Germans. Parry, E. L.  
German home Life. New ed. London.  
歐洲遊記 越部運吉著  
洋行土産 巖谷小波著  
獨逸社會史 守屋源次郎著  
All the Russia, Norman, H.  
Modern customs and ancient Laws of Russia. Kovalevsky, M.  
Russian peasantry: their agrarian condition, social life and religion. Stepniak.  
露國社會史 森毅監譯  
露國帝國 平田久著  
露國 露國會本部發行  
東邦協會々報 東邦協會發行



俗風國韓



官人



官妓



市人

The Korean people are a very interesting race, and their customs and habits are very different from those of the Chinese. They are a very intelligent and energetic people, and they have a very high regard for education. They are very fond of music and dancing, and they have a very rich and varied literature. They are also very fond of sports, and they have a very strong sense of national pride.

The Korean people are a very interesting race, and their customs and habits are very different from those of the Chinese. They are a very intelligent and energetic people, and they have a very high regard for education. They are very fond of music and dancing, and they have a very rich and varied literature. They are also very fond of sports, and they have a very strong sense of national pride.

The Korean people are a very interesting race, and their customs and habits are very different from those of the Chinese. They are a very intelligent and energetic people, and they have a very high regard for education. They are very fond of music and dancing, and they have a very rich and varied literature. They are also very fond of sports, and they have a very strong sense of national pride.

清 國 風 俗



理髮職に商行



暹羅國貴族令嬢



西印度度加爾塔地方人種

人 - リガルブ

人 古 耳 土



人 婦 古 耳 土

固有名露國婦人の盛装



露國行商



露國風俗

婦村の逸獨



優女國佛



車賣乳俗風國義耳白

墨西哥の花売女

米國印度人



アスラのカメクスモ人種

俗 風 洋 南

人士のアニギーユニ



長酋のバヤジ



状の戮殺人士ージイフ

# 世界風俗志目次

## 日本

### 序 說

位置及地勢	一
位置の利益 地勢の特徴	一
氣候及風景	二
氣候の溫和 風景の絶佳	二
人種及氣質	三
人種の系統 體質と心性	三
言語及文字	五
言語の變遷と其の性質 文字と言語との不一致	五
歴史上の概見	七
明治維新後の經過	七

### 社會の狀態

國民の階級 ..... 九

名目上の階級 社會の趨勢

政治の概要 ..... 一〇

國體及憲法 帝國議會 政府 地方行政 國防 財政

生業の有様 ..... 一四

農業 礦工業 商業 生業界の概評

交通の便否 ..... 一七

内國交通 外國交通

### 教化の程度

宗教 ..... 一九

宗教と國家との關係 神を祭ること 佛教と其の信仰 基督教と其の事業 宗教の利害

教育 ..... 二四

維新後教育制度の變遷 初等教育 中等教育 高等教育 學生と外國語 教授上の缺點 體育と德育

人情道德 ..... 二九

社會に於ける人情道德の價值及國々に於ける道德標準の相異 家庭 社會の罪惡と風俗改良の急務  
社會道德進歩の階級

### 一般の慣習

衣食住 ..... 三三

住居の特徴 服制と其の不同 食物とその材料

冠婚葬祭 ..... 三六

誕生と冠儀 婚姻の成立と結婚の儀式 賀儀と厄祝 死葬の禮

年中の行事 ..... 三九

我が曆法の二様に行はれ居ること 民間に於ける諸行事

歌舞雜戲 ..... 四一

音曲 樂器 興行物としての演劇その他 雅遊 遊戯と運動

### 朝鮮

#### 序 說

位置及地勢 ..... 四五



目次

位置 地勢

氣候及風景

氣候 風景

人種及氣質

人種の混雜と體質 氣質の特異

言語及文字

言語の一致と其の性質 漢文諺文吏頭三者の混用 諺文の構造と實例

歴史上の概見

古代より現朝に至る變遷 現朝の形勢

社會の狀態

國民の階級

兩班と其の特權 常漢の位置 奴婢の可憐 白丁 長幼男女婚未婚の序 貧富の懸隔

政治の概要

大韓國々制 政府の官制と地方の行政 警察と裁判 國防 財政 文武官の官等 官吏の登用法

生業の有様

農制 農作物 耕作法と農具 人糞と耕作法 畜産 工業の不進 商家と商人 清商と日本商 報商  
と貢商 通貨

交通の便否

道路 内地旅行の不便 鐵道 郵便電信及燈燈 航運

教化の程度

宗教

佛教の衰頹 僧侶の生活 形骸的の儒教 耶穌教の趨勢 巫覡の跋扈

教育

學校設置の規定 韓人教育上の四障害 外國語學習の流行と奇異なる現象 從來一般に行はるゝ教  
育法 半島に於ける日本居留民の教育

人情道德

依頼心と野鄙 形式的男女の區別 婦女裏面の悖德 娼婦官妓 男色

一般の慣習

衣食住

住家と其の構造 オムツル 温泉 家具 便所の不潔 衣冠の制 衣服の材料と裁縫 衣服の洗濯 頭髮

目次

笠 網市 雨天外出せざる理由 食物の材料 料理の不潔 食事数その他  
 冠婚葬祭……………八〇  
 冠すること 婚姻の早きとその理由 結婚配耦の三階級 婚姻の儀式 婦女の位置 死葬の禮 墳墓  
 喪 奇なる葬法  
 年中の行事……………八五  
 太陰曆 正月元日 身厄 寄食の日 端午 百終 秋夕 重九 冬日 晦日 遷甲 破日 祈禱 踊  
 歌舞遊戯……………八八  
 歌舞音曲の不發達 官妓の舞樂 アララン歌 興業物 雅遊、賭戯 萬人櫻 兒戯 玩具

### 支那

#### 序 説

位置及地勢……………九三  
 位置と廣袤 地勢の大體  
 氣候と風景……………九三  
 氣候の區分 風景の二様

#### 人種及氣質

人種の夥多 漢人種の體格 一般の氣質 各地方に於ける特殊の氣質

九四

#### 言語と文字

言語の性質 官話 官話及時文の實例

九七

#### 歴史上の概見

歴史の古きこと 清朝の來歴 現代の有様

九九

#### 社會の狀態

##### 國民の階級

皇室及元朝遺族の爵號 臣民の位爵 旗人 漢人中士庶の別 庶人の性質 貧富の懸隔 官尊民卑

一〇一

社會構成の特質

##### 政治の概要

清朝の政略 大清會典 中央政府 地方行政 町村の自治 國防 財政 官吏の貪横と其の原因

一〇四

##### 生業の有様

農業と耕地 農産物 地租の賦課と收稅法の亂雜 鑛物の豊富と鑛業の不進 保守的の工業 商業  
 の旺盛と其の理由 商民間の自治機關 厘金稅 海關稅の徵收 貨幣 金融機關

一〇九

交通の便否 ..... 一一六

南船北馬 汽船 鐵道 郵便 電信 新聞紙

### 教化の程度

宗教 ..... 一一九

信仰の自由と宗教の種類 儒教 文廟 儒教の利害 道教と道士 佛教と其の萎微 刺麻教とその  
北京に於ける勢力 基督教と宣教師 萬有崇拜 周易と神符

教育 ..... 一二五

教育と學制 現今教育の狀況 その目的と方法 女子教育 科擧の順序方法 その弊害と候補者の  
忍耐 新教育法の輸入 將來國民に國家思想を喚發することの困難

人情道德 ..... 一三一

虚禮を重んず 信用の缺乏 不規則の生活 仁と慈善事業責任の共同 孝行と其の弊害 蓄妾  
家庭と婦人の地位 藝妓 娼婦 男色

### 一般の慣習

衣食住 ..... 一三五

家屋の種類 家屋の構造 室内の裝飾及び家具 衣服の制 服色の鮮麗 頭髮 帽子 纏足 履及

び糞子 食物の材料 食事 料理の特質 獻立及料理の巧妙 茶と茶館 酒と酒樓 煙草 阿片と  
烟館 衣食住全体に於ける特色

冠婚葬祭 ..... 一四四

誕生 命名 周歲 冠儀 婚姻の成立 婚禮の儀式 回門等嫁入道具と婚姻の費用 死喪の禮 壽  
服 棺 送葬の行列 墳墓 位牌 家廟 追弔 喪の禮 支那一般(滿漢)の禮法

年中の行事 ..... 一五〇

正月元旦 二月以下各月に是ける民間の諸行事 日曜のこと

歌舞遊戯 ..... 一五三

音樂及び國人の趣味 樂器 國民の演劇的嗜好 劇場 演劇及びその種類 戯曲及び小説 小興行  
物 詩 書畫 賭戲 兒戲 遊戯及び運動の缺乏

## 印度(英領)

### 序説

位置及地勢 ..... 一五八

位置 地勢

目次

氣候及風景 ..... 一五九

氣候 風景

人種及氣質 ..... 一五九

人種と體格 氣質の特徴

言語及文字 ..... 一六一

「ヒンヅ」種「族の言語」「ドラビダアン」種族の言語 「ビルマ」語 英語 「サンスクリット」とその字母

歴史上の概見 ..... 一六四

「ヒンヅ」征服 「モールヤ」朝 回教國の樹立 「ムーガル」帝國 歐洲諸國民の移留 英人の侵奪

英政府施政の方針

### 社會の狀態

社會の階級 ..... 一六七

多數特殊の社會あること 族制の起源と現時の有様 波羅門刹帝利 毘舍 首陀 「バリヤ」

政治の概要 ..... 一七〇

英本國の政界 印度大臣 印度大總督 地方に於ける總督等の州官 保護地方 郡縣市町村 村落

に於ける自治の有様 國防 財政

生業の有様 ..... 一七四

農業の進歩 農制の二種 農産物 旱魃と澆漑法 牧畜の不發達 工業の漸進 商業

交通の便否 ..... 一七八

鐵道 運河 電信 航運 新聞

### 教化の程度

宗教 ..... 一七九

波羅門教 摩奴の法典 印度教 「バイシナパス」派 「サイパス」派 奇怪なる偶像 波羅門僧の二

種 在家の勤行 回教の信徒と「コーラン」回教の分派 回教寺院 佛教 基督教 土人教 「シク」

教 禪那教 波斯教

教育及社會道德 ..... 一八四

古來教育行はれしこと 今日教育 高等教育 中等教育 初等教育 女子教育の不發達とその原

山 英國の施設と土人の無頓着 英人に對する土人一般の感情と其の起源 土人の道德信條と制裁

家庭 神 婢 娼婦

### 一般の慣習

衣食住 ..... 一九〇

目次

一一

建築の諸法 西洋式 一般の家屋 衣服の制 衣服の材料と裁縫 頭髮「ベグリー」 輪環等の装  
食物材料の地方的區分 食事につきての雜事

冠婚葬祭

一九三

誕生 結婚の成立 婚禮の儀式 早婚と寡婦 死葬の禮 火葬土葬水葬 墓 追忌の法養 波斯人  
の葬式と靜塔

年中の行事

一九八

曆の三種 「マカル、サンクランチ」「マハーシバラトリ」「ホリ」「ラーマナヴァミー」「ナガバ  
ンチャミー」「クリシナ、ガヤンマシタミー」「ダシヤハラ」「デヴァリ」

歌舞遊戯

二〇〇

音樂と樂器 演劇と劇本 譚博奕 角力 風揚 圍碁 長座的の賭戰

英吉利

序説

位置及地勢

二〇三

位置 地勢

氣候及風景

二〇三

冷涼濕潤の氣候 美ならざる風景

人種及氣質

二〇四

人種の雜駁 英國を代表せる人種 英人特殊の氣質と其缺點

言語及文字

二〇六

英國語の來歴 「ケルト」語 「アイリッシュ」語 英語の性質と現時使用の範圍 英文の實例

歴史上の概見

二〇八

往古より近代まで 現代の狀勢

社會の狀態

社會の階級

二〇九

貴族の階級 貴族の性質 准貴族 郷士 紳士の位置 中等社會 下等社會と貧困 此の國に於け  
る社會主義

政治の概要

二一一

憲法と國王 國會 中央政府 英蘭、蘇格蘭、愛蘭の地方自治 國防 財政

生業の有様

二一五

目次

一三

農業の輕視と食物材料の大輸入 鑛業の旺盛 製造業の進歩 商業の盛大  
交通の便否 ..... 二二七

鐵道 運河 船舶 郵便 電信 新聞

### 教化の程度

宗教 ..... 二二八

基督教の諸宗派 基督教の教義 舊教の信條 新教の教旨及其の特質 英國々教宗とその宗制 蘇  
國教宗 愛蘭の諸教 英國に於ける信仰界の特色

教育 ..... 二二二

普通教育制度 學校の設備と教育法 小學教師 中等教育 實業教育 補習夜學校 大學校 英國  
教育の特色につきての概評

人情道德 ..... 二二六

他國に於ける人情道德につきて批評の困難 英國家庭の美と子女の教養法 社會に盡す義務 男女の  
關係 下流社會の道德 淫賣婦 外國に在る時の英人

### 一般の慣習

衣食住 ..... 二三〇

歐米一般の家屋構造 共同生活 昇降機 室内裝飾 英人の住所 泰西衣服の制 男女の服飾 流  
行 化粧に健なること 婦人粧装の特色 清潔の程度 英人の服装 歐米の食物 西洋料理 獻立  
の例 四餐の禮 英人一般の食物その他

冠婚葬祭 ..... 二三五

四大禮中祭儀を缺ぐこと 誕生及命名の式 神父母 自由の結婚 結婚の儀式 寺院の儀式 新禮  
旅行 死葬の禮 墳墓

年中の行事 ..... 二四〇

宗教的事ること「クリスマス」「クリスマス、ツリー」贈り物 新年 各月に於ける行事  
歌舞遊戯 ..... 二四二

東西文明發達の相異 國歌 樂器と其の由來 劇の來歴と其の性質 歌劇の來歴と其の性質 二者  
と觀客 舞蹈と利害 園遊會 遊行 狩獵 各種の運動遊戯 概評

## 合衆國

### 序 說

位置及地勢 ..... 二五〇

目次

目次

位置 地勢

氣候及風景

氣候 風景

人種及氣質

人種 人口の増殖 米人の體格と力量 米人の氣質 勤勉と獨立 例解

言語及文字

言語 文字

歴史上の概見

移民 獨立 「モンロー」主義 帝國主義 現在の位置

社會の狀態

社會の階級

平等 官卑民尊 貧富 社會の結合

政治の概要

國體と憲法 大統領副大統領 中央政府 議會 地方各州の自治 市町村の自治 國防 財政

生業の有様

農業と其の生産 米作 鑛物の無盡蔵 製造工業の發達 商業の進

交通の便否

水運 鐵道 その他

教化の程度

宗教

政教分離主義 宗派の多數 信仰 傳導會社 信仰界の氣風 青年會

教育

教育制度の不一致 初等教育 強迫教育 小學校教師 中等教育に於ける男女

大學校の多數 女子高等教育 混合教育 實際的教育 一般の學校維持法

人情道德

一般社會道德 家庭 家庭及び社會に於ける女子の越權 外國移住民に對する一般感情

一般の慣習

衣食住

日常生活の狀態 家屋 衣服 女子の寶玉狂 食物 酒量 家僕

目次

冠婚葬祭……………二七七

英國に類似せること

年中の行事……………二七七

一月一日「マシントン」誕生祭 「イースター」祭 「デコレーション」祭 獨立祭 「レボア」祭

「サンクsgiving」祭

歌舞遊戯……………二七八

國歌 樂器 演劇 賭戲 國戲 運動の旺盛

### 佛蘭西

#### 序 說

位置及地勢……………二八二

位置 地勢

氣候及風景……………二八二

氣候 風景

人種及氣質……………二八三

人種と體質 特有の氣質

言語及文字……………二八四

言語の來歴と其の性質 會話の一例 使用上の價值

歴史上の概見……………二八六

從來の大變遷 現在の狀態 露國との關係 殖民

#### 社會の狀態

社會の階級……………二八八

平等 虛名の貴族 貴族全廢論 貧富の懸隔 家産の配分

政治の概要……………二八九

政體 國民議會 大統領 政府に於ける國務大臣 地方行政 縣郡「カントン」市町村 國防 財政

生業の有様……………二九二

大農業國 工業の發達 商業と其獎勵 佛國の資本

交通の便否……………二九五

河川 鐵道 道路 各種の乗物



教化の程度

宗教

羅馬加持力教と其の勢力 舊教の信條と新教と相違の諸點 寺院 信仰の特色 國家と宗教との關係

教育

革命前の教育 以後の刷新 現今の制度 幼稚園 國民教育 宗教家の學校 小學教師 教授法 高等小學校 中學校の種類 高等教育に於ける大學校その他 人情道德 生活上の信條 人情の變現 家庭と女子 社會の裏面 社會の制裁

一般の慣習

衣食住

家屋の構造 衣服の制 流行の淵源 食物の料理 生活上儉素の風習

冠婚葬祭

元服の禮 婚姻の成立 結婚の儀式 持參金 死葬の禮 墓

年中の行事

一月一日 「カルナバル」祭 「ミカレーム」祭 花戦 國祭日 一般宗教上の祭禮

歌舞雜戲

國歌 演劇 歌劇 寄席 舞蹈 雜戲

獨逸

序說

位置及地勢

位置 地勢

氣候及風景

氣候 風音

人種及氣質

人種の區別と體質 繁殖力 特有の氣質

言語及文字

言語の由來 現今の通用語 言語の性質 字母と會話の一節

歴史上の概見……………三三三

普魯西の勃興 日耳曼聯邦北獨逸聯邦 獨逸帝國 帝國主義 三國同盟 現在國際上の位置

### 社會の狀態

社會の階級……………三三三

貴族と其の性質 普通人民 此の國の社會民主黨

政治の概要……………三三五

憲法 國體の性質 皇帝 帝國議會 黨派 政府の組織 各聯邦 地方行政の例 國防 財政

生業の有様……………三二九

農業及礦業の進歩 製造工業の大發達 商業 獨逸侵略

交通の否便……………三三一

鐵道の國有 運河 一般の交通機關

### 教化の程度

宗教……………三三二

信仰の自由と宗派 信仰の程度 研究的氣風 新教派の勢力

教育……………三三四

教育の普及 制度の不劃一 幼稚園 強迫的國民教育 初等教育二分して行はること 教授法

小學教師 中學制度と其完備 實業教育 師範教育 大學校と其の學生 一般學生の氣風 女子

教育

人情道德……………三三九

家庭と女子 一般社會の道德 試合及決闘 人民の氣象

### 一般の慣習

衣食住……………三四二

家屋の構造 都會と城趾 服裝と實用的食物と料理 麥酒の痛飲

冠婚葬祭……………三四四

結婚の成立 婚姻の儀式と餘興 二死葬の禮

年中の行事……………三四六

一月一日 「オステルン」 「ヒングステン」 「ライナハト」 普魯西建國紀念祭等

歌舞遊戯……………三四六

音樂 國歌 舞蹈 演劇及劇場の種類 お伽芝居 戶外戸内の運動遊戯

# 露西亞 附四比利亞

## 序 說

位置及地勢 ..... 三五二  
 位置の偏在 地勢の低平  
 氣候及風景 ..... 三五二  
 極端なる氣候 廣遠寂寞の風景  
 人種及氣質 ..... 三五二  
 人種の雜駁とその融和 「スラブ」その他諸種族の性情 露人の體格と繁殖力 矛盾撞着せる露人一般の氣質  
 言語及文字 ..... 三五五  
 言語の多樣と其の性質 露國語と露國文字との關係 字母及會話の一例  
 歴史上の概見 ..... 三五六  
 彼得以前と彼得の施政 波蘭分奪 神聖同盟 佛國との提携 東亞の經略 露國強勢の源因 國是と國民の思潮

## 社會の狀態

社會の階級 ..... 三五九  
 法律上人民の四階級 貴族の數とその性質 僧侶 市民 農民 上流社會の逸樂 下流社會の困苦 女子の位置  
 政治の概要 ..... 三六一  
 皇帝 中央行政の四大機關 内閣と皇帝との關係 官吏任用法とその利害 地方行政 府州郡村市町 村團なるもの組織 國防と財政  
 生業の有様 ..... 三六五  
 農業 礦業 製造業 商人 露國商人の長所と短所 露國生業不發達の源由  
 交通の便否 ..... 三六八  
 道路 河川 運河 鐵道 西伯利鐵道 東清鐵道 「ダーリニー」 新聞紙の監督と其の罷事

## 教化の程度

宗教 ..... 三七〇  
 信仰の厚きと其の理由 國教なる希臘正教とその特權 正教の監督 正教の教義と一般の特質 二種の僧侶 羅馬舊教 猶太教とその教義 佛教 「ラヌムル」 神秘教とその二派 信仰自由の勅詔

とその真義

教育……………三七八

教育の不進 現今の學制 初等教育 小學教師 小學校の休日 中等程度の各種學校 大學校と學生 高等專門學校

人情及道德……………三七八

家族制度 貴族社會の腐敗 下流社會の墮落 僅少なる中流社會の面目 淫猥とその原因 官吏社會の大病根 人情の野鄙 虛無黨 西伯利地方の慘刻なる人氣

一般の慣習

衣食住……………三八三

家屋構造の防禦的 家内の空氣 家屋内外の汚穢 服裝と其の材料 流行と贅澤 帽子と靴 下流の不潔 氣候と食物 茶と「ソオドカ」酒 食事と料理 日常の不衛生と其の結果

冠婚葬祭……………三八八

婚姻の成立と儀式 死葬の禮

年中の行事……………三九〇

暦日 一月一日 各月に於ける多數宗教上の祭禮 復活祭の盛況 宗教上の精進 休日の多數

歌舞雜戲……………三九三

文華の程度 音樂上の天才 國歌 演劇と歌劇 小興行 博奕 舞踏 雜戲

目次終



# 世界風俗志

重田勘次郎著

## 序 説

目 本

凡そ社會の發達はその地の天然と人類とに極めて親密なる關係を有し殆どそれ等のために支配されるものなり、に所謂天然とは専ら地理的の事情にして位置地勢氣候并に動植礦物の發生分布の有様を意味し同じく人類とは重に人種に關してその體質稟性及び思想感情の發表たる言語文字をいふ、かくて此の二者は一國一社會に於ける民衆が生存上の特徴を知らんとするにあたりて豫め必ず心得おくべきことなるべければ今その國が現代の境遇に達せしまでに經過し來りたる彼の歴史的事實と共にその概要を記述して一般の序説となさんとす、

位置と地勢とは凡て國勢の基礎にして氣候上國際上はた交通上共にその國の運命を

日本

位置及地勢

左右するものなり、我が日本帝國は亞細亞大陸の東端にあたり西南より東北にかけ一千餘里の間に點々羅列せる群島より成立しその面積二萬七千餘方里殆んど溫帶の區域に屬し今日世界の文明が最も繁榮せる圈界（北緯三十度より六十度まで）より少しく南方に偏して位置せり、抑我が國が古來卓然として外國の國際的影響を蒙らざりしは全く彼の一葦の水によりて大陸と隔離し居れるによりしものにして今日のごとく多く海を利用する時代となりてはまた大陸と大陸との連接點となり、交通上兵要上共に重要な地位を占むるに至りたるがごとき凡て地理的位置の然らしむるところなり、

次に地勢に於て我が國は大陸の沿岸に平行せる彎形の隆起帯にしてその地體の構造は亞細亞大陸に於ける「シコタ」「アルタイ」などの山脈と同様の形式を備ふるを以て全國到るところ岫々たる山岳にして大なる平野を見ることを得ず、これ素より自然の結果にしてその之れを求むるは却つて誤れるものといはざるべからず、又土地狹ければ河流とても二百里以上に達せるものなくたゞ海岸線の長くして港灣に富めるの一事は地球上多くその比を見ざるところとす、

我が國は北緯二十一度より五十一度に及び熱帶の部分より寒帶の境近くまで延長せ

るを以てその氣候にも自ら大差なきを得ず、たゞ中央の本州四國九州は先づ島氣候の上乗なるものに少しく大陸氣候の影響を加味したるものといふべく寒暖の調和乾濕の配合その度を失ふことなきを以て生物の發育その地質に比して甚だ盛なり、日本風景の世界に特殊なるは全く土地の構成に由來せるものにして彼の數千の島嶼と其の惣面積の五分の一を蔽へる火山岩とは以て我が國風景の粹を作り出したるものなり、蓋し火山なるものは其性質初めより驚拔峻秀ならざるなく火成岩もまたその形狀に榉牙重復せざるはなし、而してこの二者は年とともに風雨のために霏爛し硬き所は残りて玉筍となり崖壁となり、軟きところは流れて川となり淵となり以て地面の參差を著くし、且つ松柏と花卉とは之を裝ひ禽鳥と蝴蝶とはその間に遊び自ら自然の樂園を作さしむ、かの懸崖危壁の頂上に攀ち或は白沙青松の水邊に立ち碧波の間に峙立せる島峯の峽を往來せる繚纒白帆を眺め世界唯一の美景なりと賞讃せざる外人の稀なるも決して道理なきことにあらざるべし、

氣候及び風景がその國人民の性情と發達に偉大の影響を與ふるは明かなる事實なりといへども、その國家を組成せる人民の屬せる人種とその天賦の資質とはまた國家の榮枯に最も直接の關係を有するものなり、そもく我が國太古の人民は人世の始

より此の地に住みしものにあらずして他國より移住したるものなりとは一般の定説なれどもその何人種が何れの國より如何なる方向に進み來りしかといふにつきては諸説區々として未だ統一し得たるものなし、されども此の事實は人類學言語學等の進歩につれて遠からず一定するに至るべし、現在我が國の住民につきては大約四つに分類し得べく第一は最も多數を占め最も有力なりし大和種族の後第二は曾て西南に住みて勇猛の聞えありし熊襲種族の後、第三は本島の先住者にして今は北海道の一隅にその餘脈をつなげる「アイヌ」種族第四は新領土に於ける支那種及び蕃種なり、而して人口の惣數は五千萬に近く男子の數は女子の數より多きこと五十萬なり、我が日本人(第三第四を除く)の骨格は身長に於て男子平均五尺二寸女子は五尺前後なればその歐米人に及ばざること遠しといへども其の釣合は意外に都合よく構成せられ居るものにして普通考ふるごとく決して虚弱なるものにあらず、皮膚は一般に黄色を帯び頭髮は漆黒なり、頭蓋の大なるだけに腦味噌の分量も多く充分の知識を蓄ふるに適せり、見よ近々十三餘年の間に殆んど世界の文明を吸収し此の間人口の減少せざりしのみか著しく増加したるはその心身の勞苦に耐へ得べきことを證せ

るものにあらずや、然るに不思議なることは心身ともに早熟早老の傾きありて成年に達せざるに、はや老成の風を供へ壯年に到つて既に老碌するもの多し、かくて緩急事に臨みては前後を忘れて突進する勇氣あるも經營勤勉して學理を考究し器械を發明するごとき耐忍に乏しく唯摸倣に甚だ巧なるの一事は他に秀でたる長所にして之れ或は古來外國の文物を學ぶを事とせし結果に出でしなるべし、その他實利よりも空論を好み俗事をすて、風流を愛するなどすべて此れ等の性質は我が國土風景の馴致したるものにして大陸の人民と趣を異にするところなり、要するに我れ等同胞は櫻花のごとくばつと開きてばつと散るを得るも倒れず止まず一事に専心して之を成効するはその最も困難とする所なり、我が國の言語につきては遠く神代のことは善く知るを得ざれども兎に角初めより此の豊華原に住みし民族と天孫の御供して降り來りし神人とは久しき年月の間におのづから混同一致して我が國語の起源を作り漸次發達したるものなること疑なし、今日我が國に用ゐらるる國語は朝鮮語蒙古語など、その組織を同じく動詞は語の終りにつきて主格と賓格との間に挟まるがごときことなく又名詞其他に於て格數などのために語尾の變化することなく他の詞によりて補はれ居るなり、又發音の上には音

便延音などありて音調を輕快にするを得る故に彼の歐米人がその自國語を發音するにあたりて口ごもるがごときこと少なし、されども代名詞の省略さること多きと名詞の數の不明瞭なるとは外國人の大に了解に苦しむところなりといふ、古代我が國に於ては文字あらざりし故素より言文の兩立せる道理なかりしが支那文學の輸入されてより文字して書くこと始まり筆執れば必ず支那の文章を摸擬するとなりたり、されども支那の文章は我が國固有の語氣と同一なるを得ざれば書くこと、話すこと、は自ら別物となり時代によりて豪壯となり優美と變じ以て今日の文章をなすに至りぬ、而して言文の一致せざることは非常の不便なれば近來上下ともに之が一致を計るに汲々たるあるも數百年間分離し來りたる言と文とを同一ならしむるは至難の業にして非常の天才を俟つて初めて改革し得べく到底區々たる調査研究によりて成効すべきものにあらず、從ひてその全然一致の行はるゝまでにはなほ幾多の歲月を要することならん、又漢字は假字に比して學び悪くき爲めその節減を實行しつゝあり、之を要するに今日我が邦に於ては教育普及し且つ交通便利となりたれば苟くも甚しき方言を混へざる限りに於て音調こそ異なれ奥羽の人と九國の人とは何の故障なく會話をなし得るに至れり、

我が國の歴史は世界の上に於て最も古き範圍に屬すべきもの、一にして神武天皇以來既に三千年に近く、此の長き間には困難なる時代愉快なる時代又世の中の改良進歩せし時期混亂退歩せし時期の幾度か繰りかへされたるを見る、されども今日の明治の御代のごとく僅々三十餘年の短日月の間にかゝる混亂愉快改革進歩の錯綜して現はれたることは過去になかりしは云ふまでもなく將來に於てもまた稀有なるべし、長き歴史はさて置き明治のそれにつきて簡單に記述せば先づ初年に於て三百年來の封建制度を一朝に打破し所謂王政復古の實際を現出して社會の組織に未曾有の大變動をあたへその後は絶えず泰西の文明を輸入して教育に政治に法律にその他百般のこと悉く漸次其の改良を實行し來り彼の十八年には内閣成立して初めて政府らしき組織を見二十二年には帝國憲法を發布せられ二十三年に至り初めて國會の召集あり、かくて我が國は國體として缺點なき立憲君主國となり、その後二十七年には民法を改正して人民の權利と義務とを確定し二十八年には嘉永文久以來餘儀なく實施し來りたる外國との通商條約を改めて締結し泰西の強國と對等の通交をなし得るに至りぬ、又此の條約改正中に於て老大自然の清國をうち懲らし無告可憐の朝鮮を獨立國として世界の上に救ひあげ且新に一美島を得たり、蓋しこの新版圖を得たる



ことは明治時代の否建國以來の大事業といふべし、又近くは三十三年より四年にかけ清國の匪亂に對し聯合軍の一部として見事に立ちたらしめ我が實力を直接に世界の列強に紹介することを得たれば露西亞にても獨逸にても苟くも東洋に事をなさんとするものは決して我が國の無視すべからざる所以を了解し彼の外交に抜目なきしかも平時に於て從來何れの國とも同盟したることなき英吉利國も三十五年の初め我れと攻守の同盟を締結するに至り我が國はいよ／＼世界列強の一として世界の舞臺に立ち東洋平和の維持者たる位置に達せり、然り而して今や世界は帝國主義の旺盛なる時期に際會せるを以て我が國が如何なる方針に於て如何なる活動をなすかは我が全國民の雙肩にかゝれる重荷にして唯局に當るものゝみの責任にはあらざるなり、

### 社會の狀態

此に社會の狀態といふは國民の社會上に於ける位置及び業務の全軌につきて記述せんとするものにして分ちて國民の階級、政治の概要、生業及び交通の有様等となし順次之れが説明をなすべし、

### 國民の階級

試みに數十年の昔を回顧せよ、上天皇は京都にましまし、下國民は公家、武家、平民、賤民の四階級に分れその範圍は嚴重に制限せられ各其の格よりは一歩も出づることを評されざりしなり、公家には五攝家などいひてその格式に應じ天皇の輔佐をつとめ、武家には徳川將軍江戸にあり三百幾十といへる諸侯の上に立ちて天下の權を握り、諸侯は各々其管内の人民に對して所謂生殺與奪の全權を弄び又幕府の旗本諸藩の武士は主君のために身命を抛つてふ名義を擔ぎ立て、非常の氣隨を極めたるに引きかへて平民の權利は甚だ軽く賤民のごとくに至りては穢多非人と呼ばれ殆んど人間として取り扱はれざる程なりき、されども時勢の變替は驚くべく將軍あり大名ありて天子あるを知らざりし封建の盛時は夢かとはかり忘られて、なほ華士族平民など、階級の名殘は形式的に存せるも法律の前には同じ權利と義務とを有し、立身出世の上には何等の拘束を残さざるに至りたるが故に社會の趨勢は自ら變換し、最早今日にありては身分の善惡よりは寧ろ資財の多寡と才智の優劣によりて人の價値を定むるに至り、彼の才識あるものは將相の位を得んとして狂奔し富あるものは閑散の裡に榮耀の生活を食ほり彼の貧しきものと慙なるものは常に社會の下層に沈淪し可憐の狀態を脱するを得ざるを以て今や一部の人士は立つて極端なる社會主義

を唱ふるに至れり、  
凡て國體は國家組織の源質にしてその國成立の事情により種々の相違あり同じく立憲の國體にても憲法によりて主權の生ずる民主國體と主權によりて憲法の成立する君主國體とあり、而して我が國は天皇の大權によりて統治せられ憲法は天皇の制定し賜ふところなれば言ふまでもなく立憲君主の國體にして國家の主權を實行する機關組織の總體たる政體もまた立憲君主政體なり、憲法は國家の組織及び統治權の作用を規定せる法規にして我が帝國憲法にありては凡て七十六條分れて天皇、臣民、權利義務、帝國議會、政府及び樞密院、司法、會計、并に補則の七章よりなれり、帝國議會は帝國憲法の規定によりて設置せられたる國家の立法機關にして貴族院及び衆議院の兩院より成る、貴族院の組織は一、皇族の男子二、公侯爵三、同爵者の互選によりて選出せられたる伯子男爵四、國家に功勞あり又は學識あるものにつき特に勅任せられたるもの、及び五、各府縣に於て土地又は工業商業を營むにつき多額の直接國税を納むるもの十五人が互選して勅任せられたるもの、五種の議員より成り、一二及び四は終身議員にして三と五とは任期七年なり明治三十五年に於ける此等議員の總數は二百二十五人なりし、次に衆議院の議員は各選舉區に於て人口凡

そ十三萬に一人の割合を以て之を選挙するものにして帝國臣民たる男子にして年齢三十歳以上のものは被選挙権を有し又選挙権を有するものは同じく帝國臣民中年齡二十五歳以上なるものにして選挙人名簿調製の期日前滿一年以上その選挙區内に住所を有し且つ一年以上土地租十圓以上又は二年以上土地租以外の直接國税十圓以上若くは地租と其の他の直接國税とを通じ十圓以上を收むるものとす、議員は四箇年毎に改選せられその選挙法はすべて單記無記名の投票による、而して明治三十五年に於ける議員の總數は三百六十九人あり、兩議院の議長は歳費として五千圓副議長は三千圓貴族院の被選及び勅選議員並に衆議院の議員は二千圓を受く但し歳費は之を辭することを得るなり、

政府に於ては國務大臣相集りて内閣を組織し内閣は大政の方針及び各部行政の權衡を定むる機關たり、内閣總理大臣は各大臣の首班にして機務を奏宣し旨をうけて行政各部の統一を保持し閣議を開きて重要のことを議決す、内閣には外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商務遞信の九大臣あり、宮内大臣は内閣の一部をなすものにあらずして別に獨立して宮中の事務を管掌し、また樞密院は重要の國務に關し天皇の諮詢に答ふるところたり、次に司法の機關たる裁判所は區裁判所地方裁判所控訴院大

二二  
審院の四種の階段に分かれ司法大臣は裁判所及び検事局を監督し民刑その他諸般の司法行政事務を管掌せり、今や我が國に於ける公私の法律は悉く制定せられて殆んど完備の域に達し一般人民の生活は直接に法律の制裁を受け外部に表はるゝ日常行為の大半は全くその左右するところとなり簡單なる行動にも複雑なる手續を踐まざるべからざるに至れり、  
地方の行政は全國を一應三府四十三縣に分ちて之を行へり、府縣は國の最上級の行政區畫なると同時に一の自治公法人にして官の監督を受け法律命令の範圍内に於てその公共事務並に從來の法律命令又は慣例により及び將來法律勅令により府縣に屬する事務を處理す、府縣の自治に關する機關は意志の機關として府縣會府縣參事會あり又執行の機關として府縣知事あり北海道廳の行政は府縣に類し臺灣總督府及び警視廳は各その官制を異にせり、次に郡は同じく法人として町村と府縣との間に介立する公共團體にして市制を施行せざる地にありて町村を包括せり郡會及び郡參事會は意志の機關となり郡長は執行の機關たり、最後に町村及び市は地方自治團體の基礎をなすものにして此れ等市町村は法律上一個人と等しく權利を有し義務を負担し管内の公共事務は官の監督を受けて自ら之を處理す、その自治の機關は二者に分

一は意志の機關にして市町村會之にあたり二は執行の機關にして市にありては市參事會町村にありては町村長之にあたり、  
國防に關しては我が國の臣民にして滿十七歳より滿四十歳までの男子は惣て兵役に服すべき義務を有せり、兵役は常備兵役を分ちて現役及び豫備役に分ち其他後備補充國民兵役の區別あり、現役は陸軍三年海軍四年にして滿二十歳に至りたるもの之に服す、陸軍には陸軍大臣ありて軍政を管理し參謀本部ありて帷幄の軍務に參畫し教育總監部ありて兵監及學校を管し此の外東中西の三都督部ありて各四師團を總管し國防の事に參與せり、全國の壯丁は之を十二師團に配置しすべて三十旅團あり、現役兵員は詳知するを得ざれども大約二十萬以上なるべし、次に海軍には海軍大臣ありて軍政を管理し海軍軍令部ありて國防及用兵の事を掌り、全國は之を分ちて四鎮守府とし出師の準備、防禦の計畫、海軍區の警備をなさしむ、明治三十五年に於ける帝國の軍艦は一等戰艦以下水雷驅逐艦に至るまで八十餘隻二十六萬噸を數へ同時に現役海軍人の數は三萬以上なり蓋しかゝる軍備の擴大は凡て日清戰役後に成りしものにして今日といへども世界各國の狀勢につれ國民の輿論は之が完備と擴張とに一致すといふべきもその經費の出所を求むるが爲には帝國臣民の常に苦しむと

ころなり、

次に帝國の財政につきて觀察するに中央政府の財政は三十五年度に於て歳入歳出共に二億八千餘萬圓に達し十年以前に於ける經費の三倍以上に及べり之れ多くは軍備土木の擴張に伴へる増加にして此等の支出に充つる收入の重なるものは一等税としての酒税、地租、關稅及び二等税としての營業稅、所得稅、砂糖消費稅等なり、また同年に於ける地方府縣の歳入は四千七百萬圓歳出五千百萬圓、市は歳入二千萬圓歳出千五百萬圓町村は歳入五千二百萬圓歳出四千八百萬圓にして土木教育は常に支出の主位を占め同じく十年間に殆んど三倍の増加を示せり、同じく三十五年度に於ける政府の外國債はなほ一億圓に足らざるも内國債は四億三千萬圓に達せり、又同年日本銀行が調査したる我が國全株の富は土地七十億圓その他貨物建物等を合計して僅に百十六億八千萬圓なりといへり、

すべて人類はその生活に必須なる衣食住の需用を満足せしめんがため常に之れ等を天産物及び人造物に追求して止まざるものなり、而して一般人民の生業はその國に於ける地質と氣候とによりて決定せらるゝものにして我が國のときは此れ等二者の稍農耕に適せるを以て國民は太古より富源を地上に求め耕稼の業に従事するもの

生業の有様

多く従ひてその收益も尠からざりしかば古來農は國の大本と稱し農國を以て自ら誇れり、然れども今日に於て尙我が國は農國として果して他國に跨るに足るべきか否かは疑問に屬するところなり、現今我が國耕地の面積は田畑大約五百萬町にして北海道臺灣を除き惣面積の一割七分強にあたり之れを歐洲の各國に比すれば瑞典、挪威、瑞西等に一步を過ぐるのみにして獨逸の二分の一佛蘭西の三分の一の割合なり、又土地の分配は大地主なるもの少なく小地主小作人多く全人口の七割九分は全く農業に従事せり、農産物の主なるものは穀物にして就中米は毎年の産額大約四千萬石を超へ麥は裸麥大麥小麥を合して二千萬石に達し大豆、粟、甘藷、馬鈴薯等之に次ぐ、その他繭、茶、漆、烟草等の産出少なからず、次に牧畜に於ては我が國古來之を專業とするものなく家畜は唯耕作運搬の用に供するに過ぎざるを以て生業中最不發達の位置にあり、然れども近來肉食の流行につれ幾分の進歩を見るに至り三十三年に於ける牛馬豚山羊綿羊の合計漸く三百萬頭に達せり、此の他林業漁業等につきては稍見るべきものあるも茲にこれを贅せず、

我が國の地質は種々錯綜せるを以て鑛物の分布多く諸種の金屬非金屬を産出すれども石炭及び銅の外は到底鑛産物として世界の上に誇るに足るものなくその鐵鑛の少

きがごときは最も我鑛業界并に工業界の爲に惜む所なり、又我が國に於ける工藝美術の業は諸種の原料多きと國民の意匠巧みに且手工に長ぜるとにより古來發達したりしもその大なる製造業に到りては材料の不充分と機械の不完備とにより到底歐米の工業に對比すべくもあらざるなり、而してその稍數ふべきは織物、絹絲綿絲の紡績、陶磁器、酒造、漆器、銅器、蠟燭、摺附木、麥桿眞田等なり、商業に於ては我が國の地勢島國にして多數の需要者を有すべき廣き商業區域を控へざるにより凡ての商區は自ら孤立の姿にありてその内國商業のごときは規模甚だ狭小なり、されども維新後の商業は交通の利便と封建的市府の廢絶とに伴ひて大市小邑共に相應の進歩を示し近來は銀行會社の信用も漸く厚く商業會議所株式取引所等設けられてその活達を計らざるなきに至れり、又外國商業も同じく發達し明治三十四年度に於ける貿易額は輸出入各二億五千餘萬圓に達し十年前に於ける輸出入合計一億五千萬圓に比し正にその三倍以上の増加をなせり而して輸出品の重なるものは生絲を第一とし綿絲、石炭、羽二重、銅之れにつき輸入に於ては棉花を主位に置き砂糖、石油、金巾、鐵類、米、機械類之れに次げり、さて現今文明諸國の生業界を通觀するに人口多きところは一般に商工業盛にして農

工商の各業に従事せる人民の比例は英國は工六十、商二十一、農十九、獨逸は工四十五、農四十二、商十三、農業國の名ある佛國は農五十五、工二十五、商二十、新開地なる米國は農五十二、工二十九、商十九なり、而して我日本は實に農七十九、商十四、工七の割合を示せり、かくて日本今日の經濟上の位置は殆んど農業の盛衰に左右せらるゝに拘はらず人口は増加して止まるところを知らず地方は既に盡して餘りなきに至りたれば今後に於ける經濟上の立場は言ふまでもなく學術智識の應用と計畫とを合せたる人爲の力を以て獨逸のそれのごとく世界の資本を利用し世界の天産を發揮し以て最後の成功を期せざるべからず、然るに日本社會の人心はなほ尙武的精神に富み經濟的好尚に冷淡にして西洋の諸國に於けるか如く國民の經濟的能力の發展を中心とせる上下の行動未だ充分ならず、彼の既に實業専門の學校を卒業したるものにして備はるべき會社なく又爲めに資本を投ずるものなき今日の有様は或は時勢の然らしむるところありといふべきも主として國民上下の怠慢に歸せざるべからざるなり、

交通の利便は維新後大に開けたるものにして道路はその廣狹に従ひて國縣里の三道に階級し、此等道路の改良と共に直接の關係を有せる人力車、自轉車、馬車、荷車

交通の便

等も著しくその数を増加せり、鐵道は明治三年東京横濱間に十八哩を敷設せしを初めとし今日に至るまで三十餘年間漸次發達し來り明治三十五年五月の調査によればその延長、官設線は約千二百哩私設線は約三千哩に及べり、又電氣及び馬車鐵道の設けなきにあらず、郵便電信の設備に於ては殆んど完備し今や電話の架設に急げり、次に我國は四面海を繞らす故に海運の業著しく發達し三十五年度に於ける帆船の数は三千を越え汽船また一千に達し、日本形船の惣數は二萬二千あり而して水運會社の重なるものは日本郵船、大阪商船、東洋汽船等にして競ふて内外の航通に従事せり、なほ思想交通の機關たる新聞雜誌報告等の發行は漸次盛なるに至り一般人智の開發に貢獻すること遠く書籍の上にあるがごとし、

### 教化の程度

總べて人間行爲の外部に現はれたるものと支配し之れに直接の制裁を加へしむるものは法律の力にして此れ等の人間行爲に動機と目的とを付與し正道に進み邪惡に陥らしめざるものは教化の力なり、而して此に所謂教化の力とは彼の宗教教育及び一般社會の人情道德が人心に及ぼす影響を總稱するものにしてその人類が屬する國家

の文明の程度を區別する主要の標準たるべきものなれば勤めて充分なる觀察を下さんとす、

國家と宗教との間には各國相異なる關係を有するものにして大體に於て之れを三つに區別し得べし、國家の主權が特に或る教會を定めて其の臣民の當に入會すべき教會となすときは之れを國教といひ今日露國が希臘正教を國教となしてその教會に對する臣民の義務を定めたるがごとし、次に國家の主權が國家に無害若しくは有効として之れを公認しその公法上の權義を定むるも其の他宗教に關して臣民に一定の義務を命ぜざるものは之れを教會公認とす故に反面より見る時は消極的國教主義ともいふべく又積極的に見れば國家に害なき限り信教の自由を許すといふべきなり我が憲法のごときは此の主義にして歐洲の諸國も多く此の主義によれり最後に國家が宗教教會に對し其の主權の勢力を及ぼさざるものを教會放任と稱し現今共和國に多く行はれ米國の如きは其の最良の標本たり、

我が國は由來神國と稱し昔より神を崇拜すること一般に行はれ衆民が宗門寺を持つてることと筑紫の隅より奥羽の端に至るまで鎮守の社なきところなく都市にありては數町の間に村落にありては一村又は一字ごとに氏神或は産土の神と稱へて奉祀せり

之れ所謂村社郷社にして其の部民は氏子の義務なりとし毎年莊嚴なる祭典を行ふを常とす、蓋し産土の神とは初めよりその産土にありし神にして氏神とは民の祖神なるが多く、年所をふると共に何時しか姓氏も失せ祖神も忘られて遂に二者を混同するに至りたるなり、その他神佛混同の餘習はなほ世俗に行はれ佛壇の外に親しく神祇を拜禮せんが爲めに家に神棚を備へ神符を祭り朝夕拍手し祈禱をなすもの多し、而して上皇室にありては最も宗廟を重んぜられ宮中に大賢所あり、伊勢の大廟をはじめ幾十の官幣社には年々勅使を立て祭典を施行し以て一般臣民に神を敬愛すべきことを例示せられ官幣社に過ぎて國幣社ならびに縣社あり何れも莊麗なる社殿を備へ盛大なる祭典を行ふ、なほ往古より國家に勤勞あり或は國難に殉じたるものをば別格官幣社として之れを祭祀せらる然り而してこの別格官幣社が忠臣偉人を祀れるよりして世の愚人は或は解釋を誤りて宗廟の神までも本は人間なりとの思想をいだき何ぞ深く之を崇拜するに足らんなど、口にするものあるは誠に神威を濫すものといふべし、又所謂宗旨としての神道なるものは之の拜神より轉化したるものにして多くの神派に分れまたその信徒少からず、今日我が國に行はるゝ佛教の宗派はその數多くして眞宗眞言宗禪宗日蓮宗淨土宗な

どはその重なるものなり、中にも眞宗はその説くところ俚耳に入り易きがため最もよく世に行はれ寺院僧侶の數もまた最も多し眞宗につぎて信徒多きは眞言宗にして禪宗日蓮宗等また之れにつげり、而して各宗派はその總本寺に管長ありて之を統轄し僧侶を作るためには各學校を立て中學林大學校、大學林など、稱し多數の生徒を養成せるを以て僧侶の供給につぎては不足を感ずるが如きことなしといへども、彼等生徒は講話をなし經文を讀み哲學の理論を職はずに熟達せるもその操行は少しも修まらず僧となりたる後もその實際の價値あるもの殆んど稀なり、之れ即ち我國宗教界の大缺點といふべきものにして今日の僧侶は道德行爲の先導者にあらず唯葬式と法會との道具に過ぎざるに至れり、而して一步退きて佛教信者の方より見るも稍信者らしきは或は雪をいたゞき或は藥罐を冠りたる老翁にあらざれば腰を二重にしたる老嫗の時に寺參りし又は朝夕佛壇に向ひ讀經するのみにて年若きもの、内には心よりかく信仰するものとは殆んど稀にして唯家風に餘儀なくされて形ばかりの拜禮をなすに過ぎざるなり、かくて信者の數は漸次減少し來り昔のごとく寄進布施の收納も多からざれば寺院も衰運に傾き本寺本山にはなほ嚴めしき堂塔伽藍の建立さるゝことあれども末寺小刹に至りては附屬財産のあるものはいざ知らず然らざ

るものは僧侶もその日暮しといふべき有様に御堂も庫裡も自然の荒すにまかせ改築修繕をなすがごときことなし、かゝる有様なれば我が國に於ては歐米の耶蘇教國の如く宗教的團體にして貧民を救助し公益を計る等の事業をなすこと甚稀なり、耶蘇教の我が國に傳來したるは足利氏の末年にしてその宗派は「ジエスイット」なりし、かくて織田豊臣の二代より徳川の初めにかけて信者も多くその勢力も盛なりしが彼の天草の亂に一頓挫をなしてより暫く何等の聲もなかりしが近代に至り天主教をはじめ新教の各派は續々傳來し信教の自由となれるに乘じ此れ等の宗教家は熱心に布教に従事し以て今に至れり、而して現今我が國に於ける基督教の信者は十萬の多きに達し都市には必ず教會の設けあらざるなく傳道者は熱心に信徒を作りつゝあり、信者の數は天主教徒なほ過半を占むといへどもその氣運の盛なるは新教にしてその宗派甚だ多く、組合教會、一致教會、浸禮教會、福音教會監督教會、美以教會、「ユニテリアン」、救世軍等あり、此れ等新教の本據ともいふべきものは本國に於ける所謂傳導會社にして一般信者の寄附によつて成立し各國の傳導事業はみな之れより四方に分派さるゝものなれば我が國に於ける教會の事業に要する經費のごととも其の一部は我が信者によつて償はるゝもその大部は英米等に於ける會社より供給さ

るゝなり、かゝる理由よりして我が信徒は彼の部會年會等に於てその意見を貫くことかたく従ひて有力なる信者の間には獨立して此の事業をなさんと企つるもの追々増加するに至りぬ、然り而して一視同仁を以て主義とせる基督教は徒に神を祭り祝福を祈るを以て信仰の本分を盡し得たりとせず、種々の公益を計り、中に就きても教育事業に最も重きを置くものゝ如く我が國に於て此れ等基督教徒の手になれる學校の顯著なるものをあげれば京都の同志社、平安女學校、東京の青山學院、明治學院、曉星學校、立教女學校、正教女學校、神戸の女學院等なり、その他、日曜學校、感化院青年會等一として社會の利益を謀らざるはなし、すべて神佛を宇宙の眞理と考へて之を尊信したらんには何等の弊害も起らざるべけん、されども宗教はかくのごとくなることを得ず、彼の佛教は地獄極樂を説き基督教は樂園と幽府とを説き祈願と感謝とは皆自己の快樂幸福を動機とし之が充足を希求するに外ならざるものなれば神ならぬ人間は或は困難に遭遇し或は未來の判斷に苦しむ時は己れの意志をすて、神佛に哀願し神人僧侶も種々の靈異を説きて愚俗を瞞着し彼此の状況は相待ちて方便は方便を生み以て多様の迷信、占易、淫祠を生ずるに至るものにして我が國のごときは古來此の例最も多く稻荷の狐、四國の犬神、



二四  
 中國の蛇神、山王の猿などのごときは禽獸蟲魚にして神佛同様の崇拜を受け、又非情の土石草木も時に神異不測のものとして祭らるゝなり、此の他街頭路上に立ちて方位禍福を判断する賣卜者の多きを見てはなほ惑信の盛に行はるゝを知るべし、又供物を神佛に供ふる方法及び目的にはその種類高下の差別あれどもその源に溯れば皆神佛の好意を買はんとしてその必要とし或は好むところの物品特に食品を供したるにあり、蓋し簡單なる人心は神佛を有形にして人間と同様なる需要欲望を有するものと信ずるが故に自らその好むところを供へ一歩進みては神佛は直接に供物を食ふものにあらずしてその香氣蒸氣又は煙氣を吸ふものと考へて香料或は燻供を供ふるに至りしなり、又食料の外に裝飾的なる衣服寶玉の類若くは花木を供するなど一般の宗教的儀式は皆此の理に基かざるものなし、されば宗教の組織は内心の信仰よりも寧ろ外面の祭儀によりて成立したるものにして彼の一般風習の間に於ても此れ等宗教的儀式はその大部を占領せるを以て宗教の相違はその國の習俗に大變化を與ふる唯一の原因なりとす、

明治以後の日本をして斯く長足の進歩をなさしめたるものは社會の機運之を促したるによるといへども主として教育の力なり、惟ふに維新以前の教育は單に士族の教

育にして平民の教育にあらざりければ彼の門閥を廢して人材を朝野に求むるに際して廟堂に立ちて能く政治を料理し得たるものは多くの士族のみなりき、かくて明治新政府の基礎漸く定り全國統一の功を奏するに及びて明治五年初めて學制を頒布し普通教育の模型を定め數年後教育の稍普及せるを見、十二年舊來の學制を廢し教育令を發布し小學教育の大綱を定め以てその制度上の一大進歩を示したり、後十九年に至り從來の教育令が専ら小學校のみに關したるを改め帝國大學、師範、中學及び小學の諸令と諸通則とを發布し兼ねて各種専門の學校を新設したれば學校系統は漸く一貫し次で二十三年に教育勅語を下賜せられ從來その適從に迷ひたる德育の標準も確立するに至りぬ、爾來數度の小改正を経て今日の狀態に達し、しかも彼の學校系統につきましては尙充分の改正を加へんとして常に教育界の大問題となり居れるなり、

我が現在の初等教育は明治三十三年の小學校令によりて實施せられ、學齡は滿六歳より滿十四歳に至る八箇年なり而して尋常小學校に於ける期間即ち最初の四箇年は學齡兒童保護者がその學齡兒童を必ず就學せしむべき義務を負へる時にして國家は之を督責する權利を有し各市町村は授業料を徵集するとなくして之が設備をなさ

るべからず我が國に於ける國民教育即ち之れなり、此の尋常小學校の教ふべき科目は修身國語算術躰操にして土地の狀況により圖書唱歌手工の一科目又は數科目を加へ女兒の爲めに裁縫を加ふることを得るなり、又後の四箇年即ち高等小學校に於ける教育は之れを市町村の自由に放任しその修業年限は二箇年三箇年四箇年の三つありて教科目は修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、躰操とし女兒には裁縫を加へ四箇年程のものにはなほ英語を一般に加ふるを得るものとす、三十三年度末に於ける全國の小學校數は二萬七千を越へ兒童の數は四百七十萬に達せり、又之れに従事せる小學教師の數は既に十萬に及びその養成は數十の男女師範學校に於て之をなしなほ檢定試験によりてその缺乏を補充せり、かくて我が國の初等教育は獨逸佛國等のそれに加かずといへども漸くその完璧に達しつゝあるものなり、

次に中等教育は中學校及び高等女學校の施す所にして男女子に必須なる高等普通教育をなすを以て目的とし、各府縣は勅令により右二學校を設置すべきものたり、此れ等二學校に入學することを得るものに年齢十二歳以上にして高等小學校第二年の課程を卒りたるもの及び之れと同等の學力を有するものとし、その修業年限は中學

校は五箇年にして高等女學校は四箇年なるも土地の狀況によりて一箇年を伸縮し得るものとす、而して近年頗る發達したるものは女學校なり、此の他中學程度のものには工藝商業農業航海等の諸學校ありて各専門の教育を施せり、

高等教育は専門の學識技能を研究するを目的とし、その學校の多くは文部省の直轄に屬せり、我が帝國大學は東京京都の二校にしてその學生四千に近く之れが豫備門たる高等學校は凡て八つ今や中學の卒業生を入る、餘地なきに苦しめり、その他師範、商業、商船、工業、美術、農林、醫學専門等の各高等學校何れもその増設を迫られざるはなし、かくて文部省が之れ等の爲めに支拂ふ所の金額は年々四百餘萬圓に達せり、その他私立のものには早稻田大學、慶應義塾、日本女子大學校等あり、又陸軍士官學校海軍兵學校のごときは別に陸海軍省の管轄に屬せり、

學校の設備既に斯くのごとし今進んで其の内容を見るに教育の材料と方法とは共に歐米より取りたるものにて就中獨逸及び亞米利加風なるもの最も多く行はる、斯く歐米の文化を學びつゝ世界の風潮に後れざらんことをつとむる我が國にありては勞ひ彼等の國語を知り之れによりて新知識を求めざるべからず、彼の中學以上の教授に於て多くの課程中特に外國語に最も重きを置き過多の時間を消費するは之れが爲

めなり、而して本來の國語と根本の相違ある他國の言語文字は一朝にして習得しうるものにあらず多年孜孜の讀書も以外に効力少なく高等の學校にあるものもなほ彼の原書によりて自由に學識を得ること稀にして單に外國語の何たるかを知るに止まるもの少しとせず、之れ我が教育上最も不利益なる點にして世の識者が官立翻譯所設置の急務を唱導する所以なり、曾て或る英國人が印度を旅行したる時の日記の一節に

Every where I found it both cultivated and spoken fluently by the most educated Indians-to the neglect of I am sorry to say, of their own vernacular languages.

とあるを見たり、歐米人の我が邦に來り遊ぶもの之れと同じく氣の毒なりとの感而起すなるべし、而してまた教授上の缺點につきていへば初等教育は形式になづみて徒に舉止動作の一致に留意し或は諸帳簿の整理を事として自ら兒童に摸範を示すことをつとめず中等教育にありては教諭等は生徒に數多き加かも難澁なる學術の注入を事とし知識の確實と同化との必要を忘れたるがごとく高等の教育に至りては教

授等は徒に「ノート」を朗讀し學生は専心なる「タイプライター」となり果てその寫したるところを暗記して試験の通過を全くし爲めに良好なる參考書を繕くもの甚だ稀なり、蓋し此れ等に對する原因種々あるべしといへども主として初等教育にありては視學校長等が相競ふて皮層の完美を喜ぶにより中等教育にありては教師が自己の知識を衍ふこと餘り多きに基づき高等教育に於ては參考書の源泉たる圖書館の設置未だ少きと教師が毎年の講義を少しく改めて足るの便利あるとによるなるべし、何れにしても此れ等の缺點は教授の改良上最も急務の點なりとす、また體育の方面につきて見れば兵式普通兩種の體操は必須の科目として常に練習せられ從來武藝として學ばれたる劍道柔術はその名さへ墜劍柔道と改まりて只管身體を鍛鍊する方法と變じその他諸種の遊戯は皆同じ目的を以て獎勵せられざるなしといへども學校教育の主眼たる德育に於ては常に良好なる結果を奏せずして師弟の情誼既に完全ならざれば従ひて模範たるべき校風あるもの絶えてなくしかも滔々たる社會の惡風は自ら感染して日に墮落學生の多きを見るは斯界の爲に患ふべきことなり、斯くのごとくにして人生の或る時期に於ける學校教育なるものはその効果以外に鮮く一箇人一國民の品性の大部は皆外圍社會のために陶冶せらるゝものなればその時

代に於ける人情道徳なるものはその社會の維持者たると同時に次に來るべき時代の人情道徳の先行者として最も價値を有するものなり、然り而して人情道徳なるものは一朝にして成生せしものにあらざるがごとくまた一朝にして改廢せらるべきにあらず東洋には自ら東洋の人情道徳あり西洋にも亦西洋の人情道徳あり之れ等二者の間には互に一致せるところなきにあらずといへどもまたこの根底より相容れざるところ少からざれば直に一方より他方に移植し以て適當なる發達を期すべからず、かゝる道理よりして我が國固有の道徳は西洋諸國のものと調和すべからざる點多きに拘はらず彼の徒に西洋道徳の美を稱するものはその眞の美を取り得ずして自己の罪惡を遂ぐるために口實として之れに名義を借るもの多く自由結婚といひ箇人主義といふがごとき皆然らざるはなし、蓋し我が家族制度の如きは古き歴史を有し些の缺點なきにあらざるも東洋の美風として他に誇るべきなり然るに極端なる箇人主義を唱へて家庭の圓滿を破らんと企つるものあるは誤れるの甚しきものといはざるべからず、

我が國の家庭は戸主養護の下に父子兄弟相集りて形成するものにしてその圓滿なるものに至りては和氣充溢到底歐米人の夢想し得ざるところありといへども若し然

らざれば紛紜常に絶へず中にも姑婦の關係は一般に圓滑を缺ぎ秋茄子婦に食はずなとか或はこちらの頭嫁に食はせとか諺にもある如く互に嫉視する傾あるは最も患ふべき事實なり、次に一家及び社會に於ける男女の關係は東洋一般の風として男尊女卑の慣習行はれ女子は未だ充分社會の上に重視せられず一夫一婦の掟なるに拘はらず或は妾を蓄へて主婦の權利を無視するもの多し、されども一方より觀察すれば孝行は我が國道徳の標準なるが故に子孫よりは常に尊敬せられ家内に於ける主婦の權利なるものは却りて西洋の各國にも勝りたるところ多く又近來教育の進歩につれ女子にして獨立するもの漸く多からんとするに至れり、

次に我が國現時に於ける社會全般の道徳につきて見るに交通の頻繁なると新聞小説等に淫猥なる記事多きとにより一地方の罪惡は廣く社會に傳播せられ之れがために益々罪惡を行ふ動機を附與するに至り上流社會の悖倫は意外に甚しく下流社會の腐敗と呼應して比較的責任を重んじ社會活動の中樞たる中流人士の墮落を促し今や官吏僧侶の腐敗はいふまでもなく從來や、廉潔の名を博したりし教育社會に於ても收賄その他のために公權を奪はれて刑役に服するものあるに至り遂に世の後進者をして道徳の所在地を認むること能はざらしむる状態に到達せり、またこゝに注意すべ

きは我が國の醜業婦にしてその名世界に高く内地到るところ遊廓の設けあらざるは  
なくなほ餘りある醜業婦は遠く國外に出て遂に亞細亞の諸地方に於ける商業貿易地  
に蔓延するに至れることなり蓋し娼婦の存在は社會の上に害毒を流すこと鮮からず  
といへどもなほ之れを消極的に觀察すればその流毒の必しも娼婦の甚しきに至ら  
ざるあるは彼の廢娼論の屢唱へられて實際に行はれざる所以なり、之に反し所謂  
藝妓なるものは全く廢し得らるべきものにして若し今日一般の人士がその酒樓に於  
て歡樂するところを改めて之れを家内の和樂に求めたらんには從來無風味なりし家  
庭も頓に圓滿となり遂に社會全體の風儀をも改善するに至るべきなり、  
右に述べたる外我が國民道德の最も缺點とするところは社會全般に於ける信用の欠  
乏なり、蓋し我が國は古來忠孝を以て教育の大本とし信義につきて冷淡なりし結果  
にして現今一般の信用道德をして眞の價値あるに至らしむるにはなほ一段乃至二段  
の進歩をなさしめざるべからず、見よ田舎の人は所謂馬鹿正直にしてその甚だしき  
に至りては取るべきこともなほ之れを取り得ざるもの多し而して此れ等の人も一た  
び鐵道開港等の利便によりて内外の交通稍繁きに至れば從來の愚直は忽ち輕薄權詐  
恐るべきものと變じ十錢のものも之れを一圓に賣りて敢て恥ぢざるに至る之れ現今

我が邦人の大部分が位置せる第二の階段にして實際商業貿易の能く證明するところ  
なり、次に一步進めば自然の制裁として詐術は最後の勝利者にあらざることを自覺  
し對者の如何に關せず信實を以て常に之に接せんとする最後の階段に達するものに  
して此の如きは我が國大都會中交通の最も頻繁なる所に於て僅に之を見とめ得べき  
なり、要するに此の點に關する我が國社會道德進歩の過程に於ける田舎の淳朴は必  
ずしも喜ぶべき現象ならずして完全なる發達に最も遠きものなり、

### 一般の慣習

現在の社會の上に風習として行はるゝものはすべて何等の意義なきに似たれどもそ  
の始めに溯れば皆各その意義と必要とありしものにしてその初め社會に必要ありし  
ことの屢反復せられて終に風習となりしものなり、かくて一般の風習は往々個人  
の便益に背くことあるも一人之れを行はざれば己れ他と異なりたるものとなるの不便  
あるが故に皆自ら制裁せられてその風習に従ふことなほ彼の道德が社會的必要よ  
り生じて一定の規範となり終に人間行爲を制裁し得るに至りたるがごとし、  
我が國家屋の構造は一般に夏の生活によけれども冬の生活に適せず、寒地には煖爐

の設もありて室内には充分の温度を作れども戸壁の間隙につきては未だ完全の防備あることなし、而して我が國は地震多きがため煉瓦石造のもの鮮く又毎年暴風の襲來あるが故に三階以上の家屋は甚だ罕なり、されども國民は風流を愛するを以て座敷の造り様も雅致を旨とし中流以上の家には庭に假山水を作り花卉を植ゑて之を樂しめり、

衣服の制は上古にありては筒袖に窄袴なりしが支那朝鮮との交通以來潤袖に袴を着け冠を戴くの風となり漸次變遷して今日の服裝を馴致したるものにして近年泰西の諸國と往來してよりはまたその服制にならひ朝廷の禮服を初め軍人官吏學生の制服の如きは悉く洋服を用ふることとなり女子も貴顯のものは洋製の盛裝をなすに至りたれば一般人民の間にも洋服を着くるもの漸く増加せり、而して彼の保守自尊の支那朝鮮等の内地に至るときはその愚民は我が邦人の洋裝せるを見て之を怪しみ貴邦は何時西洋の屬國となりたりやと問ふことありといふ、果して洋裝せるもの愚なるか問ふもの愚なるか此に説明せざるべし、すべて服裝は氣候并に起臥に親しき關係あるものなれば我が國の服制を改めんとならば先づ家屋の造り方より改革を始めざるべからず彼の農には洋服をつけ夕には和服を纏ふ不便と不經濟とはいふまでも

なく身軀の上にも思はぬ不衛生となるが上に服制の不統一は外見國民の不統一を表はすものなればその統一は最も急務とすべきなり、かくて近き數年の間女學生の袴を着くこと流行し小學校をはじめ女學校は勿論さては職工にして之れに習ふもの多く之れに反して男子の之れを穿つこと却りて減少したるはまた服制の一變化といはざるべからず、

食物は生命を維持する唯一の條件なればその人生に必要なこと衣服住居の比にあらず、而して我が國由來滋養品を食らざる習慣を有しその身體の發達に影響せること甚だ大なり、今日に於ける飲食の有様につきて見るもその日常取るところの食物は多くは炭素含有物にして窒素を含めるもの至りて鮮なし即ち米、麥、豆、薯蓣、馬鈴薯、野菜等は常食の主なるものにして副食物として用ひらるゝ肉類は多く魚肉なるも村落にありては普通の活計をなすものも二日乃至三日に一度といふべき姿にて牛肉豚肉の日常用ひらるゝは殆んど都市の住民に限れり、我が國食事の度數は三度を普通とするも實際に於て農家その他の勞働者が四度或は五度の多きに達するはその原因主として食料の滋養の乏しきによれり、普通の飲料は酒と茶なるが近來麥酒その他の西洋酒を初め牛乳の消費漸く増加せり、次に饗應の有様を見るに田舎の

献立は舊式その儘なれども都會に於ける料理店及び上流の家庭には西洋料理を出し折々の宴會には和洋混淆の料理を見ること屢なり、

之れを要するに我が國維新以來一時は極端なる歐化主義に云爲せられ一に洋装二に洋風と様々の模倣に熱中したることありしも今や極端なる心酔は反動によりて少しく警醒せられ純粹なる國風は便益なる外風と調和して漸く眞摯なる融和に近かんとするに至れり、

冠婚葬祭

古來冠婚葬祭を世に四禮と稱へ人生の大禮とせり、されども時と所とによりその儀式を異にするを以て一概には言ひがたし、今その最も普通なるものにつき簡単に記述すべし、

小兒出生の後七夜、宮詣、喰初などの式は今なほ一般に行はるれども彼の髮置袴着元服のごときは既に廢れて何等の儀式あることなし、

一家一門の幸不幸は婚姻の正不正に起因すること多し之れ嫁娶の忽諾にすべからざる所以なり彼の早婚晩婚の弊害につきては社會學上種々の議論あることなるが我が國は法律上結婚年齢を男子十七歳女子十五歳以上と定め又男子三十歳女子二十五歳以上を達すれば自由に結婚することを許せり、而して實際に於ては高貴なるもの富

裕なるもの間には早婚行はれ辛苦勉勵以て事をなさんとするもの及び貧困者の間には晩婚多し、又血族結婚は從來一の便法として行はれたりしが今は民法上三親等内以下の血族につきて之れを禁止せり、此の他妻を擇ぶにあたりて血統身分年齢婦徳躰質教育等多くの條件に注意を要すれども悉く之れ等の諸條件を満足すること至りて難ければ唯血統躰質婦徳の如き必要條件につきて之れが撰擇をなすべしに或は容貌に迷ひ持參金に暗まされ或は不義の結果他を願る暇なく遂に一生を誤るもの、甚だ多きは痛嘆の極といふべし、

習慣と儀式とは自ら差別あり許嫁の如き見合の如き之れを純然たる儀式といふを得ず、結婚の式は先づ結納を以て始まるものにして甲の一家と乙の一家と全然關係なきものを己が口に旨く纏め彼と是とをして骨肉の交りをなさしむる大役たる媒人の一働きにより結納の取交せも首尾よくすめば婿家より輿入の日を定めて婿家に言ひ送るなり、さていよいよ結婚の式日となれば新婦は媒妁人家族親戚等に伴はれて婿家に至る其行列は馬車人力車にて行くあり輿に乗るあり徒歩にて行くあり、その調度などの様も身分と土地とによりて異なれり、かくて婿家につくや新婦は直に化粧室に導かれ更に粉黛を粧ひ衣帯を更へやがて座敷に出づ即ち茲に三々九度の式を

なし次に家内親類の結盃もすめば新夫婦は更に部屋に入りて床盃をなし是れにて所謂祝言は終るなり、古人いふ男女とも婚姻せる翌朝の心を忘れざれば夫婦の情も一生睦じく家も穩に治まるべしと實にさもあるべしと思はる結婚の儀式につぎて婚禮披露、部屋見舞、里見舞などのことあれども所の習はしにより様々の相違あるべし、近來一般に行はるゝ婚姻には畧式なるもの多く又既に舊式の婚禮法をすてゝその改革を唱ふるものあるに至れり、

次に賀儀には男女とも六十一歳に達するときはその誕生日にあたり親戚知己をまねき祝宴を張り還曆の祝といふ、年老ひて再び小兒の昔に返りたる意より起れるなり、古稀の祝、喜の字祝、米の字祝等同じく壽を賀するにあり又男子は二十五歳と四十二歳とを以て女子は十九歳と三十三歳とを以て厄年となし此の年には災害にかゝることありとて諸事を謹み殊に男子の四十二歳と女子の三十三歳には厄祝とて知己親類を招き盛に酒宴を催し兼て厄拂ひ厄落しなどの行事を行ふ、死は人生の免るべからざるるところにして死體を葬りその靈位を祭るはまた人の避くべからざる務なり、我が國に於ける喪葬追祭の儀式は宗派によりて幾分の相違あれども一般に佛式によるものなればその梗概を茲に示すべし即ち死者あるときは家族

は先づその枕側に燈香を供へ直に訃を四方に報ず、斯て人々集り悔辭をのべ香華料を贈り且葬儀の準備をなす、(葬儀屋に受負はしむるもあり)檀那寺よりは伽僧來り枕經を誦し位牌に法名を記して死者に授く、次で湯灌を終り剃髪して白衣を着せ念珠を持たしめて棺に納む、此の時死者生前の遺愛の物品、六道錢草鞋杖などを入る、棺の上には棺衣をかけ更に柳又は輿に納むるを例とす、野邊送りは通常一晝夜の後にありて遅きは三四日乃至一週間なることあり、送葬の鹵薄は貴賤によりて異なれど要は先驅先づ導き香燈、紙花、生花、幡、天蓋、位牌之につき棺は中央にあり祭主後に従ひ親戚故舊之に伴ふにあり、而して多くは外觀を飾るを旨とし僧侶及供人の多きことを願へり棺運ばれて葬場に至れば僧は棺前に讀經し次で埋葬或は火葬す、埋葬したるものは墓をその上に造り火葬したるものはその遺骨を祖先來の墓地に藏むるなり、死者の縁屬は忌服あり、仕官せるものは賜暇籠居して齋戒しその期限は親等の遠近によりて差等あり、初七日及び逮夜には法會を齎みて冥福を禱り月々の命日一週忌以下の年回には常に嚴かなる供養をなすものなり、



支那の文明を輸入したる時代より太陰曆を用ひ來りたれば明治の御代となり俄に太陽曆に改めたるも久しき間の習慣は之れがため一朝にして悉くその根本より變改すること能はず曆表の如きは尙新舊兩者を併せ載する程なり、されば今日に於ても朝廷の儀式及び公の行事を除きその他は一般に新舊併用の有様をなし殊に片田舎にありては全く陰曆を用ひ學校に通ふ兒童の外は陽曆の月日を心懸くること稀にして唯月の虧盈によりて日を數ふるもの多し、要するに曆數はその何れを用ひ或は之れを併用するも敢へて著しき弊害なきに似たれどもその國風の一致改良を計り不經濟の費途を節減せんとするには孰れかその一を專用すること意外の急務なり、現在我が國に於て朝廷より定められたる祭日は四方拜以下十祭にして中につき四方拜紀元節天長節を特に三大節と稱し上下之れを祝ひ學校に至りては嚴正なる儀式を擧ぐることに規定せるも此れ等の祭日の外日曜日には學校兵營官衙會社等の休日となり居れども地方の農民などは全く知らざる有様なり、

一月一日は年の始にて九重の大内より蟹の苦屋に至るまで輕重の相違はあれど門松、注連繩の飾り嚴かになし屠蘇酌み雜煮餅に腹太らして新玉を祝ふ有様は皆同じ、而して正月休みは陰曆に従ふもの最も多く新舊共になすもあれど全く陽曆に従

ふは三府その他の大都市に過ぎず、又關東の諸地方にては陽曆の二月一日を以て一月の式を行ふあり、次に立春の前夜は節分とて鬼やらひをなし煎豆を家の内外に撒きて之れを祝ふ、三月三日は雛祭又は桃の節供と呼び蓬餅白酒を作り女兒は雛を祭る、五月端午は男の節供など稱し菖蒲をかけ柏餅を作ること古來の例なり、六月三十日は半年の終りなれば大抜の式所々に行はる、七月七日は棚機祭とて竹に端冊を結び二星を祭ること田舎にはなほ盛なり、七月十三日より十六日までは所謂盂蘭盆にて祖先の墓を祭り寺院に參詣す、一に中元と稱し正月に對し一年の半に相當する時期なれば盆節期の取引一般に行はる、八月一日は八朔とてなほ休業するところあり、同月十五日は諸國の八幡祭にして此の月よりかけて九月十月の間には一般に鎮守社の祭禮行はれ時候漸く涼しく秋收の見込も立ちたれば何處も人氣立ちて最も樂しき時期なり、十一月の冬至も過ぎて十二月の下旬となれば歳暮の勤め忙はしく年の市立ち餅搗き大抜などありて再び新年を迎ふるなり、以上の外神祭佛會の類夥しく何れもその半面は民間四時の遊樂にあらざるなく且春の花見夏の納涼秋の觀月冬の雪見さては春夏の旅行巡拜等人生の娛樂として全國到るところに盛なり、

從來我が國に行はるゝ音曲は箇人單獨にて歌誦すること多く多數相集りて合唱する

こと至極稀にして祈禱などの外にはさることなかりしが今日にては泰西にならひ學校生徒の一團が異口同音に唱歌すること盛に行はれ「君が代」は我が國の國歌ともいふべく儀式祝宴等には必ず歌唱せられて國民の愛國心を陶冶せり、

The image shows a musical score for the Japanese national anthem 'Kimi ga yo'. It consists of three staves. The top staff is the vocal line, written in a soprano clef with a 4/4 time signature. The middle and bottom staves are piano accompaniment, with the middle staff in a treble clef and the bottom staff in a bass clef. The lyrics '君が代' are written below the piano part. The score includes various musical notations such as notes, rests, and dynamic markings like 'f' and 'mf'.

次に我が國に行はるゝ樂器の中最も普通なるは從來の三絃（三味線）なれども元來淫聲を發すること多きが故に今日にありては高尚なる樂器として取り扱はれざるに至り唯優美なる琴は依然中流以上の社會に愛玩せられその他從來の笛太鼓銅羅琵琶等何れの地にも流行せり、然り而して近年外來の樂器盛に用ひられ單に樂器といへば殆んど西洋樂器を意味するに至り「オルガン」の如きは教育上必須の機具として何れの小學校にもあらざるなく「バイオリン」「ピアノ」の如き同く用ひられ従ひて一般民家にも之等の樂器を使用するもの多く又彼の樂隊の如きは既に世俗と融和し來りかくて音樂上の大變革を演じつゝ國民の趣味と嗜好とは漸次改善せられんとす興行物の主なるものは演劇にしてその歌舞伎は昔室町時代の幸若舞に胚胎し徳川時代の至り慶長より承應にかけて前後も國歌舞伎若衆歌舞伎の流行となり何れも淫靡の惡風を播流するものなりとて一時幕府の禁ずるところとなりしも世俗の嗜好するところ終に制止すべからずして元祿の頃には既に名優現はれ貞享には劇場も本舞臺となり漸次今日の式を備ふるに至りぬ、

抑我が國の歌舞伎芝居は西洋の「ドラマ」にもあらず「オペラ」にもあらず獨特の性質を有するものにして明治十年以來彼の洋行返りの高襟連が或は演藝矯風會を起

し或は演藝協會を立て、芝居の改良を唱へ新作脚本を舞臺に上せ演劇の品位を高めんと謀りしも皆失敗に了りたり、歌舞伎の外所謂壯士芝居、操芝居は稍盛に行はれ彼の角力、輕業、能、手品、俄、茶番、劍舞等の小興業は神社佛刹の祭市に見ざるなく寄席に於ける義太夫、淨れ節、軍談、落語、影繪狂言など何れの地方にも行はれざるはなし、

雅遊としては古來茶道插花の二道を初め詩歌俳諧等の道樂普通に行はれ或は古書名畫を蒐めて最上の樂みとせるも多く而して近年浮華なる小説の持囃さるゝこと最も甚しきに至れり、賭戲は最も賤しむべきものなれどもその最も興味あるが故に古來種々の方法によりて行はれ近來は花骨牌の外に西洋骨牌の一種なる「トランプ」一般に愛玩せられ從來の圍碁象棋等と共に博奕の器具たること多し、

遊戯及び運動に至りてはその種類甚だ多く地方によりて多少の相違あり而して今や小學校に於ける所謂遊戯なるものは全國兒童の運動を一定するに至り、且西洋より輸入したる各種の運動は近來大に行はれ玉突、端艇、「ベリースポール」ローンテニス「ピンポン」自轉車乗等は長幼の區別なく等しく流行せり、なほ之れ等につきては西洋各國の章につきて見るべし、

### 朝鮮

#### 序 說

位置及地勢

朝鮮は亞細亞の東部にありて狹く長さ一半島國なり、北西は鴨綠江、長白山脈并に圖們江の一部によりて支那と西比利亞とに境し西南は黄海を隔て、支那の山東江蘇に向ひ東と北とは我が國及び日本海によりて限らる、而して面積は一萬三千哩我が本州と匹敵するばかりなり、

國の西境なる長白山より出づる大關嶺の山脈は支脈より支脈へと國中を奔馳して廣き平野を波濤の如くに變形し高きところは六千乃至七千尺に達せり、國の南部には秃山多く北部には樹木稍茂生し時に鑛山あり、又國の脊梁たる山脈は半島の中央より東に偏して貫通せるがため河流と平地とは西方に多くして東部に少し、

氣候及風景

朝鮮は大陸と島嶼との中間に位せるを以てその氣候は大陸に於けるが如く酷暑酷寒ならずといへども又我が本土のごとく涼夏温冬を保つことなく慶尙道の沿岸は稍暖なれども鳥嶺を越へて忠清道に入れば直に寒く京城以西は更に甚し、而して冬期の間北岸に於ける寒氣は殊に嚴烈なり、されども此の國には所謂三寒四暖と稱する一

種奇異なる天候ありて凡そ一週の中三日非常に寒むければ四日又非常に暖かなりといふが如くに冷熱交換して人民の生活に少からぬ利益を與ふるなり、而して半島に於ける各種の生物は殆んど我が國に異なることなく天然の風景に於ても我が國に類似せる所あり、

人種は蒙古の一種にして最も我が日本民族に近く却りて支那種族に遠かれり、今その血脈につきて考ふるに古來の扶餘族は百分中の五十五を占め靺鞨族漢族穢族の多くと共に混立してその人口一千萬に達せり、一般に是れ等人類の容貌骨格は日本人に類しその顔少し長さがごとく又日本人よりも長け高く額廣しなどいふものあれども之れその服装帽子并に顔の作り方等によりて然か見ゆるなり、朝鮮人はまた男女とも毛鬚少くして男子は悉く鬚髪ならざるなく女子に至りてはその腋下にすら毛なしといへり、然り而して朝鮮民族が繁殖する度合の甚だ緩慢なるは事實にしてその原因種々なるべしといへども彼の早婚の如きは蓋その主因たるべきなり、朝鮮人の氣質は之れを概括すれば怠惰にして柔弱而も不潔なりといふにあり、實に韓人は泰平氣樂にして眠りを催せば所を擇ばずして寝ね雨降れば百事を置きて外出すらなさず放溺を催せば所を擇ばずして排泄す、かくて世人の所謂韓人の三長所と

はその氣の長さと顔の長さと及び煙管の長さことゝにしてその顔の長さはさておき氣の長さと煙管の長さととは驚くばかりにて三尺にあまる煙管を行住座臥暫くも放つことなく田を耕しても物を運びても果ては半日も湯に浴しながらなほ喫みつゝくるなり、かくて今日は之れをなし明日は彼をなすべしといふが如く家事の定めをつくることなくその道を歩むにも悠々として進取の氣象の皆無に見ゆるは旅人の常に呆るゝところなりとす、思ふに此れ等の氣質を馴致したる所以のものは政治の惡弊血脈の紛亂によれるなるべし、

言語は鷄林十三道到るところ異なるなく唯地方によりて語調の變化と少許の訛語あるのみにして假令咸鏡道の人と全羅道の人と遭遇するも我が薩州人と奥州人とが相會したる時のごとき奇態を演ずることなし、言語の組織は日本滿州蒙古匈牙利語などと同じ名詞代名詞は必ず動詞助動詞に先立つを常とし特に形容詞を名詞の下に置くこと絶へてなきは我が國語に酷似せるところにして若し日本の文法書を朝鮮語に翻譯するときは直に朝鮮語の分解に應用することを得べし、而して斯くのごとく二者の相一致せる理由は朝鮮語の起源が多く我が國と因縁深かりし新羅より出てたるが爲めなるべし、朝鮮人は言語を使用すること甚だ巧にして時には對手の顔色を見

て諛辭を述べ時には意氣慷慨熱情を吐露して相手を喜ばすなど日常の小外交に於ては意外の長所を有せり、

此の國に用ふる文字に二種あり一は漢字にして一は諺文なり諺文とは即ち朝鮮固有の文字にしてその組織構造は我が日文と同じく巧妙なること遙に西洋の「アルファベット」にも起えたり、朝鮮人は此の如き巧妙なる文字を有しながら日常の往復文に至るまでなほ屹屹なる漢文を使用するは支那崇拜の結果なるべく便利なる諺文は唯僅に中以下の社會に於て其の巧妙を顯すのみなり、又吏頭とて朝鮮音を漢字にて表はしたるを用ふるもあり、諺文の構成を見るに其基礎は十一の母音と十四の子音とよりなり、すなはち

子音  
 プレヒロヒスヒソフクフクフク  
 フレヒロヒスヒソフクフクフク

母音  
 アイオウエオ  
 トフイヨムユリテリ

にして兩者によりて組成せるものを元音(諺文)と稱し我が國の假字のごときものなり、即ち

朝	교	스	디	크	하	오	스	스	하	로	리	르	레	프	子音 母音	開口音
鮮	파	차	타	카	하	아	자	사	바	마	라	다	나	가	ㅏ	ㅑ
	피	치	티	키	히	어	저	서	버	머	러	더	너	거	ㅓ	ㅕ
	포	초	토	코	호	오	조	소	보	모	로	도	노	고	ㅗ	ㅛ
	푸	추	투	쿠	후	우	주	수	부	무	루	두	누	구	ㅜ	ㅠ
	피	치	티	키	히	어	저	서	버	머	러	더	너	거	ㅓ	ㅕ
	프	츠	트	크	하	오	즈	스	브	므	르	드	느	그	ㅏ	ㅑ
	피	치	티	키	히	어	저	서	버	머	러	더	너	거	ㅓ	ㅕ
	포	초	토	코	호	오	조	소	보	모	로	도	노	고	ㅗ	ㅛ

之れなり、而して又右の諺文を基とし子音若くは母音を配合して數多の文字を作爲す例へば子音のフ、レ、ク、ロ、日、ス、ハを다、마、等々に配合して

- 今日ハ、非常ニ、暑ウゴザイマスカ
- 오늘, 대단히, 답답하다
- 梨ガ、アリマス
- 비가, 잇소
- ソウテス子私モ
- 그리요, 나도, 미우, 더위요
- 菓物ハ、何ガ、アルカ
- 과실은, 무엇시, 잇나
- 嶺山ニ、降リマシタ
- 사리가, 만히, 왔소
- 朝鮮ニハ、虎、居リマスカ
- 조선에는, 호랑이가, 잇소
- 嶺山ニ、居リマス
- 네, 함경도는, 만히, 잇소
- 人ナ、喰フカ
- 자리를, 먹나
- 嶺山ニ、居リマス
- 매년, 수십인식, 먹어요

歴史上の概見

此の國開國の起原は幽遠荒唐にして考ふべきなく古昔檀君なるものありて初めて君長となり國を朝鮮と稱したりといへどもその都趾版圖につき更に充分の形跡あることなし、之より後我が紀元前四百三十年頃にあたり殷の王族箕子來りて王となり平壤に都し數十世を傳ふ、所謂古朝鮮の時なり、箕子より九百餘年を経漢の高祖の時燕人衛滿篡立して王となり爾後稍國勢を張りしが孫右渠漢の命を奉せざりしを以て武帝のため滅されぬ、後朝鮮之なり之より先半島の東南部に所謂馬辰辨の三韓興起し分立の姿をなせしが其の末運に至り高句麗百濟新羅の三國は全半島に鼎立して起り互に侵略をなせしかば我が國も之に關係し久しく半島に於ける大勢力をなしたりかくて百濟先づ亡び高句麗は唐に破られ獨新羅幸にして勢を失はず一時半島に號令をなせしが十數世の後群雄競ひ起り皇紀一千六百年頃高麗王建の一統するところとなりぬ、高麗契丹に苦められつゝ四百余年持續し皇紀二千五十二年に至り遂に李成桂のために篡奪せられて滅びぬ、

現朝の始祖李成桂は國號を朝鮮と改め都を今の漢城に定め邊陲を征服して半島開闢以來の大版圖を領し今日に至るまで五百有餘年の王國を立てたる非凡の英主なるがなほ甘んじて明の外藩と稱しき、かく尊明主義を以て立ちたる現朝は清が明に代る

朝鮮

に及びて相かはらずその和親を希ひ屬國の禮を以てこれに奉事したりき、以上述べたるごとく古來完全に獨立したることなく他の抑壓の下に羈束せられて國をなすに慣れたる國民のことなれば外國と交通の稍頻繁なる近年に至りても少しも警醒するところなくその海外思想は痛く幼稚にして依然清國の外藩たらんことを冀へる所謂事大黨の勢力は強大に我が日本の援を得て清朝の羈絆を脱し國の體面を完ふせんと企てたる獨立黨の勢威は甚だ微弱なりしが彼の金朴二傑のなしたる甲申の變亂は天津條約を生み天津條約はやがて日清戰爭を誘致しその結果なる馬關條約は初めて此の國の獨立を確定するに至りたり、されども爾後韓國民はなほ支那を慕ひて我が國を嫉み或は露國に使喚せられて我が所爲を疑ひしが昨今に至りて漸く我が施すとて常に隣邦の信義を失せざるを認めしもの、如く施政の方針も多くは我れにはかるに至りぬ、かく可憐の貧弱國を指導扶掖するを以て自任せる我が國の責務は至重至大といふべきなり、

### 社會の狀態

族制の嚴重なるは東洋の弊風にして朝鮮にも同じく此の制度行はれ、國民は兩班常

漢奴隸の三階級に分る、兩班は此の國の貴族にして東班西班牙の惣稱なり、東班は文官を出し西班牙は武官を出す前者の勢位は少しく後者の上であり、而して兩班とも外に出づる時は警驛し路人これに遇へば必ず平伏す、斯かる特權ある上に彼等は納税の義務なく、加も政治上社交上に重要なる位置を占め居るなり、次に常漢は下級の官吏となり得る一部の所謂中人と全く此の權なき常人（近年貴族の特權を廢し常人も任官の權利あるものとせられたれども未だ實際に行はれず）とを意味し多くは貧困にして産業を營めり、奴隸は二様ありて一は重罪を犯したるもの、家族が官衙に使役さるゝにて之を公賤と呼び他は借財の爲め止むなく身を債家に委ねたるものにして私賤と稱しその多くは婦女子なり、かくて一度質を入れて下人となれば子々孫々まで永く主家の賤役をつとめ犬馬のごとく驅使せられ妻を娶るにも子を嫁するにも全く主家のために制肘せられ、作止語黙の小事に至るまで己れの意志にまかせず飢えたりとて食を重ぬるを得ず凍ゆるとも衣を製ぬるを許されざるなり、あはれ我れと一輩の海をへだてたる對岸に於てかゝる不幸の奴隸が悲鳴し居るとはなかくに信じがたし、此の外白丁として我が國從來の穢多のごとき一小社會あり、かく階級が人民を横に經して之を羈束する間に長幼男女婚未婚の序は又之を縦に緯してその

特權を奪へるなり、かゝる不幸の間にも彼等の優柔怠慢は資財分配の平等を馴致したれば他の文明國に見るごとく甚しき貧富の階級あることなし、

朝鮮は純然たる君主專制の帝國にして國號を大韓と稱す、近年その法規校正所にて大韓國々制なるものを制定したるが其の内容は憲法に稍類似せるものにして前文の勅語の外九ヶ條よりなれり、今その一部を邦文に直して茲に掲げん、

第一條 大韓國は世界萬國の公認したる自主獨立の帝國なり、

第二條 大韓國の政治は由前は即ち五百年傳來し由後は即ち萬世に亘りて變ぜざる專制政治なり、

第三條 大韓國大皇帝は無限の君權を享有す公法に所謂自立政體なり、次に現行制度を見るに中央に於ては皇帝の下に内閣あり、その形式たるなかゞ驚くべく整備し、その内閣を議政府と稱し議政（總理大臣に相當す）は外部、内部、度支部、軍部、法部、學部、農商工部、警部の八大臣及び贊成（五人）參贊（一人）の二官を總轄せり、又各部には大臣の外に局長參事官及び秘書官などの屬官數多あり、地方制度もその根柢より之を改め建陽元年八道を分ちて十三道となし之を分ちて三百有餘郡九府一牧となし郡守府尹牧使之が長となり、内部大臣直轄の各道觀察使に

よりて支配さるゝなり、府郡の下には行政上郷長をおきて町村を治むることゝなり居れども實際には少しも行はれず此の國從來の自治制の結果ともいふべく風憲、尊位、所任などの名譽職のなほ存すればなるべし、されども今日に於て此等の名譽職は地方官吏たる兩班の輩に全くその權能を奪はれ爲めに地方行政の紊亂は殆んど云ふに忍びざるに至れり、次に現行の警察裁判所などの構成を見るにその形ばかりは存立すれど法文のごとき全く混亂齟齬してたゞ賄賂を多く出すものゝみ訴訟に勝ち刑を免るといふがごとく有様なり、而して刑罰はなほ蠻風を存し死刑流刑役刑笞刑盛に行はる、

此の國の兵備は未だ國防と稱するを得ずして唯辛うじて内亂を鎮むるに止まれり、軍隊の種類は侍衛聯隊、親衛聯隊、扈衛隊、砲兵隊、平壤大隊、鎮衛聯隊の六あり、皇宮内には元帥府ありて皇太子元帥の任に當る、鎮衛聯隊は五箇あり全國樞要の地に分屯せしむその一聯隊の兵員凡そ三千人なり、財政の有様を見るに彼の光武四年の惣豫算は歳入歳出とも六百餘萬元なりしが五年には増して一千万元に近けり而してその歳入は増税によりて之を收得し歳出は之を軍備擴張のために支出せり、かく俄に財政の膨脹をなせるにかゝはらず當路者は一



方には課税の間に私利を貪ぼり人民の苦痛を顧みず一方には無用の浪費をなして眞面目に國家の經營をなすことなければ財政の紊亂は日一日より甚しく殆んど破産の危機を期待せるものゝ如し、

現行制度の下に用ひらるゝ官等は勅奏判任の三等にして位階は之を品階と稱し一品より九品に至り一品二品には毎品正従あり、正一品乃至従二品は勅任に三品乃至六品は奏任に七品乃至九品は判任に相當す、されば韓人には二品三品の品階を有するもの珍しからず、堂々たる我が官吏も位階と韓人に示して往々笑はるゝことありといふ、次に勳章條例なるものありて勳位を大勳位、勳、功の三に分ち勳と功とは各八等に分てり、

官吏の登用試験言ひ換ふれば科擧の法は往古にありて甚だ嚴密に行はれたりしが今は殆ど廢れ任用の資格あるものにして終生用ひられざるもの多し、凡て此等のごとは何れの國にありてもその規定通り行はれざるものなれば積弊の蟠れる此の國のごとく深く怪しむに足らざるなり、

半島古來の農制を見るに土地兼併の風盛に行はれたるものと見へ今日に於ても全國の耕地富豪の所有に屬せるもの多く地方の人民は概ねその小作人たる有様なり、然

生業の有様

り而して小作法には豫め小作料を一定し置くものと、毎年その收穫高を見積りて地主と小作者とが之を切半するものとの二種あり前者は賭地法とも云ふべく後者は打作法ともいふべきものなり、

農産物の主なるものは米大豆麥にして麻人蔘之につき茶と砂糖とは全く産することなし耕作の方法は極めて幼稚の状態にありて今日なほ川に堤防なく灌漑の便全く不備にして高地の水田へ水を引くに我が邦のごとく水車のあるべきやうもなく僅に杓子を以て氣長く酌み入るゝなり、而して少しく旱天打ちつゞく時は相連れる禿山嶺の水原は直に於て水田爲めに龜裂し些の收穫なきに至るなり、要するに彼等農民の依頼するところは自然力を置きて他に何物も存せずといふを得べし、傳へいふ彼の征韓の役に我が邦人始めて稻苗を苗代より移し植ふことを韓民に教へその以前は初種を水田へ直につぼまきになしそのまゝ、秋收の時まですて置きしとなり、さて田植の時は農業の最も繁忙の季節なれば遊惰なる韓民も早天より家族打ち揃ひて仕事に出かけ眞先に農者天下之大本など記したる旗を立て太鼓銅羅思ひ／＼にうち鳴らして之につゞき異口同音に俚謡をうたひ笑ひどよめきて従ひ行き田に着けば旗を畝畔に立て樂器を其の下におさやがて仕事に取りかゝるなり、されども降雨の

日には一人の田畝に出づるものなく若し不幸にして長雨天うちつゞく時には全く挿秧の時期を常ふを常とせり、  
 農具は鋤、鎌、箕、耨摺臼などに止まり、その不完いふまでもなし、鋤は我が邦の製に類似し牛に牽かしむ、貧しくして牛を飼ふ餘裕なきものは三四人の人にてひくもあり、耨摺臼は我が挽臼に似小農は之なく確にて耨を杵つきその殻を除けり、稻穂をこきて耨となすには二本の小竹を左手に握り右手に二三莖の稻を採りてこき落すなり、又麥を打つ様は本邦の唐竿打に異ならねどもその麥を芒より分つには風上に立ちて高く箕し風にてそを吹き飛ばしむるを普通とせり、然りといへども海濱若くは市街に近き土地は多少改良されたる農具を使用するに至りたるは事實なりとす、此の國の特有物産なる人蔘は支那米國に産する所ありといへども品質悪しく産額も少し、朝鮮には到る所之を培養し就中京畿道に最も多し、凡て人蔘畑を有するものは必ず富者に限れるものゝごとくそは多大の費用を要すればなり、人蔘を栽培する田圃は柴垣を以て四方を圍み圃内には高さ小き薬屋を立てその内には長烟管を啣へて蔘盜を警戒する番人を居らしむ、蔘圃の廣さは大なるは二町四方もあるべく小なるは十間四方にすぎざるもあり、人蔘の成育は通常七ヶ年を要し初年の十月頃種

子を蒔き次年の三月に芽出す、その次年に之を植ふかへ（五寸間に三本）また次年にも（五寸に一本）又その次年にもうえ代ゆ（一尺に一本）かくて六年目に至り幹の長さ一尺四五寸に達す、收穫の期はその翌年に於ける八九月の交なり、而して所謂人蔘なるものはこの蔘根より製するものにして蔘根を蒸溜室にて蒸し更に乾燥室に入れて乾かしたるを紅蔘と稱し韓廷の專業に成るもの多し、蒸すことなく唯乾かしたるを白蔘といひその價も廉なり、人蔘の賣買は利益あるものなれば秋期收穫の時には人民種々の奸策を以て私に取引をなすもの多く、又我が商人も京城にありて此の賣買に従事するもの多し、  
 畜産は韓民の最も留意するところにしてその産數も少からず、馬はすべて野がひにして山の半腹に石堀などめぐらせる牧場あれども三伏玄冬共に小屋を設くることなし、牧牛には格段の牧場なけれども一家七八頭を畜ふもの多く大牧牛家を以て數へらる、豚と犬とは到る處家毎に飼養せられ、綿羊と山羊とは政府之を飼ひて犠牲に供せり、  
 朝鮮近海魚介を産すること夥しといへどもその漁獵權は殆んど日本人の掌握する所となれり、

工業に至りては實に微々たるものにして紬と紙のごとき全道之を産すれども其の額甚だ少し、その他地方によりて扇子、團扇、華蓆、高麗燒などの産出あれども内國の需用を充たすに過ぎざるなり、

要するに此の國は氣候の不良、人民の懶惰、官吏の收歛灌漑の不備、耕種法の幼稚、林政の不完、採鑛術の不進歩、漁船漁具の缺乏等よりして今日のごとき生産業の萎微を致したるものといふべし、

次に商業の有様につきて見るに京城三港各道の首府及び義州開城などの大小都會を除きて他は全く沈淪の極にありといふべく、その市場のごときも大なる都邑にありては笠房、銀房、眼鏡房などの盾板をかけてその業をいとなめども内地の都邑に至りては唯四本の柱を立てて葉にて屋根ふきたる粗造の家屋二三十軒相并び一六とか二七とかの期日に於て市を開き近郷近在の商人此に集り蓆を敷きて貨物を陳列し賣買交換をなすに止まり、其の他に於ては何一つ商ふものもなきを以て若し此等の時期に雜貨を求めおかずして連日降雨などのある時は甚しき困難を感ずるものゝ如し、さて西洋人が我が日本人を安物買と稱して粗製の品を輸入し來るごとく我が日本人も亦韓人を安物買となし朝鮮向の名を附して賣り出すを常とせり、之れ實際に於て

粗惡低廉の品にあらざれば其賣れ口非常に惡しければ也、而して朝鮮内地にて商業を營むには別に多くの資本を要することなく唯時に或は行商となり或は露店を張りて充分の利益を收め得べきなり、彼の支那人は三々五々隊をなし市を追ふて徘徊し粗食を喫し疎衣を着け勤儉自ら奉じ遂に大に貯へて歸國するに反し我が邦人は徒らに奇利を得んとし這般の勞働を嘲けり一事のなすなく産を破りて空しくかへる者の多きは嘆かはしきことの極みなり、此の國には襦商負商なるものありて商業史上珍らしき來歴を有せり、二者は共に旅商人にして襦商は吳服反物冠具小間物等を風呂敷につみみ、負商は陶器、漆器、乾魚その他の日用品を千ヶとなづくる本邦内地の樵夫が薪を負ふに用ふるごとき粗製の木器に載せて之を背負ひ三五隊を作り各地の開市日を傳ひて小賣するなり、二商は由來王室と親密なる關係を有するものにして今を去ること百八十年前滿州の兵大舉してこの國を侵したる時韓王は難を南漢山城にさけて檄を四方に傳へ義勇の士を募りしに八道の襦負商は奮然同志を糾合して軍資糧食を獻納し、かねて輜重の役をもつとめれば韓王は其の義勇を賞しその團結を奨勵し爾後種々の廳理を設け之を保護したりしかば今日に至るまで國難ある毎に多少の忠勤を致さざることなく、なほ義勇兵のごとき有様を呈せるなり、

最後に此の國の通貨につき之を分類して表示せん、

朝鮮通貨

新式貨幣

- 一五兩銀貨(我舊一圓銀貨に同じ)
- 一兩銀貨(我二十錢銀貨に同じ)
- 二錢五分白銅貨(我五錢白銅貨に同じ)
- 五分赤銅貨(我一錢銅貨に同じ)
- 五分赤銅貨(我五厘銅貨に同じ)
- 一分黃銅貨(我二厘に通用す)

舊貨幣

- 一文錢(共に我二厘に通用し)
- 五文錢(所謂葉錢なり)

葉錢はその形狀我が文久一厘錢二厘錢のごとく圓形にして中央に方形の孔を有せり、而して現時の流通高は八百萬乃至一千萬圓ならんといへり、此の國の交通機關はなほ甚だ幼稚なり、先づ道路につきていへば京城より平壤を経て義州に出づる所謂義州街道は國中最高のものにして二列の兵士故障なく行進するに適せり之れ往古より支那と使臣の往來繁かりしによるなり、されども此の他の道路は韓人の大道と稱するものも實は小徑にして牛車の通行に適するものとは殆ど稀なり、而して稍大なる河流には橋梁なく又船渡して通行者を使せるもの鮮し、されば船も橋もなき處はすべて裸體となりて渉らざるべからざるなり、

交通の便

朝鮮内地を旅行して最も不便を感じるは旅舎飲食店の少きことなり、すべて村落は飲料水に便利なる所にありて此の邊に茶店あらばと思ふところにも飲用水なき所には人家もなし又稀にある旅舎も旅の疲れを醫する程のものなく食品客室ともに不潔にして苟しくも潔癖あるものは暫くも内地に足を止むること能はざるべし、又内地を旅行する時路の兩側に石をたゝみて作りたる多くの小さな竈の薫ぼれたるを見るべく之れ此の國の旅人が自ら炊きたる跡にして貧民が成るべく旅舎にて食事せざることを表示せるものなり、鐵道は近頃までなかりしが先年日本人の手によりて京仁鐵道初めて完成し次で京釜鐵道も設計せられつゝあるものにしてその全通の曉には半島の交通も稍便利となるべし、其の他京義京元などいひ立つるものありとも、なほ容易のことにあらざるべし、京城には電氣鐵道ありて長さ八哩米人の設計になれるものなり、

郵便電信の事業は稍開け居るもその多くは我が邦人の設計になり且維持せられ居るなり即ち各開港市場には我が郵便官署ありて朝鮮内地をはじめ此の國と外國との間に於ける事務を取れり、電信は漢城を基點とし一は仁川に一は釜山に一は元山津に今一は義州を経て支那に入るものを主部となせり、此の通信の外に往古より燧燧の

設けありて其の數三百六十五箇所集合點を漢城の南山に置けり、山頂には五箇の烽燧備はり夜間烟をあげて地方と緩急相通するの装置をなせり、  
航運のことは日本その他諸外國の汽船會社の引受くる所にして本國の船舶によりて交通するごときこと絶へてなし、

### 教化の程度

現時此の國に於ける宗教は名ありて實なきものといふべく、往古にありては佛教はその隆盛を極め我が邦の佛教のごとき全く此の國人によりて傳へられたるものにして爾來當李朝以前までひきつゞき國王はじめ衆民の歸依信仰を受けたりしが本朝は斷然斥佛尙儒の方針を取り漢城の内部には寺院の存在を許さず甚しきは僧侶を待つに非人を以てし一切城内に入ることすら禁止したりしかば國內到る所翁然として佛を排し儒に歸するにいたりぬ、かくて今日に於ける佛教は最早人心を感化する力を失ひたるのみならず信仰するものは唯少數の僧侶のみにして、その僧侶とても殆んど無學文盲のものなれば人民より輕蔑せらるゝこと非常なり、而して排佛主義の韓廷は廢寺の再興をば許せども新に佛寺を建立することを嚴禁したれば唯山間の古き

伽藍と田野の間に横はれる石佛殘塔とは昔日の面影を残して旅客の感慨を惹くに止まるに至れり、されども古き寺院にして規模宏大なほ輪奐の美を保てるもの鮮からず、かの深山幽谷の閑人跡稀なる所に本堂僧舎數十棟相駢び數十數百の僧侶が小共和組織をなせる有様は雨露だに凌ぎかぬる民家の慘憺たる光景に比し實に別天地の趣あり、僧侶の中には往古土田を有し素封常人を凌ぐ程の資産あるもあれど多くは上下一致して或は釀母、扇子、團扇を製して之を民間に賣り或は大工左官などして一山の經濟を維持せる貧僧なり、又此等僧侶の佛を拜するは來世の利益を願ふにあらず従ひて我が邦に於けるごとく葬式法會に興ること絶へてなく唯現世の吉祥を祈り又は痘疾患者のためにその驅除を願ふにすぎず、されば此の國に於ては寺院の境内に墓碑を見ることなし、

次に半島の國民が自ら儒教國なりと誇稱するところの儒教は果して如何なるものなるかといふに各郡各郷には必ず孔子の廟あり時々釋奠の禮を行ひ朱子の集註を金科玉條として冠婚より葬祭に至るまで皆その形式に従ひて之を行はざるなし、されどもその實際は全く形骸たるに止まり從來韓人が漢籍を珍重せし所以は唯科擧に應ずる爲に何の意味もなく漢文を空誦したるものにして實際進んで道德の源泉を究むる

ごときと絶へてなかりき、見よ今日自ら儒者と呼び兒童に論孟の素讀を教ふる村夫子は皆些の才識なく讀書の本旨だも解せざるるなり、かゝる凡庸の輩何ぞ人心を斯道に導くを得べき、此の國道德の行はれざる敢て怪しむに足らざるなり、此の國に於ける耶蘇教は佛人によりて傳播せられたる天主教を初とし新教諸派の勢力もなか／＼に侮るべからず、信者の數は今や既に二萬を超へ此等宣教師の銳意熱心なる傳導とその布教資本の潤澤なるとは無智の韓民をして縱令衷心よりの信仰より出てざるも自家の利益より打算して籍を移すものを多からしむ、かくて今後布教の方法いよ／＼その宜しきを得ば該教の勢力は一層増進すべきなり、我が邦の佛教傳導者が市邑の一隅に蟄居し一人の内地に布教するものなく一人の韓語に精通したるものなく唯我が居留地人の死没せし時棺後に從ひて野邊送りの相伴をなし能事既に終れりとなすものに比してその軒輊果して如何にぞや、以上叙列せるごとく名義上の宗教數多ありといへども韓民の多數が信仰せるところのものは佛教にもあらず基督教にもあらず、はた儒教にもあらずして一種の鬼神教なり、所謂巫覡はその司祭者にして人の依頼に應じ禍福を卜し惡鬼をはらひ疫神を驅るなど恰も我が天理教會のなす所に髣髴せり、而してその祈禱所なる舞臺と殺風

景の畫像とは巫女に附隨したる主要の祭具なるを以て城邑にも村落にも見られざるなく且一般の葬禮は全くこの巫覡の關係するところたり、教育の方面に於ては近年世界の文化につれて漸く新教育法を採用し從來の無意味の誦讀法に代へんとする傾向を示すに至り既に多少その性質を有する公私の學校設立せられて文明的の智識を授くるあり、現在漢城には軍部所管の武官學校、學部所管の漢城師範學校、外國語學校、成均館、醫學校、中學校及び小學校ありて不完全ながらもその授業をなし、宮内所管の宗人學校及び學部所管の商工學校、鑛務學校など皆その設備を急げり、又地方には全國を通じて數十の小學校を設くることに規定しあれども此等は未だ容易に完整すべき模様なきなり、韓人の教育に従事したるもの、言によればその教育上最も障害となるもの四つあり、即ち第一は父母その他の喪に服し一年乃至二年間家にありて遊び戯むれども學校に來らざること第二は雨天の時上流社會一般に傘を用ひず衣服の破れんことを恐れずて全く外出せざること第三は科擧の試験の多きことにして一箇月三四度なるに其度々服装までかえて之に従事すること第四は學問に少しも重きを置かざることにして縱令學資を給して勉學せしむるも唯晝食をなすために來るにすぎざる有様なること

之なりと實に俗習の弊害は意外に大なるものといふべし、

朝鮮に於て比較的に隆盛なるものは外國語の研究なり、現に漢城には日語、俄語、英語、法語、德語及び漢語の六箇國の語學校あり、故に一人にて不完全ながらも數箇の外國語を操るもの敢て珍からず、その熟達の速さと音調の流麗なるとは日本人の數歩を譲るところなりと、而して何故に韓人が斯く外國語を學ぶかといふにつきては別に辨明を要せざるとなるが茲に一の面白き現象ともいふべきは此等語學校に於ける生徒の數が時々著しく増減することなり、例へば我が國の勢力韓廷に盛なる時は日語學校の生徒は頓に増加し露國の勢力朝廷に蟠窟せる間は俄語學校は翕然として振へるなり、されば韓廷内に於ける各國の勢威は各語學校の盛衰によりて推知するを得べきか、蓋言語の疏通ほど國民相互の間に絶大の同情を感起し得べきものなし、見よ半島の西北なる咸鏡道はその地露領に接せるがため此の地方の人民は半數以上自ら自由に露語を話し得るに至り、今や陋狹なる此等人民の腦中には露國なる觀念は次第に旺盛となり韓國といふ思想は殆んど消却して僅に存せることを、次にこの國一般に行はるる教育法につきて見るに貴族又は富裕の家において子弟のために家庭教師を雇聘し通常の家庭にてはその子供を私塾におくり卑賤のものに

至りては終身教へを施すことなきなり、抑中等の家庭がその子弟を私塾に送るといふは所謂村夫子の家に通學せしむることにして此の種の學校を字房又は書堂と稱し稍我が邦昔時の寺子屋に類似せるものなり、されどもその不完なる房内一の机なく唯粗製の硯箱と書寫せる古き書籍を見るのみ而して學習の初めに當り教ふるところは千字文又は彙蒙先習の素讀にして之等を終る時は小學及び通鑑攬要の讀み方を授くるなり、習字は毎日之を課し方法は別に手本を與ふることなく、多くは黃漆を塗りたる巾一尺長さ二尺五寸ばかりの木板の左方に古人の詩文などを書き與へ之を手本として一度書き終れば手巾にてそを拭ひ去り幾回となく習はしめて時々白紙に淨書せしむるなり、されば韓人中には字を善くするもの多し、かくの如く讀本習字に熱心なるも計算法を教へず、殊に甚しき缺點と思ふところは兒童に自國の歴史を教ふることなくして支那に於ける上古より唐宋までの歴史を誦誦せしめんとすることとなり、印象強き兒童に他國の歴史を授けて便々たる從來の教育は今日に於ける彼等の事大思想を充分養成し得たるものといふべし、顧みて教師その人の性格を觀察するに些の才識なく教育の何物たるを識らず授業の時間に規定なく朝より暮に至るまで兒童を放棄して顧みず房内にありて長煙管を啣へたるまゝ夢に孔子と語ること

屢なり、斯かる教師に薰化させて國民的思想を得よとは如何なる戯言ぞ、韓人の教育は一朝にして改め得べきにあらざるなり、

韓國に居留せる日本人は既に三萬を超へ學齡兒童の數亦三千人に及べり、而して仁川京城釜山等には小學校の設け遠き以前よりありて釜山のごときは其の進歩特に著しく今や進んで中等の教育を施さんとし國庫の補助を得んことを計るに至れり、要するに韓國に於ける同胞の教育を益々改善せしめんとするには教育基金を分與し年効加俸の特典を有せる師範學校の卒業生を多く送るべし、かくて同胞を教養して尙餘裕あらば現在存立せる二十有餘の日本語學校を百とし千となして我が勢力を此の地に扶植すべきなり、

此の國に於ける階級の餘澤は族閥以外に於て勤勉の効なきを示し、被治者は治者に對して多くの義務あるも些の權利なく若し金穀を儲蓄すれば汚族暴吏のために強徴せられて訴ふるところを知らざるが如き益勤儉の愚なるを教へ久しき年月の間に國民は相率ひて遊惰放逸となり、その遊惰放逸は終に國民全體の上に充分なる依頼の精神と野鄙の氣質とを馴致したり、見よ彼等が生活の資を求むるに當り少しも社會と戰はずして之を同族に訴へ會一族中に志を得たるものあらば同族縁故のもの相寄

## 人情道徳

りて際限なく喰ひ倒し成功者も之を拒むこと能はずして相共に窮して止むがごとき或は外に對して自國の恥を恥とせず例ば外國旅人の殘飯を得んとし又その所持品を切望する所謂乞丐根性の盛なるがごときは是等の氣風を證明して餘りあるものといふべきなり、

半島の人民は儒教の形骸を守り貴賤男女長幼の間種々の虛式偽禮ありて一々之に拘泥し一見道理あるごとく感ぜらるゝこと多しといへども能く其の内部を観察するときは義理滅裂殆んどいふに忍びざるものあり、中流以上の社會を見るに男女席を同じくせずの主義により婦女は外出するにも或は覆被をかむり或は輿に乗りて一切他人に己の面貌をうかゞはしめず且家屋の構造も外室内室の區別ありて男子は常に外室に居り婦女は何時も内室に引き籠り兄弟といへども事なければ出入を許さず又如何に親密なる朋友の間柄といへども互にその妻を紹介することと絶へてなく殊に可笑しきは男醫をして婦女を診察せしむる時その室の入口に帳巾を下して顔を見せしめず唯手を伸して脈搏を檢せしむることなり、之れ或はこの國に女醫の多き一原因なるべし、かく嚴重なる區劃あるにかゝはらず如何にして男女相馴れ相親しむかといふにその一例ともいふべきは奸夫は自ら女装して女輿に乗りその目的とする



婦女の内室に入り戸外に女履をならべて外見をあとむき室内には密に驚愕相戯むるなり、

七二

上層社會既にかくの如し下層の裏面に至りては實に言語に上すだに思はしき程なり、全然此の國に於ける娼妓は人の妻妾にして而も妻妾にあらざるものは殆んど娼妓たるを得ざる有様なり、されば娼妓たる妻妾はその夫たるもの、衣食の供給者にして夫は爲に出て、客を引き又自ら馬となりて揚代の請求に行くなり破廉恥の極といはざるを得んや、娼屋も我邦のものなどは大にその趣きを異にし普通民家に於て賣るものにして一軒の娼屋には一人又は二人の娼妓あるのみ、客には酒も肴もはた澁茶一杯も供することなし、娼妓の年齢に至りては我が國のと大差なけれどもその猥褻媒言毫も恥づる處なきは驚くべく又容貌に於て稍美と稱すべきなきにあらざるも梅毒の恐るべき一度その門を通過するもの必ず落花の効ありといへり、此の國に妓生一名官妓なるものあり、我が國に於ける藝妓なるものとはその制度上の來歴を異にし社會上より云へば一種の公人なり、即ち王室の大典若くは慶事の儀式祝宴に侍して舞樂を奏演するを職掌とし時に私人の招聘に應ずるものにしてその籍は官にありその衣服裝飾品は支給せられ或る者は位階をさへ有するなり、是れ本

來の妓生なるが今日に至りてはその品格も昔日のごとくならず漸次墮落して一般の賣笑女と等しきもの多し、此の官妓なるものはその數も鮮く一般の風儀に關係すること大ならざれども先に述べたる巫女并に女醫をはじめ單に淫を賣りて生活せる妓女は到る所にその醜行を逞しくせるなり、最後に一言し置くべきは鷄林十三道到るところ男色の流行なり、京城のごときは良家の子弟まで美服をつけて市街を徘徊し公然その臀肉を賣りて恬然たるものありといへり、風俗の壞敗せる何物かなからざらん、

### 一般の慣習

民人一般の風俗が生業に不熱心なると等しく又無用の消費を好み、彼等は資産に比しては意外の贅澤者なり、而してその消費贅澤は之を戸外に於てせずして却りて屋内に求むるが故に戸内の消光は日常生活の大部分を占め、且氣候は概して寒冷の時季長きを以て家屋の構造は凡て防寒的なり、都邑に於ける貴族富豪の廳屋及び官衙寺院等は大厦多く往々輪奐の美を盡したるものありといへども普通人民の家屋に至りては狹隘陋小實に云ふに忍びざるあり、素より二階造りのものなく瓦葺のもの

衣食住

なく殆んど豚小屋に等しきもののみなり、今此の普通民屋につきてその構造を見るに大さは一般に高さ六尺五寸より七尺にして總建坪四坪乃至六坪に過ぎざるべし、多くは屈曲せる松材にて周り一尺餘なるを柱とし粘土を以て壁を築き、細き丸木又は小枝にて屋根地を組み築或は茅を以て之を覆ひ上よりは網繩を張りてその飛散をふせぎ下よりは粘土もてその間隙を塞げり、三四尺四方なる一二の窓と三尺に四尺ばかりの入口とを開けり、一般に材木の缺乏せるを以て柱、屋根、窓及び入口の外には少しも用ふること能はざるなり、屋内は概ね三室に分ち一は房と稱して寢室と客間とを兼ね一は物置に用ひられ一は釜房と呼びて庖厨にあつ、又物置と厨とをかね客間（廳といふ）と寢室とを分ちたるもの、寢室と女房とを分ちたるもの及び客間寢室女房庖厨の四室となれるもあり、各室何れも三疊乃至四疊なり、室の内面には紙をはり床には蓆を敷きその他建具なく掛物なし、而して房の床下には温突あり、温突とは室を床下より温むるものにして床下に粘土もて塗り上げたる穴を通じ一方に口を開きて薪炭を焚きたる熱を送り他方の烟突によりて烟を放出せしむるなり、墻垣は屋に接して造り高さ五尺ばかり石片と泥土とより成る、かゝる矮小の家屋が閃々たる赤土の上に駢び立ち樹木なく青草なく加ふるに紅塵の吹き迷ふ光景は思ひ

やるだに物憂し、

家具はその數少なく食器は概ね金屬なり、木材乏しきがためか木製のものは唯札、戸棚、刃物の柄、臼杵、雨下駄等にすぎずして、その他の桶、手桶、杓子、盥等は皆粗製の土器又は大小の瓢を用ふ、飲用水は此の國一般に缺乏するところなれば汲水のために時を費すこと多く、共同なる混濁の水汲所に集りたる婦女等が軽くして覆らざる瓠製の釣瓶にて汲み上ぐる様は如何にも迂遠かしきなり、次に便所を設けざるは此の國從來の習慣にして室内には眞鍮製の溺器を備へ大便はすべて戸外にやり棄つるなり、尿は吾人その不潔なるを知れども彼等は之を湯水のごとく心得或は皮膚の艶を出すといひて顔を洗ひ或は梅毒の傳染を防ぐといひて局部を潤すなり、又主客對談する時若し便通を催すことあらば直に傍の溺器を取りよせ溺し終ればまたもとの所におきて談話にかへるなり、小供が床に落したる又大人が戸外に排したる大便は手筒の犬豚をして掃除せしめ所謂一舉兩得の仕事をなさしむるなり、犬豚いかに多しとはいへ悉くなめ盡すべきにあらざれば市街道路に於ける人糞は牛馬のと共に日光に焦され雨水に流されて不潔實に名狀すべからず、

韓人は家屋の醜なるに比して意外に衣服の美を有する國民なり、すべて衣冠は階級

と職業によりてその種類を異にし貴族官吏にありては常服禮服の區別いかめしく品位に應じてその色に差別あり、常人は白き綿布の常服に笠子と稱する冠りをいたゞき藁履を穿てり、今常人の服装につきて見るに袍なく搭護なく唯上衣と袴とより成り、上衣は男女とも緩濶なる筒袖にして長け甚だ短く右袴にして胸の上部と腋下とにて紐もて結びとむるなり、女子はその乳房を顯はし労働社會のものは日光の爲めにやけて黒き茄子のごとく歩々房々たる様あまり優なりといふべからず、下衣なる袴は男子にありては洋服の「ズボン」に類し腰帯にて腹部をしめ下端は細き紐によりて結びよするなり、女子の下衣は唯男子のよりも股のあたり稍濶く仕立てられ腰紐細し女子は下衣の外に裳ありて少女は紅裳を用ひ老女は藍裳を着く、さればその後姿西洋婦人に髣髴せるところあるなり、

一般に彼等の常服は白くして汚れ目著しき故に一週乃至十日毎には必ず洗濯するところを要し婦女の家業として常に重要なる部分を占め居るなり、凡て婦女は河畔に出て、衣服を河水に浸しおきやがて平滑なる石の上に引きあげ一尺計りの丸き棒にて幾度となく之をうちたゞき、垢膩去りたらば直に丘に運びて幾傾となく晒べ晒し、乾きて家に歸れば夜毎に之を擣つなり、晝間山腹に天の香具山を聯想せしめたる白

衣は其の夜襟衣の聲となりて無限の客情を惹き起さしむるとは彼の地に遊びたる旅人の等しく語る所なり、

頭髮は小兒にありては之を頭の中央にて束ねその所より辮みて後に垂らしすてに妻あるに至りては辮髪の幾分を切りすて、その残りを巻き束ね頭上にすえて笠子を戴くなり、而して後れ毛の出づるをふせぐために網巾なるものを用ふ、網巾とは多く馬の尾にて編みたる幅一寸二三分長さ一尺五寸計の帯にして額際より兩耳の上を過ぎ後に廻はして固く結ぶなり、かく後れ毛を壓へたりし網巾も今や一種の飾りとなり緊着するを以て益美觀となし、爲めに皮肉に深き凹痕を印するを常とせり、此に於て余は歐洲婦人の「コルセット」支那婦人の纏足と朝鮮男子の網巾とを以て世界人爲の三大不具器と名けん、然り而して半島には既に斷髮令の公布を見れば遠からず此の弊も消滅するならん、次に女子の頭髮は後部に於て不恰好に結ばれ頭上に物を載するに便し島田髷ならねど外見なは大島(伊豆)婦人の髪に似れり、前章に於て韓人は雨天の時容易に外出せざることをいへり、之れ全く雨具の缺乏に原由するものにして雨合羽なく傘なく彼等には唯油紙にて造れる笠胃と稱する圓錐形の帽子覆あるのみなり、而して又上流のものは外出の時衣服を改めて外觀を飾る

習慣なるにその衣服は脊と袖との縫目との外はすべて糊を以て着合せたるが故に外見いかめしき上衣道袍の類も一度雨にぬるゝ時は散々に破るゝ憂あるを以て若し輿に乗り得ざる時は決して外に出づることなし、

韓人の食物が比較的滋養に富めりとは久しく此の國に止まりし専門家の稱するところなり、一般に精粗なれども米を常食とし貧民は麥又は稗を以てこれを補ふ、副食物は肉類及び蔬菜にして肉は豚、牛、犬、魚等を用ふること多く獸肉は之を漬物或は脯肉として貯へおき用時取り出して菲葱に混じり調理するなり、又時に肉類に胡椒味噌等を混じて汁を作ることあり、魚肉は一般に腐敗したるをいとほざる習ひにて料理の不潔と臭氣の烈しきとは到底外人の忍ぶところにあらずといへり、野菜物は之を用ふること多く瓜、薤根のごときは生にて食ひ野外の草菜もその大半は膳羞に上るなり、又野菜を漬物となしその内に多量の蕃椒を混入し置けり、次に飲料には米麥の煮汁を用ひ稍高貴のものは蜜水又は茶を用ふるなり、酒は最上なるを一年酒など呼び焼酎のよきを烏紅露と稱せり而して粗酒は一般民家に醸造さるゝものにして各家一箇乃至二箇の甕を備ふるなり、

韓人は普通二食にして夏日の長き時往々晝食を取ることあり、而してその食事の様を見るに彼等は飯臺を周りて座し眞鍮の茶椀、七、箸等を用ひて中央の鍋より飯を取り菜を挟むなり、富貴のものは一家族にても男女室を異にして食するを常とす、烟草は國人の最も嗜むところにして小供といへども甚だしき喫煙家なり、韓人は常に腰圍に二三箇の巾着を附け其の一は必ず煙草入りなりといふ、(序に云ふ一は賭博道具を入れ他の一は奴鏡、髻かき篋、煙管の胭脂取等を入れ置くなり、彼等は甚だ容止を修飾する癖ありて隙さへあらば鏡取り出し髻のほつれをつくるひ居るなり、本邦民留地人は彼等が腰圍のものを稱して韓人の七つ道具といふ)

此の國にては喰ふといふ詞の用法甚だ廣くして飯喰ふといふ以外に水くふ煙草くふ薬くふといひ、なほ官人の賄賂を收めたる時に彼は何貫文食へりといひ梅毒を病みし時彼は一杯食ひたりといふなり、殊に奇なるは朝夕の挨拶に「あなた朝飯食ひたりや、夕飯食ひたりや」といふことなり、食時にあたりて誰か飲食せざるものあらん、非人乞食に向ひての挨拶ならば兎もかく同等以上の人に對しかゝる言語を用ふるは吾人の眼には甚だしき無禮のごとく見ゆれども半島民が在昔食物につきて最も困難を感じたるより慣用し來りたものにして、今日「アピシニア」人が「鹽たべたりや」といひ伊豆大島の人が「朝餉喰はつたか」と尋ぬるに異ならず、我邦にても

穴居時代恙蟲の害多かりしより恙なきやの詞を生み出したるにあらずや、

此の國に於ける敗俗の一は早婚なり、即ち男子十二歳にして既に妻を持つるもの多し、彼の甲午改革の際男子は二十歳女子は十六歳以後にあらざれば嫁娶することを許さずと定められたれども古來の慣習は依然として行はれ居るなり、而して妻は夫より二三歳年長なるを普通とし十二三歳にして二十歳前後の妻あるもの敢て珍しからず、之れ婦の齡十四歳まで長ぜるはこれを厭はざる習慣なればなり、又十二三歳の女子が嫁入るといふは眞の婚姻にあらず俗に云ふ許嫁にして夫の家に入りて外出を許されず十四五歳に至り初めて室を同じくし束縛一層嚴重となるなり、されば此の國にて娘盛りといふは通常十二三歳までのことなり、

右のごとき早婚は中流以上に於て殊に盛んに行はるゝものにして、その理由とするところは、獨立せんためにあらず、早く子孫を求めんためにあらず、唯髪を上げ笠子を戴き所謂冠して書房と呼ばれ大人と稱せられて他の尊敬を受けんが爲にして若し妻なければいかに年長くるも冠すること能はず小兒同様に辮髪を垂れ、他よりは童蒙又は道令と呼ばれ或は既に冠したる少年よりも呼棄にせらるゝなど萬事につけて權利なきが故なり、

結婚の配耦はその階級を大凡三等に分つべく即ち第一は貴族と富商との間に行はれて妻の美を擇み、夫のみ働き婦は深窓の下に空しく暮すもの、第二は女勞して男逸する社會にして妻の美醜に重きをおかざるもの、第三は下等農民の社會にして夫婦共稼をなすもの之なり、而して一般に同姓嫁娶することを嫌ひ又深く家筋を吟味すれども遺傳病につきては兎角いふこと稀なり、又女の方にては男子の智愚を問はず、その美醜をいはず、眼中唯その地位と資産とあるのみなり、

媒人は多く中年以上の婦人にして双方の約成る時は日を撰み婿家より身分に應じ布帛の類を送りて納采となし又婿の親より書認め婦家に送れば婦の親はその娘のとを卑下したる返書を作り先方の使者に付して送る、さて婚禮の日となれば新郎は衣冠を正し多くの人に伴はれて新婦の宅に到るなり、途中は第一流のものは輿に乗り第二流のものは馬に跨り第三流のものは（地頭より借りたる紗帽胸背などの冠服をつけて）徒歩するなり、さて婿家に着けば携へ來れる雁（式物なれば實物を得ざれば作り物を用ふ）を先方に渡し新郎はその眞を四拜し次で廳上に入り更に新婦に二拜すれば新婦は新郎に向ひて四拜す、やかて兩人の結盃をなし他の同行者も大に饗せらるゝなり、而して新郎は此に滞在すること三日にして家に歸り、その後間もな

く更に吉日を以て新婦を迎ふ、新婦、婿家に到ればその舅姑を四拜し茲にも祝宴ありて儀式全く終りを告ぐ、以上のごとく婚儀は稍複雑にして時日を要するが故に貧賤のものは双方談合の上此等の手数を引つゝけて行ひ二日間に終了するを常とせり、今序に半島に於ける婦女の位置につきて述べんに、一般に女子は男子の附屬物と見做す習慣なれば子女には毫も教育を施すことなく、幼名の外には本名なく嫁したる後は唯某書主婦或は某判書夫人と呼ぶるゝなり、又相続權なければ必ず出で、他に嫁し若し再嫁する時は妾となり妾の子はまた妾と成るべきの不幸に遭ふなり、彼的女醫の多くが兩班の妾子なるは此の不幸を避けたる證據なりといふべし、その他種々の點に於て女子は些の權利なきがごときも中等以下の家婦は子女を養育し食物を調理し衣服を洗滌し裁縫し農事を勤勞するなど凡て一家の經濟と事務を處理するものなればその家内に於ける勢力は意外に強く常に夫を眼下に於けるものゝごとし、葬祭のことは韓人の最も重んずるところにして死者あるときは先づその上衣を取りて戶外に出て北に向ひて死者の名を三度よび、その衣を以て尸を蔽ふなり、次で家族喪服を着け二日の間に諸事を用意し終り三日目に至りて棺に納むるなり、棺に納むる以前に於て沐浴させ髪を去り新衣を着せしむること我國の俗のごとく、更に新

しき木綿を以て肩より裾まで手足惣身を一つに巻き七所にて結びとむるなり、尸を横臥せしめたる棺は外より又之を蔽ふものにして門地家は絹、中家は木綿、貧しきは紙を以てす、さてその後、棺の靈坐を定め膳部三つを常のごとく供ふるなり、之れ一は死を迎へし鬼神に一は死人を導く鬼神に一は死者の靈に祭るなりといふ、かくて毎日親族故舊相集り慟哭更に息むとさなく五日目以後に至り日を撰みて葬式をなすなり、

葬式は通常日中之を行ひ、行列の様は炬松及び方相(木を以て怖ろしき人面を作り白丁をやとひて之を冠らしめ身に獸皮を着せ棺を埋むる時穴の周りを幾回もめぐらしめ悪鬼を拂ふといふもの)先づ行き靈車(大小中あり)之に次ぐ其の側には三四の燈籠を持たしめ前には銘旌(死者の官姓名又は單に姓名を記せる旗)を立つ、喪主之に従ひ親族會葬者又之につぎ「アイコアイコ」の哭聲をあげて進むなり、さて葬地に達すればやがて穴中に埋むるなり、巫覡を信ずるものは巫女をして咒を誦せしむことあり、火葬をなすは唯僧侶に止まれり、

韓人の墳墓は常人にありては棺を埋めたる上に徑五六尺計の土饅頭を作るのみにして頂に墓標なく又石碑なし、而してその之れあるは大抵富裕なる兩班の墳墓にして

其の様大なる土塚の傍に石像の人物、犬馬杯の像を立つるものと我邦の石碑と同じきを立つるものとあり、凡て王侯貴人以下有位のものは其の格によりて墓地の面積を異にすれども相競ふて丘陵山腹の良地を占め耕作の場所を奪ふと夥しとす、而して韓人が一般に墓地を撰擇し又其の墳墓を大切にす所以を見るに、そは父母先祖に對する孝道を目的とするにあらざして唯かくすれば自己及び子孫は必ず繁榮幸福なるべく然せざれば靈魂其の所を得ず迷ひ歩きて其等の安寧隆昌を妨ぐべしといふ迷信より出でたるものなり、されば一家に不吉のことあれば必ず巫覡をして墓地の方位を占はしめ其の言によりて新に墓地を定め改葬すること多し、喪に服すとるは其等の親に應じて長短あれども父母の喪は凡て三年とせり、中人以上は神主即ち位牌を房内の開き戸の中に納め三年間膳部を供へて之を祭り、卑賤のものは位牌なしといへども心あるものは紙に書して子孫に残すことあり、すべて喪中には素き麻布の服をつけ、外出するときは必ず深き竹笠を冠ひり別に棒を柄とせる布片にて面を掩ふなり、之れ仰いて天を拜せず俯して地を見ずの意味ならんか、此の喪服せる形式の爲に何事をも爲さず而も謹慎の實なくして滿二年の長日月を徒費するは余りに感服すべきことにあらざるなり、此の國昔より新年物語なるものあ

り、そは年取りたる二人の學生が或る歳の晦日の夜學舎にありて物語りしたるものにして要は其一人が曾て或る女と結婚の約をなしたりしに雙方の兩親三年毎に交々死して空しく十有二年をすごし、その十二年の曉に至り不幸にも許嫁はまた病死したれば爲に無常を感じ爾後婚姻をなさざるべしと心にちかひて今此にあるなりといへば他の一人は又科擧の爲に大に困難したることを語りたるなり、以て喪服の人生に不幸を與ふることの一端をうかゞうべし、

此の國には眞正の醫術なく従ひて施藥の法全く不完なればその壽命に至らずして斃るゝもの少からず、彼の痘瘡のごとき其他の疾疫と共に死疾と唱へて祈禱の外に殆んど爲す所を知らざるなり、而して小兒の痘瘡にて死したるものは其屍を埋むることなく俵に入れ繩にて縦横に縛し之を野外の樹枝に懸けて鳥類に屠らしむ實に無慘といふべきなり、附言す、一般の葬式に於ても三南地方にては死屍を直に埋葬せず丸木を以て作りたる十字架二三箇を並べ其の上に粗製の棺を横へ周圍を葦にて包み雨露に曝して其の筋肉を腐爛せしめ白骨となりたる後他に改葬するなり、又奇俗ならざるや、

古來朝鮮は支那の文明を受けたれば其の曆法の如きも同じく太陰曆を用ふ、正月元

日は都鄙ともに酒をのみ、煮餅を食ひて新年を祝ひ而もその身分相應の膳部を設け置き親戚故舊の年禮に来るものに饗すること我國の俗に似たり、又親類の中に貧しきものあれば物品を贈り、家の奴婢に衣類を與ふるものあり、正月の遊戯中面白きは兩村の人民互に敵味方と引分かれ石を投げ合ひて勝敗を決することなり、彼等は此の勝敗により兩村一年の吉凶を下するものなれば初の程は遊戯らしく見ゆるも漸く兩陣共に火花を散らして相戦ふに至りては宛然戰爭のごとく死傷者を生することすらあるなり、

正月十四日には身厄と稱し星運あしきものは厄拂とて薬人形を作り身につけたる衣服を以て之を包み夜中道傍にすて其の夜宴を開きて之を祝ふ、

三月の内に寒食の日を祝ひ、介子推を敬すといふ、又先祖の墓に詣し草をのぞき膳部を供へて祭るなり、

五月五日は端午佳節の祝として國王より端午扇を京官及觀察使に數を定めて下賜す、觀察使は之を一道の守令に與へ守令は又之を下吏に頒つ、端午には女子は鞦韆の遊びをなし男子は角力を樂むなり、此に特筆すべきは此の端午の節の三日間は此の國中流以上の婦人が天下晴れての外出日にして年中一室に籠居せる細君連が寒からず

熱からざる好時氣に一年一度の遊山をなすことなれば老若を問はず新衣を着飾りて多數圍躰をなし市外の景色よき芝生の松原に陣取りて思ひくゝに割籠をひらき或は戯れ遊ぶなど實に見事の様なり、かゝる時にも遊び場所の周りに巡檢ありて男子を近けずといへり、

七月十五日は百終と稱し從來國王より百官へ百の種子を與ふる習慣なり、

八月十五日は秋夕といひ祖先の墓前に膳部をそなへて之を祭り、又墳墓の破損したるものは土を以て修繕するなり、

九月九日は重九の佳節とて菊花を賞し酒饌を携へて遊歩し或は朋友を宅に招きて宴をなすことあり、すべて秋は月を愛し觀月の名所も少からず、

冬至の日は一般の祝にて朝は家毎に小豆粥を炊きて之を食ふ例あり、

十二月晦日は一般の取引をなし新年の準備をなす等にて都鄙共に賑ふ、

朝鮮の俗六十歳を以て遷甲又は回甲と稱し、上下共に之を祝ひ又毎月五日、十四日、二十三日をば破日として新に事を始めざるなり、

又旱魃、水害等の天災打ち續く時は村民隊を組み高山の頂上に登り草木を焚きて天に祈り、なほ止まずんば府尹、郡守犠牲を供へて神に禱るなり、犠牲には多く羊



肉又は豚肉を用ふ、疫病流行の時も犠牲を捧げて祈禱するものとす、又夏の時季には所々に豊年踊を爲すことあり、

千有餘年の古は知らず今日の朝鮮を以て美術に於て進歩したる國なりとは何人も思惟せざるべく歌舞音曲よりして雅遊雜戯に至るまで少しも取出して記すべき價値あるものを見ず實に彼等の樂器は鼓、銅羅、笛、胡弓等に過ぎずして又その歌謠は唯怪しき俚謠に徃々古詩を混誦するのみなり、

先づ此の國にて最も多藝の社會と稱せらるゝ官妓の無蹈につきて見るにその種類稍多しといへども單調無味感服すべきもの殆んどなく通常能く行はるゝは立舞、男舞、劔舞、擊毬、及び蓮舞なり、立舞は二人の妓生唯直立し兩手を垂平に擴げ二三歩内外の處を或は進み或は退く外他に何等の藝も意味もなきものなり、男舞とは稍前者に似て、要は相慕ふ一對の夫婦が離別の悲境にある積りにて舞ふなり、劔舞は我が國のものと動作を異にし武裝せる二人の妓生各兩手に一尺計の模造劔を持ち頭上にて何の意味もなく之を振り廻し急に固を描きつゝ片足を引くと同時に劔尖にて床上を扱ふものにして稍活潑のところあり、擊毬は六人乃至八人の妓生東西に分れ、中央に五色の彩紋を飾れる木板をおきて兩列を遮らしめ双方より交々一人宛を出して

毬をその板の上部にある徑四五寸の穴より向へに投げ出さしむるものにして成功者は花簪を頭上にいたゞき、失敗者は墨にて面上に一線を引かるゝなりされば喝采大に起るを常とす、蓮舞は先づ中央に大盃を据へ盛るに美なる紙製の蓮花を以てし、盃を廻りて模造の鶴二羽（孰も妓生の假粧なり）ありて樂調につれて翻々踏舞しその啄を以て蓮花を取らんとするものゝごとく舞回数次にして遂に意を決し花瓣を摘はめば花中より突然盛裝せる美人現れ出て鶴を驚かす仕かけなれば趣向の最も奇なるものといふべし、此等の踏舞に伴ふ音樂は十數人の樂人が笛、太鼓、胡弓等を合奏するものにして始終單調にして唯耳を喧噪せしむるのみなり、次に所謂豊年踊りなるものは官衛の門前などに於て多く行はれ、夏日既に暮れて清涼なる一陣の風波に漸く終日の苦惱を洗ふ頃鐘鼓の聲俄に喧しくさこえ、一人の壯夫はその肩の上に小兒を立たしめ足によりて之を保ち前後に運動すれば小兒は手を振り樂器に和して踊り、聽て踊り終れば、なほ引つゞきて妓生の歌舞盛に行はるゝなり、

中流以下の韓人間に行はるゝ俗歌はなかゝゝ興味あるものなり今その一例として「アララン」歌なる歌曲を信夫氏の韓半島より取りて左に記さん、

あ  
ら  
ら  
ん  
あ  
ら  
ら  
ん  
あ  
ら  
ら  
ん  
あ  
ら  
ら  
ん  
あ  
ら  
ら  
ん  
あ  
ら  
ら  
ん

5  
る  
さ  
ば  
い  
て  
ー  
5  
ら  
む  
ん  
ぐ  
ん  
さい  
ち  
や  
い  
ば  
く  
ら  
ら  
ん

むー ほん どかいばんまーに たなかん だー

(階名は或る米人が韓人の音調に合して作りたるなり)  
興業物として此の國固有のものあることなく唯支那より來れる輕業師、手品師などの諸所を徘徊して土人を樂ましむるのみなり、  
此の國の人は風雅の心に乏しく従ひて普通民家にありて書畫骨董などを弄ぶものを

見ず、されども古にありては幾分文化のさかへし國なれば古池に水絶へずの諺にも漏れずして富裕なる兩班の家には此等の見るべきもの鮮からずその多くは支那到來の品なりといふ、邦人また詩を好めるもの多く此の國の習慣として一般に五言七言の絶句を絶といひ又それ等の律を單に律と稱せり、單に詩といへば古詩のことにし韻脚なき古詩のことを古風といふ前に述べごとく習字を善くするを以て自詩を自書して樂むものあり、  
圍碁は中人以上の玩樂にして盛に流行し弱きもの白石を取る習にして賭をなすこと多し、將碁は兩班の輩を除きては小兒も之を遊べり、又雙六は多く女子の遊具にして時に男子をも交ふることあり、一般に邦人は博戲を好み密に陽に之を行ふもの多し、博戲の一種に萬人偲なる富籤めきたるものあり、即ち地方官の公許を得て加入者を募り、番號を附せる切符を渡し一人何程の懸金(通常五百文)を定めおき、その集りたる金額の一割を地方官に獻じ残りを一等より三等乃至五等に分ち開票の日には世話人は公衆の面前に於て票札を振り出し番號を報導して當票したるものに約東の金を與ふるにて當票したるものは又その一割を世話人に與ふるなり、僥倖心に富める韓人慾深き支那人とても投機者たる日本人とは競ふて加入し釜山のごとき

甚だ盛なりとす、  
 小兒は季節に應じて、紙鳶あげ、しばき獨樂竹馬などを遊べども多くは賭戲を樂み  
 小供の玩具として見るべきものなく、その僅にある玩具とても多く作りたるもの多  
 く錢を出して流行物を購ふことなし、會て我小間物商人その玩具の稀なるを見て内  
 地に持ち歩きたるも顧みるものなくして大失敗に終りしことありしと、

## 支那

## 序説

位置及地勢

支那は亞細亞東部の殆んど全體を包括せる大國にしてその版圖四百餘萬方哩、同大陸の四分一、全世界の十二分一我が國の二十七倍に相當し、居民の數亦四億三千萬にあまれり、かゝる巨數の生靈につきて、その人事を縷述せんことは至難の業にして到底此の小冊子のつくす所にあらずれば今は唯此等民衆の主腦をなせる漢人と及び滿人の一部につきてその大體を記載すべし、

支那本部中、陝西、甘肅、雲南、四川、山西の諸省及び滿州の北部は山地なれども其の他は一般に平地多し、次に海岸線は土地の廣さに比して甚だ短かしといへども北部の渤海灣は遼東、山東の兩半島によりて形作られ此の國第一の海港をなし、なほ黃海東海支那海の沿岸には各多少の小出入あれば大江の濱と相俟ち樞要の良港に乏しからず、又河流には黃河楊子江の外、南に珠江あり北に白河遼河あり、中央に浙江閩江あり、運河と共に水運に便せり、

本部の中央即ち江河の灌域に屬せる一帶の地方は太平洋より來る濕氣の爲に影響せ

支那

氣候及風景

られ寒暑その宜きを得四時の序稍整へりといへども中央より北部并に滿州の地は冬寒くして夏熱く南部は冬凌ぎ易きも夏の暑さ堪へがたく共にその中庸を失へり、又一般に冬期間は寒冷なる北東信風のために天氣晴乾となり降雨稀なるも夏期に於ける南西信風は海面の水蒸氣を深く内地にはこびて雨量を潤澤ならしむるなり、而して日本に襲來する颶風とその性を同じくせる大風は夏秋の間中部の廣野を侵害すること屢にして清人之を恐るゝこと甚しといへども度数と風力に於ては遙に我が國に來るものに劣れり、蓋我が國に於ける暴風のごときは世界その比を見ざる所なればなり、さてかゝる氣候に支配さるゝ廣大の土地は其の表面の景狀自ら異なり、北方の野は多く畠地と荒野とにして夏は高粱隴麥生ひしげれども冬は草木枯れて地皮を裸出し滿目寂寥たり、而して南方の地は水田多く、牧野其の間を點綴し夏は綠樹青草深く繁り冬は霜雪稀にして、なほ疎林の間に月を觀るべきなり、之れ黄河の畔旅情を慰むること能はずして江流の堤獨り雅客を蒐むる所以なるべし、此の國の民衆は多くの種族によりてなれり、即ち亞細亞種族中その崑崙種に屬せる支那種所謂漢人種は殆んど本部の全軀を占めて三億八千餘萬の巨數に達し西藏種は居を西藏に卜してその數六百萬を超へ、苗越種は雲南、貴州、兩廣、四川、福建の

一部或は全部に散在して其數不明なり、又その阿爾泰種に屬せる「トングス」種はその數一千萬に近く滿州の全部及び直隸その他の各地に住し、蒙古種はその數二百六十萬計り内外の蒙古に散居し、土耳其種は僅に百二十萬天山の兩路及びその近傍に住めり、而して青海及び「カシユガル」地方には「アリア」種族の混在せるあり、之を要するに本部の中央は殆んど純粹の漢人種のみなるも周邊には互に混血したる人種雜居してその境界はなほだ判明ならざるなり、漢人種は軀幹長大にして長け五尺四五寸なるを普通とし躰肢肥滿ならずして勞力に堪ゆ、毛髮、皮色眼光共に日本人に類し彼の留學生が學校の制服をつけて市中を往來せる様は何人にも外人とは見られざる程なり、また滿人の躰質も殆んど漢人と異なるところなし、以下單に支那人又は清人とあるは漢人の全部と滿人の一部とを意味するものと知るべし、清人は所謂支那獨特の氣質を有せるものなり、先づ彼等は保守の心強くして自尊の念に富み先王の教を金科玉條と心得、自國を中華と呼び他外國人を夷狄蠻民として之を賤視し、而して自らは甚しく禮儀を衍へども事實上些の信實なく廉恥なく加も驚くべき猜忌と嫉妬とはその裏面に蟠れるなり、また彼の質素を重んずるがごとく見ゆるものもその實不潔を厭はざるより出てたるもの多し、次に彼等は忍耐にとみ

勤勉力行常に財を作ることを忘れず、その之を得るや容易に消費することなく節儉の極遂に吝嗇に流るゝに至れり、又一般に共同の思想に乏しく且同時に愛國の念慮なし、實に彼等の多くは自れあり家あるを知りて國家あるを知らざるの徒なり、然り而して此等の諸性質もその多くは歴史政治の然らしめたるものにして彼等國有の氣質にはあらず彼等が一朝その己れに利あるを見ては舊物をすて、直に新きにつき、一旦利慾の外に立ちては公明正大實に君子の正道を行ひ、又彼の商業者が一致して互に信用を重んずるが如き皆之を證せるものといふべし、

又各地方につきてその民情を察するに西北の各省は人民一般に遊惰なり、是れ其の地屢旱潦に苦しみ産業興らず人氣爲に阻喪せるなるべし、直隸、陝甘の民は奮勵の望少く遼東の民情また荒廢に屬せり、河南の民稍銳敏なる所あり、山東、山西の民は習儀儉樸にして營商の才機に富み且巨多の資本を有するもの多く各省に盤据せる豪商銀行家質商等は概ね此二省の人なり、次に南方の各省は農工の業稍盛にして産物に不足なく賫財流通して事便なれば北方に比して民俗自ら機敏なり、江浙は文學盛に行はれ習俗奢靡にして柔弱に流れ福建は輕躁にして自重に乏し、江西安徽の民は溫柔にして農工に適し、兩湖の民は鷲勇屈せざる氣象に富み兩廣の民亦慍悍なり、

四川の人民は古來溫和にして男女の間親密に雲貴の民は世の風潮を知らず質朴にして怠惰なり、

支那の言語はその人種と地方とにより漢語、滿洲語、蒙古語、西藏語、土耳其語等種類甚だ多し、而して茲には唯漢語と滿洲語の一部とにつきて説明をなすべし、漢語は所謂單獨語にして語根に變化なく又連接をなすことなく各單獨に箇々の意味を表示するものなるが、その滿洲語は所謂連接語なればその性質漢語と相距ること遠く蒙古語、朝鮮語土耳其語など、語系を同じくし、従ひてその構成の方法我が日本語に類似せり、滿洲語は専ら東三省の地に限られてその使用の範圍狹しといへども漢語は支那本部の全體に用ひられ従ひてその方言多ければ各省は素より一省の中といども彼此相通せざるを常とす、されば清朝のごとく滿漢の合一によりて成れる時代には行政上一種貫通の言語なかるべからず、之の必要よりして起りたるものは彼の所謂官話なり、官話は文字以て充分に之を表はすことを得べく、今や全國に於ける官吏を初め學者紳士といはるゝ者の常語となり、外國人が通常支那語を學ぶといふも此官話に外ならざるなり、而して官話につき廣く通ずるは上海語（南京官話ともいふ）にして揚子江沿岸の人民に通じ商業上有用の言語なり、その形官話と異なる所少

九八  
し、廣東語は上海語につぎて商業上勢力あるものとす、これ等の外、なほ注意すべきは彼の福建地方の言語が殆んど我が臺灣語と同くして本國の他地方と著しく相違あることなり、

左に官話の實例を擧げて之を示さん、

恁好阿

好托福托福

前天我請安來恁出門了

失迎失迎那天沒在家

上那兒去了麼

瞧一個朋友去了

是個姓甚麼

恁認得的那姓王的

恁學着日本話麼

學了半年還沒說上來

總得用心學着纔好

御機嫌宜シウ

御蔭デ至極無事デス

一昨日才尋シマシタガオ留守デシタ

アノ日ハ外出シテ失禮致シマシタ

何處へオ出ニナリマシタ

友人ヲ尋テマシタ

何ト云フ方デスカ

阿方ノ御存知ノ王サンデス

阿方ハ日本語ヲ學ビマスカ

半年學ビマシタガマダ話セマセン

是非注意シテ御勉強ナサイ

是

ハイ

天不早了我要失陪了  
那麼改日再見罷

時刻ガ移リマシタ御暇ヲ致シマス  
サラバ又御目ニカ、リマシヨウ

次に時文の一例として日常の往復文を掲げん

問候啓及復啓(伺ひの手紙と返事)

〇〇仁兄大仁閣下、聞前天因公事到東京、想

典居萬福、欣甚慰甚、弟久欠問候、會晤之心甚切、未知

閣下尙留京幾日、倘有歸期擬定、請祈通知、不勝感佩也、敬此懇求、祇頌日安、

〇〇仁兄大人閣下、昨見寄

玉章謝々、弟因塵務纏身、奔走各處、尙擬留京三四天、想

閣下亦公事多繁、無勞移玉、倘有得間、弟先造府、而叙一切、彼此暢談、敬此拜

覆、並候

時祉、

概見上の

言ふまでもなく黄河楊子江の流域は亞細亞大陸四大肥地の一にして「ガンデス」チ

支那

「 그리스」等の水域と共に民類幼時の搖籃なりしなり、されば支那の歴史は甚だ古くして堯舜の代より既に四千年を経過せり、而してその間朝を更ふること三十の多きに及びぬ、蓋支那は堯舜の初より君主は唯德望あるもの、天職のごとく定められたれば後世の英雄は王侯將相何ぞ種あらんやの筆法にて各競ひ起り屢強食弱肉の大悲劇を演じたればなり、

現朝は今より二百八十餘年前滿州の北部より崛起したるものにして其の聖祖が全く明朝を滅し四方を征服して元朝以來の大版圖を作りてよりは、なほ二百四十年に過ぎざるなり、而して現皇帝は太祖より十一代に當れり、抑清朝に於て最も隆盛を極めたるは彼の乾隆の時代にして爾後内亂外寇屢起り漸く衰頹の運に向ひ以て今日に至れり、願れば六十年以前此の國は鴉片の爲めに英國と戦ひ敗れて香港を割き、次で又英佛同盟軍と戦ひて破られ露國は此の際調停の勞を取りたりとて滿州に於ける烏蘇里江東の地十數萬方哩を奪ひぬ、此の間長髮賊の亂は十六省の地に蔓延し智勇ある南方の忠臣と利器を持てる外人の援とにより十數年の年月を費して漸く之を戡定することを得たり、爾來兵備上の大改革をなしその陸軍と海軍とは一時東洋に勇視したりしが十年前日本と戦ひて不覺の大敗を取り數億の償金と臺灣島を割讓して

和を構ずるの止を得ざるに至りき、かくて世界の列國は支那帝國が能く一人の力にてその土地と民衆とを治め得るやを疑ひ、疑ひの集まるところ忽にして競争の燒點となり、各強國は口を借入に藉りて割讓の要求をなし、獨逸は膠州灣を露西亞は旅順口を英吉利は威海衛を佛蘭西は雷州半島の地を占領してその根據地となし他の國々も此等の國と共に相競ひて内地に於ける鑛山開拓權鐵道布設權等を要求し遂に人をして支那分割論を唱へしむるに至れり、彼の團匪の亂に關係せる聯合軍の各國がその損害の要償を提出して久しく樽俎の間に折衝し互に其の利益を分取したる有様は、無頓着なる清人にも甚しき刺戟を與へたるものと見へ地方有識の官民は大に自國の根本的改革を思ひ立ち或は皇帝に上奏して制度の更革を願ひ或は留學生を外國に送りて國民に新知識を扶植せんことを謀れり、此の際政府にして斷然改進の方針に出でたらんには遠からずして物質的文明を輸入し得べけん、然れども由來武士道なき彼等國民に眞の國家思想を養成せんことは決して容易の業にあらざるべし、

### 社會の狀態

清の宗室はすべて滿洲人にしてその爵號は親王、郡王、貝勒、貝子、鎮國公、輔國

公、鎮國將軍、輔國將軍などその數多く又元朝の遺族にして蒙古にあるものには特に皇族のごとき爵號を與へ汗、親王、郡王、貝勒、貝子、鎮國公、輔國公、臺吉などと稱せしむ、而して人民の榮爵は公侯伯子男の五に分れ一般文武官の位階は一品より九品まで毎品正從ありて十八級をなせり、次に旗人とは曩きに清朝を助けて明を滅したる滿人の後裔を總稱するものにして社會上一種の團體をなし文武の榮職につくことを許され常に政府及び地方に於ける高等文武官の五分の二を填充しその多くは兵役の義務を負ひて各地に駐在するものなり、一般に旗人は産業につくこと能はず駐防地より他に轉住すること能はず唯僅かなる政府の秩祿によりて生計せるものなればその多くは貧困の状態に陥り、子孫生るれば直に兵籍に編入し父老死する時は徃々百歳の齡を算するもなほ之が届出を怠り以てその秩祿を貪り辛じて炊煙をあぐるに至れり、されば漢人より輕侮せらるること甚しく當初清朝の藩屏たりし尙武の勇氣は失せて影だになく今や政府の厄介物を以て目せらるゝ有様なり、漢人の間には別に階級なるものなしといへども儒者を以て任じ講書講學を以て自ら高くせるもの、官吏たらんとして試験に齟齬せるもの及び既に官位にあるものは所謂士人にして一般に農工商の生業に従事せるものを之に對して庶人と稱す、而して

農は從來重要視せられたるを以て農家は庶人としてなほ社會上優等の位置を占むるといへども近年商業の發達と共に商人にして富めるもの多く次第にその勢力を擴張するに至れり、然り而して此等庶民の間には利己私欲の念盛にして節義に伴ふ剛毅の美德は消磨したりといへどもその執拗の性情は毫も衰へず利益の爲には人類の殆ど堪へざる痛楚屈辱を默容し錙銖を拾ひ毫厘を争ふが如き到底外人の及ばざる所なり、斯くて貧富の懸隔は到るところ、その甚しきを現はし富者は巨萬の財を有し法度風教の許す限りは奢侈贅澤を極むるもの多しといへども貧民の數は更に著しく一畝の地なく居所を安んぜず嘔吐を催す不潔の衣服と食物とを得んとして汲々利に奔り殆んど他を顧る遑なきがごとくその國家の中堅たるべき中等社會の振はざるは、之れやがて此の國の振はざる所以ならん、次に官吏と人民との關係につきて見るに官尊民卑の弊甚しく苟しくも官吏たるものは己れの欲するところを行ひ責任以外少しも憚ることなし而して少しく高官にあるものは出入の行列嚴めしく晏馭の徒路人を叱責すること喧し、支那社會の構成は箇人によらずして家族村落及氏なる分子を以て組織せられ多數の家族ある一家はその家長の權に服し此等の家族は相集りて部落を形作り加かも此等部落の人民はその姓氏と祖先とを同じくすること多く古來連



綿として會て九鼎の變移によりて影響せられざるなり、而して一小村に於て子孫十  
一代の並び存するが如き奇態あるは其の俗後妻及養子の濫娶を許し三十歳の青年に  
して七十歳の老翁に祖父たるが如きこと多ければなり、

清朝は所謂關外の蠻族と稱せられたる少數の滿人が大數なる漢人の上に立ちて政治  
をなし居ることなれば勢政略なるもの行はれざるべからず、即ち覺羅氏は或は漢人  
の固陋傲慢なる性質を利用して百般のこと多くは舊慣の儘なるを旨とし或は官吏を  
配置するに當り滿漢を并用して表面上甚しき公平を装ひ而も内部樞要の地には必ず  
滿人を充て、漢人を制せしめ、或は文官の權力を大にし武官の勢威を抑壓せしめ、  
或は文武科擧の法を應用して少壯有爲の人士を終生虛名の巷に奔走其進收の氣力を  
消費せしむる等百方意を竭したり、彼の大清會典のごとき殆んど此の方針に基きて  
成れるものなり、抑此の大清會典は聖祖皇帝の康熙二十九年に成りしものにして凡  
て一百參あらゆる制度と儀式とを網羅したるものなれば猶他國に於ける皇室典範及  
び諸官制の大部と憲法及法律の一部とを順序なく排列したるごときものなり而して  
其の條款は大體明制に則れるがごとく見ゆ、

清國は君主專制の帝國にして皇帝直轄の下に内閣あり、全國政務の樞機を擁し内治

外交悉く勅命を奉ず、内閣の下に吏、戶、禮、兵、刑、工の六部衙門ありて各政務を管掌  
せり、中央政府には内閣の外に軍機所ありて軍國の機務に與り（近來内閣の實權を  
凌げり）總理衙門ありて外國に關する事務を執り、都察院は官吏の正邪、政治の得  
失を糾し、理藩院は外蕃に屬する政務を行ひ、通政司は内外の奏章を上達すること  
を掌り、大理寺は最高の法院にして刑律の嚴正を司掌し海軍衙門は海軍の事務を管  
せり、その他庶僚百揆此に贅せざるべし、

次に帝室部には宗人府、内務府ありて皇族に關する政令と庶務を司ること他の宮内  
省のごとし、

地方行政に於ては本部に入總督を置き東三省に三將軍を立て、各その地の重權を統  
べしむ（蒙古には藩王あり西藏には駐藏大臣及び喇嘛あり）總督の下に巡撫ありそ  
の數十六、直隸四川の二省は一省一督たるを以て之を置かず、巡撫の職責は中央政  
府の制令に従ひ民情の向背風俗の善惡を察し機に應じて實行を期し諸種の制度を秩  
然たらしむるにあり、要するに總督巡撫は共に地方文武の全權を掌握しその任命は  
朝廷の左右するところなれども實權に於ては封建の諸侯に等しきものあるなり、又  
各省には土地を巡視し租税を課することを掌る布政使、罪案の審理判決を司る按察

使、府縣を總轄して地方行政を觀察する道臺等あり、知府は總督巡撫に隸屬して民政を統理し、知州は民治を管して府に隸し知縣は同じく民治を司とりて府に屬せり、一般に支那の官吏は責任の重さと兼官多くして過勞するにより有用の材を抱きて夭折するもの多しといへり、

次に町村に於ける自治の概要につきて見るに素より完全なる制度あるにあらざれども彼の保甲制度の如きは主として各地に行はるゝものなり、即ち各村町には毎戸管轄地方廳より門牌を給與し其家長の姓名生業及び家族の數等を記入し戸口の増減ある時はその都度門牌を給して之を登記せしむ、かくて十戸を牌とし牌長を置き十牌を甲となして甲長を置き十甲を以て保となし保長を置く、甲保長は士民の間より公選しその任期は多く一年なり、甲保長は町村内の事務の外に保甲分局に屬して治安に關する職責を有す、分局は知州縣の所在地にありて佐貳官を長とし司法警察の行務をつとめて道臺を長官とせる保甲總局に隸せり總局は一省内一局とす、

次に國防につきて見るに陸軍は八旗、綠旗、勇兵の三に分れ八旗兵は滿洲人及び支那征服者の後裔によりて成り天子の親軍たりその數三十萬と稱すれど實際用ひ得べきは八萬乃至十二萬なり滿洲地方及び京城の警衛をなす外に國內樞要の地に駐防せ

しむ、綠旗兵は漢族を以て組織せる常備軍にして各省總督の配下に一軍團を置けり、その數六十萬ありといへども戰時の兵員を組織し得るものは二十萬なるべし、勇兵は有事の際臨時募集に關するものにして比較的精銳なり、髮賊の亂に南部の諸名士が民間の勇士を集めて軍伍を編成したるに基けるものなりしが今日は綠營に給する費用の幾分を割きて各所に常備兵として訓練するに至れり、海軍は北洋、南洋、廣東、福建の四水師に區別し日清戰爭役前までは艦隊の數大小併せて九十餘隻なりしが最精銳なりし北洋艦隊の全滅によりて容易に回復の見込なく現在各種の船艦はすべて四十餘隻五萬八千餘噸にすぎず、要するに清國軍政の廢弛や、その極に達せり、之れ民間志士の交々立ちて兵制の更革を主張する所以なり、

清國の財政は常に不整理散漫の状態にありて更に一片の公報を見ず従ひて財政表を作らんとせば北京の新聞に時々載せらるゝ各地方長官の財政報告によりて之を算出せざるべからず、大清會典に定められたる清國の歲入は地租鹽稅、厘金稅、海關稅、内地關稅、阿片稅及び雜稅にして合計一億兩にすぎず、而して此の數額たる各省より徵集する總額にして各省は其徵集したる額内につきて所管の用度を辨じ殘額中より毎年所定の額を中央政府に送り、中央戶部は之を受取りて中央政府の用途に充つ

るなり、實に大國の歳入としては到底收支相償ふべきにあらず、若し夫れ財政を整へ以て諸税を中樞に集むれば今日に於て十數億の歳入を得ること敢て難きにあらず、租税徴集の方法につきては猶後に詳述すべし、

官吏の貪横にして而も迂濶なる支那より甚しきはなく之を誘致せる原因種々なるべきも其の最も重なるは左の二なり、一は俸給の少きことにして一は官制の定むる所により總督巡撫の大官より知州、知縣の小吏に至るまで何れもその郷里の各省に於て任官するを許されざるることなり、夫れ此の國文官の品級は正一品より從九品に至り彼の内閣大學士六部尙書のごときは一品の官にして總督巡撫は二品に配し道臺以下知縣の官は四品乃至十品なるを例とす、而して此等諸官の俸給額を見るに一品の京官にして年俸僅に百八十兩米百八十斛にすぎず、地方總督のごとき俸銀百五十兩俸米百五十斛にして養廉銀その他の雜給等を一切換算して四千餘兩を超へざるなり、又知縣のごときに至りては唯四十五兩の俸銀と四十五斛の俸米を受くるのみにして内は多くの親族子弟を養ひ外は上官知友に交誼を結ばんとす到底能く支ふべきにあらざるなり、此の如くにして京官は地方官と通じて陰に賄賂を貪ぼり地方官は之を利用しその援を得て自己の地位を固めんことをはかり俸給の不足は種々の名目によ

りて所屬の下官に強求し下官は又同じく之を人民より徴集するに至りその間弊害百出終に救ふべからざるなり、又地方官吏の任に赴くや必ず郷里を去ること遠ければ全くその地の事情慣習に通せず殊に言語の錯雜甚しきが爲に止を得ずして幕賓と稱する顧問官のごときものを置き萬事之と商量處置すかくて幕賓は上官の迂濶頑迷なるに乘じ我慾を擅にし、又各廳にありて事務を行へる書吏は幕賓と結託して放恣至らざるなく人をして明の亡は宦官により清の亡は書吏によると歌はしむるなり、その他雜役に服する衙役に至るまで皆賄賂の多少によりて事を行はざるはなし、抑此の國の法律は由來殆んど缺ぐるところなく其の施行手續のごとき甚だ周密にして一點の非難するなしと稱せらる、而して人民の訴事を忌惡すること虎狼のごとくなる所以は全く以上のごとき理由あるによれり、支那の土地はその性質農業に適し且歴代の政策常に農を尙ひしかば人民の八九分は皆之に従事せり、殊に南部は人民多く加ふるに地の利あるを以て山涯水隈到るところ開墾せられざるなく、不幸にして耕作の方法は依然古風に從ひ一の改良せられたるなしといへども地味豊沃なるがため其の收穫は比較的に多し、北部は地廣く人少きを以て自ら荒蕪に歸せるところ少しとせず、地味氣候の差異によるとはいへ又民

生の發達如何に關するところなりと知るべし、而して一般に土地の所有は種々に分れ莊園、旗莊、牧場、民田、屯田、學田、免科田等の名あり、民田は乾隆時代の通計によれば七百八萬餘頃（一頃は我が二千五百坪）にして我が五十一億餘坪に當れり、全國中大農と稱せらるゝものは多くは千頃以上の土地を有せり、その他は大低小農にして其分配はよく小農制に適せり、農産物の主なるものは米、小麥、高粱、豆、棉、茶、生糸等なり、米の主なる産地は兩江、閩浙、兩湖、廣西等にして、その米質殆んど我内地産と異なることなく、彼の東京、安南地方の産出に係る所謂南京米と稱するもの、比とあらず、支那政府が一般に米の輸出を嫌へるは内國の需要に不足を告ぐるを恐れてなり、見よ年々北京に輸送するものゝみにしても四百萬石以上なることを、次に小麥、高粱及豆類は直隸、山西、甘肅、東三省等北部の地に産しその額少からず、養蠶は多く兩江、兩湖、河南、浙江、四川、廣東等に行はれ、その飼育法は舊套を固守すといへども桑質良好なれば繭質甚だ美なり、江蘇、浙江のごときは地味肥沃なるを以て桑葉の大さ徑一尺に及ぶといへり、棉は江蘇、湖北、浙江、四川より最も多く産し、江蘇のものは品質第一と稱せらる、茶に綠茶、紅茶の二種ありて綠茶は浙江、四川、安徽、江西のもの佳

良に紅茶は福建、江蘇、雲南の産を有名なりとす、地租の賦課は皆歴代の老冊に案じて承辨せられ每一頃の賦課四兩二錢糧一石二斗の割なるを普通とせり、從來貢租は悉く正米を以て各省より納めしも不便甚しきを以て今日は江、安、浙の三省の外は悉く銀納となり居れり、而して長江附近は北省に比して税率概して重く山東の一部江蘇、浙江、河南、四川の地を以て最も肥沃なりとなせり、之に反し雲貴、廣西、陝西のごときは地瘦せ民貧しく農家の收入甚だ鮮きがために税率低くその徵收する租税は以て其の省の經費に充つるに足らざるなり、毎年徵税の期は上忙（四五月）下忙（八九月）の兩次にして各省の布政司は戶部の通知額を各州縣に報ず、州縣には内に錢糧を管理するものあり外に催促役ありて之を集むるものにして其の間弊害叢生云ふに耐へざるなり、さて所謂開徵の時となれば州縣知事先づ告示をなし然る後徵税狀を發す、徵税狀は之を串票といひ糧差といへる直接收税者は之を携へて意氣揚々每家を巡回して租銀を取り立つるなり、若し滞納者ある時は糧差は直に上官に稟請して、究問を加へ嚴しく追償せしむ、かくして徵收を急ぎたる糧差はその錢糧を自己の手中に止めて容易に放たず州縣官より定められたる期日即ち卯期に至るも種々の手段によりて官府の情形を探知し上官の怒り

に觸れざる間は少も納附することなく漸次督促の嚴なる度毎にその一割二割を交納するものにして特に甚しきは私に他人を雇ひて上官の打賚を受けしむるなり、實に糧差は田賦の請負をなし百姓より勝手に徴收し勝手に之を使用し得るものといふべく、元朝に於ける撲買に類せるなり、之を要するに清朝創業の際は勸農の道よく整理し庶政甚だ簡にして賦税も輕かりしが近來に至り賦役重く官吏專權にして人民漸く悲境に沈まんとせし時に際し彼の髮賊の擾亂の爲に庶民土に安せざること二十年田土を蹂まれ家屋を破られて益困弊に陥り、爲す所に迷ひしもの時勢の變動により通商交易の業につくの機を得たれば相率ひて商業に赴き富家も亦資本を投じて之に着手するもの多かりしを以て今日は一般農業の不振なる時期をなせり、鑛業は未だ盛ならざれども金銀銅鐵石炭等古來採掘せられ奇玉寶石も亦多く出づ、鐵と石炭とは到るところ産出し炭田の廣さ二十萬方哩に達せり外人が瀕りに支那内部に侵入せんとするは此の無盡の寶藏を目的とせるに外ならずして既に所々の鑛抗を崩壊しつつあるなり、

工業の最も卓れたるは上海の紡績業にして之に次げるは上海廣東その他に於ける製絲業なり、官業には製鐵所、造船所、兵機所、織布局等に設けあれども民業として

は、未だ觀るべきものなし、實に支那は古來各種の工業美術大に發達せしも人民保守的精神を持續し新奇の機械を用ふるを好まざるが故にその發達常に遅々たるなり、工藝美術品中著しきは絹織物にして繻、緞、綾、羅等その縫繡の精巧、色彩の美麗到底外人の及ぶ所にあらず、陶器の類亦然り、要するに此國の製造業は手工的のもの多くその製作品の精妙雅致を要するものに適すれども機械粗大の生産品には適せざるが如くたゞ手藝は支那人獨特の長所なれば他國品の爲にその供給の途を杜絶せらるゝことなかるべし、

屢述べしがごとく此の國は農本商末の政略よりして商家は常に四民の下層に位し他より壓抑せられたれば曾て充分なる商事の發達を見ざりしが彼の阿片戰爭の結果として互市場の開かれてより從來夷狄と呼び鬼子と稱したる諸外國と互に好を修め商を通じ爾來港を開くこと二十箇所條約を結ぶこと二十箇國商勢頓に發達し内地の貿易も益繁盛となるに至りぬ、然り而して此の國が今日各種の方面に於て萎靡不振の有様なるに拘はらず、獨かく商事の隆盛を見る所以のもの蓋諸種の原山なかるべからず、彼の此等同業者が互に團結を重じ牢平として他力の侵害を蒙らざるがごとき或は彼等が特有の稟性として金錢を愛する思念の強盛なるがごときは、その主因な

るべく、實に此の二者は常に相依りて忍耐となり勤勉となり或は冒險の事業と化し彼等をして内地をいはず外國を問はず隨所に來往し世の毀譽に關せず粗衣粗食以て幾萬の資財を荷ふてその郷里に赴かしむるなり、

又商民の間には會館及び公所なる自治の機關ありて互にその非違を檢調せり會館は何れの州縣にもありて諸種の目的を有し、或は遠地より來往するもの、爲に僻見に陥ることを防ぎ、或は館員間の争ひを制止し、或は空賣買を不法にして財政の紊亂を來すものなりとして之を禁じ或は一般商業上の規約を定めて之を強行せしめ、或は地方官の暴威をも防遏し得るなり、會館には茶業、生絲、阿片、銀行等ありて其本部は何れも市場中の有數なる建物にして輪奐の美をなせるもの多し、館内の役員は惣管理、委員、幹事にして外に多數の議員あり、次に公所は所謂同業組合のごとくものにして小商及び工匠より組織せられ其の主旨、條規等は會館と大同小異にて、魚商公所、大工公所、郵信公所、絹織商公所等その種類甚だ多し、

此の國は土地廣く人口稠密に物産また豊穰なるを以て之が交易をなす内地商業は甚だ頻繁なり、厘金税は此の内地貨物の運税にして商品通過の要所には厘金局の設あらざるなく賦課は貨物原價の三バルセントを標準とせり、厘金設置の初は甚しき弊

害なかりしが今日は局吏商估の贈賄によりて寬嚴其度を異にせるあり彼の内地舊關稅の不法と相俟ちて益内地貿易の障礙を逞くせり、獨逸は稅の同盟によりて富み清國は此の關門によりて苦めらるる法を用ふるは唯人によるのみ、次に外國の貿易は重に英國及其殖民地、日本米國露國と行はれ輸入は金巾、阿片を主として輸出は生糸と茶とを主とす而して生糸の高は金巾の高に等しく阿片も同じく茶に匹敵せり、輸出入の總額は五億餘兩にして海關稅は沿岸一帶の稅關より徵收せらる、凡て此の稅關吏員は英人にして各管區を總轄する總稅務司亦英人なり、本國人は書紀小使の外之に觸るゝことを得ず局内の制殆んど英國の官省に等しく一見英國政府の權内にあるものゝごとし、かゝる有様なれば歐米人は直接間接に莫大の利益を享け清人は常に商機を失しつゝあるなり、支那官吏の不正は終に國帑の關門を擧げて空しく外人の蹂躪に任かさざるべからざるに至る、憐むべし吁々、

商業上に用ふる貨幣は三種に區分すべく一は錢即ち銅錢にして多くは政府の鑄造にかゝり我寬永通寶のごとく價も相類し一箇を一文と呼び千箇を一串と稱す、二は銀即銀兩にして民間自由に之を鑄造し殆んど物品として之を授受せり、その形狀品質甚だ多く銀種一百秤器亦百五十種にをよび其の中所謂馬蹄銀は一塊の價五十兩に相

當せり、蓋清人の狡猾なる貨幣の偽造に巧にして之を受取るもの實質を分解して驗せざれば止まざるなり、三は洋銀即外國銀貨にして各開港場にかぎり通用す、以上の硬貨の外に紙幣あり紙幣は上古二千年以來用ひ慣れたるものにして銀票錢票と稱し我邦維新前の銀札に類せるものなり、次に此の國の金融機關を見るに票號、銀號、錢鋪などの大小銀行各所に設置せられ何れも信用厚く資金の流通頗る敏活なり、票號は爲替、荷爲替貸金、貯金などの業務を行ひ紙幣を發行す、銀號は票號と同じけれどその規模小なり、錢鋪は更に小なれども其數甚だ多く銀行と兩替とを兼ね行へり、又質屋は常鋪と稱し大小その數夥し、要するに通貨改算の不便なる此の國より甚しきはなく外人の等しく困難を感ずるところなり、

支那の交通運輸は唯南船北馬の一語を以て總括し得べし此の語は久しき古よりいはれ地勢の然らしむる所なれば今日も同様の情態にあるなり、北清に於ては車道普く通じ馬を使用する範圍甚だ廣く出入にも轎にも車にも耕作にも運搬にも必要缺くべからざるものとして之を重んぜり、而して馬に三種類あり一は馬と稱し日本産に比して體肥大性溫柔なり、二は驢と呼び體小にして最も多く産す、中等以下のもの出入之を用ふ、三は騾子と稱し牡驢と牝馬との混種にして體貌美しく北京人之を好め

## 交通の便

り、一般に乗用の馬車には一頭を用ひ貨物運搬の車には三頭乃至五六頭を用ふ（牛を用ふること鮮し）るなり、而して近來に至り道路は寧ろ大に破損せりといふ是れ政府が公務を忽にし人民が公共心に乏しき例證として見るべきものにして彼れ支那人は到る所少しの費用を惜しみ修繕を怠り如何に交通上防碍の箇所を生ずるも冷然知らざるがごとし、殊に彼等が公德を重んぜざる恬然道路の中央にありて荷物の積み卸しをなし通行の車馬はその終るを待ちて始めて進み得るなり、次に南清は河川縱横し僻邑といへども舟楫の通ぜざる所なく、實に中央の揚子江はその樞軸にして四川、湖南、湖北、安徽、江蘇の諸省を貫通し江口より宜昌に至る數千里の間は瀛船の航行自由なり、その他浙江の鐵塘江、福建の閩江、廣東の珠江等皆流域長深にして楫漕の便あらざるなし、されば里餘の外に出づるにも皆之によりて陸上道路を顧るもの甚だ鮮なき有様なり、而して支那沿海及び長江筋の運輸事業は招商局、怡和洋行、太古洋行をはじめ其の他數多の汽船會社によりて行はれ居るも外國との交通は殆んど外國船のみに依頼せるなり、鐵道はなほ極めて幼稚にして現に開通せるものは天津山海關間のもの及び天津より北京を経て保定府に達せるもののみなり、若し關東鐵道成就し更に北京より漢口に通ずる中央線達し又その計畫久しき内外人

の最も注目せる漢口より廣東に至る南部線全通するを得ば之れ實に清朝の面目を一  
 新すべき時期なるべきも、不幸にして一方には地脈を絶つと稱し、風水に害ありと  
 いひ小民の生業を失はしむるものなりと唱ふる保守固陋の輩之を阻止し他の一方に  
 は外寇内亂のために瘡痍未だ癒へず軍備その他に幾多の急務あるのみならず外債の  
 償却に財政の困厄殊に甚しきある今日容易に成効すべくもあらざるなり、  
 郵便には官制によりて定められたるものと民間私設のものとなり前者は驛遞の法に  
 して一切官用の信務に止まり各要地に局を置き地方官の管轄に屬せり、之を驛站と  
 稱す、後者は一般民間の信通を行ひその局を信局と稱せりその營業は一省に限るあ  
 り數省に渉れるあり、通信物は諸外國のごとく印紙を貼用することなく信局は貨錢  
 (遠近により差等あり)をその受信者より受取るなり而して信用厚く中途遺失の恐な  
 しと、又開港場には諸外國の郵便局ありて内外の通信を助け居れり、  
 電信は先年李鴻章の上奏によりて初めて架設せられ十餘年にして全國都鄙を連絡し  
 今日既に此の恩澤を蒙らざる所なし而して電報の収入は一切の費用を拂ひて餘裕あ  
 りといふ、又近年に至り電報學堂設置せられて多くの電信技手を養成しつゝあり、  
 次に新聞紙は北京、天津、上海等の都港に於ける内外人によりて發行せらるゝもの

漸く増加して通報の範圍を擴張しつゝあれども内地に至りては、なほ此の利益を有  
 せるもの甚だ多からず、

### 教化の程度

支那は古來信仰上につきて一切制限を設けず全くその自由を許したるのみならず、  
 寧ろ宗教を以て治國の方便となしたる程なれば國土の大と共に殆んど凡ての宗教を  
 網羅し、儒、道、佛、喇嘛、白蓮、耶穌、回々、猶太、拜物教等枚舉に遑あらざるなり、  
 儒教は眞の宗教の體裁を供へず唯上流社會に行はるゝ倫理ともいふべきものにして  
 古へ孔孟等の聖賢をはじめ歷代碩儒の學說を寶典とし最も祖先崇拜を重んじ従ひて  
 教育、婚冠、及び葬祭一部の儀式に關するところありといへども、その信奉者に對  
 し毫も宗教的感化を及ぼすことなきなり、孔子を祭れるところ之を孔廟又は文廟と  
 稱し、京師をはじめ諸省の府州縣に於て苟くも都邑といはるゝ地には必ずその建設  
 ありて春秋の兩度には釋奠の祭祀行はる、此の祭事には京都にありては文廟へ欽差  
 (勅使)を命じて致祭せしめ天子時に參拜す、地方にありては其地の官府之を司り參  
 拜の節は長官といへども丹墀の上に登ることを得ずして下より拜す、祭酒并に諸秀



才出で、簞葦、籩豆、鼓樂、初獻、亞獻、終獻等のことを勤むかくのごとくにして士君子と呼ばれ文人學者といはるゝものは此の教を以て無上の典禮とすれども下流民衆の信仰は意外に薄く孔子を祭れば貧乏を招くとて却りて之を賤しむもの多きなり、要するに儒教はその行はるゝこと古くして表面上或は節用をすゝめ縱修を卑しみて勤儉の風を養ひ或は諸種の禮法を設けて民庶を感染し自ら一種の範制を作りたりといへどもその裏面には種々の弊害起り或は思想の發展を抑へて不治の固陋に陥らしめ或は虚禮に流れて信義を忘却せしむるなど名状すべからざるものあるなり、道教の開祖を張真人と云ひ、その子孫なる江西の張天師と稱するもの世々其の管長たり、道教は殆ど各省に行はれて諸教中最も盛なり、その教旨は老莊の道德を本とし法を修め仙を得るを目的とするものにして、祭るところの本尊は三清上帝（中央玉清元始天尊、右は上清靈寶天尊左は太清道德天尊）にして、その精舍を觀といひ寺と同じく社壇莊嚴を極めたるもの多し、次に道家の僧を道士と稱し有髮にして頭上に束ね道冠をいたゞき木綿の道服を着し共に黄色なり、道士の作業は念經と卜筮とにして、その専ら密法を修し祈禱をなし進んで太上老君の修法を行ふものは清帯にして暈酒を食はず一般に道德堅固なり之を正一道士と稱し張天師のごとき此の類

なり、而して雜部修行のものは妻帯肉食にて多くは市中に住し一般に火居道士と呼ばれ卜筮をなし護符を出し死者のために念經を行ふものとす、

佛教は此の國に於てその根底を作ることに深く古來支那佛教の十三宗と稱し我が國に傳來せしものは皆支那中世に於て印度佛教より變成せられたる程なればその一時隆盛を極めたることは云ふまでもなく今日にありても信者の數なほ多く中部及び南部の地には寺院精舍の宏壯美觀なるもの鮮からず而してその多くは禪宗にして律、天台等之に次げり、信教の自由を許せる清政府も佛教には他宗教より多くの檢束を加へて之を抑へ且僧侶の無學と敗徳とは俗人の信用をつなぐこと能はざる既に久しきを以て現時の佛教は殆ど衰頽を極めたる状態にあるなり、一般に寺と信徒との關係を見るに我が國に於ける檀那寺と檀家とのごとく親密なるものにあらず甚漠然として殆んど定りたる檀家あることなく僧侶の生活は念經の布施と信者が署名したる勸進帳を以て和尚が在家を度々巡回したるものによりて維持せらるゝなり、寺の外に庵ありその尼姑も同じく念經によりて生活せるものとす、されば曾て我が日本僧侶が熱心布教を試みたることありしも彼等人民は其の本國の僧侶と同一視して例の乞食坊主がなど稱へ殆んど取り附く島もなき有様なりしかば西本願寺のごときも屢

門に一寺院を立てたるまゝにて布教は全く中止の状態にあり、

喇嘛教は佛教の一派にして支那本部には殆んど見ざるところなれども西藏をはじめ蒙古滿州の地に行はれ且現清朝の尊信する教派たるを以てその勢力以外に盛大なるものあり、喇嘛は無上又は上人といふ意にして喇嘛と書くを當れりとす、喇嘛の本宗は紅刺麻にして彼の元の忽必烈に潜都に謁し教を説き又蒙古文字を製作したりし有名なる太元帝師巴思巴のごときは此の系統に屬せるものなり、而して明の永樂年間に生れたる宗喀巴は當時紅級の腐敗甚しき見て慨然として破邪顯正を己れの任となし黃朝黃衣をつけて衆徒に臨み大乘佛經を説き紅教を抑へて遂に黃刺麻の名を立て推されて黃教の祖師となりぬ、宗喀巴、示寂の時その二大弟子達賴喇嘛、班禪額爾德尼に化身すべしといひ且遺囑するに黃教の擴張を以てしたり、爾來兩喇嘛は輪回轉生してその本性を承授せられたりしが此の轉生化身も弊害多く兩者共に六七世にして止みその後は活佛聖籤の法によりて喇嘛を定むるに至りたり、さて清朝が喇嘛を厚遇し之を皇室歸依の宗教としたるは第五世達賴喇嘛が班禪と共に朝覲したるに基き順治、康熙の二帝は此の宗教を利用して蒙古、青海の地方をなつけ併せて清朝の權勢を西藏に確立したり、而して今日北京地方の喇嘛信徒は僅に數萬にすぎず

といへども北京の東城には黄色の瓦を葺きたる皇宮に紛るばかりの喇嘛の大寺院あり、之れ雍和宮にして世宗皇帝が太子なりし時に此の教を信せらるゝこと厚かりしを以て即位の後その世邸を喇嘛に下賜し皇室の勅願寺となしたる所なり、内には多くの僧ありて一切衣食の費を政府より支給せらるゝ其他城内の喇嘛僧は大概相見、卜筮念經等によりて生活し一般漢人より撥斥せらるゝ有様なり、

白蓮教も亦佛教の別派にして北部地方に多く幻術を弄して利益を貪り不軌を企つるなど殆んど政府の持て餘せるところなり、次に回々教は天山以南より甘肅、陝西、山西の各省に行はれ一週一回必ず寺院に詣りて誦經する例なり、回教徒は一般に團結力に富み吉凶相助け婚を他教の人に通せず深く他教人と交はらざるの風あり、革命黨の一として白蓮教徒と共に清朝を蠶するものなり、此の信徒はまた豚を食ふことを嫌ひ旅行の時も必ず炊具を携へて通常人と同食せざるなり、

基督教は支那人の所謂天主教即ち舊教にして遠く唐代に傳はり明代より稍布教の基礎を置き清朝に入り殊に近代に至りて信徒甚だ多く佛國宣教師の數幾百名その教會は沿海より國の西境に及びその布教に熱心なる衣服言語を支那人にし深く内地に勢力を扶植せんとつとめ彼等の多くは生徒を養ひ孤兒を育て病院を設けて施療をなす

等慈愛至らざるなし、又新教のこともその布教に着手してより僅に五十年に過ぎずといへどもその信徒既に多く英、米、獨の宣教師その傳播に忙がはしく教會の數も天主教のものより多きに至れり、然り而して從來支那に於ける外國との紛議は大抵これ等の宣教師より起るを例とし下民は素より士大夫の間にも一般に基督教の布教を以て國安の妨害物として之を嫉視すれども教師等は少しも顧眛することなく益その勢力を増加しつゝあるなり、

凡て何れの國民にも萬有崇拜の傾きあるは素よりなるが此の國に於ては殊に盛なるがごとく風神、雷神等を祭り北京には日廟月廟を立て日月を拜祀し地方にても二月の某日を以て太陽の誕辰日として一般に之を祭れるなり、次に支那人は古來關帝の廟を立て金福長命の神として尊崇し武昌、漢口等即ち孫氏の故地を除く外は各省悉く此の風習あり、又天后を祭ること盛んにしてその宮を天后宮又は娘々宮と稱せり天后とは道教の神天娘のことにして商業船舶業の守神なりといふ、さてまた支那は古代より陰陽五行の説が流行したるを以て人民には所謂御幣擔ぎの性質著しく發達し、周易の本案として何事をなすにも先づ吉凶を卜することは常に離るべからざるものと考へられ苟くも宗教者めきたるものは卜筮の道を辨へざるものなく、又之

によりて口を糊せざるもの稀なり、その他神符を下し惡鬼を攘ふなどのこと各地行はれざるはなし、

支那には遠く三千年の古より學校の設けありて文化風に開けたりしが中世以降教育の目的は單に官の爲に人を選ぶにありて利用厚生之道を講ずるにあらざりしかば從ひて其の教育法も全く祖述と諳誦と文章法とに偏し此等の學習の外には別に學理を攻究し以て新知識の應用を企圖するがごときこと絶へてなきにいたりぬ、されば清朝の學制なるものを見れば外見稍整へるがごとく學校には家塾（一家若くは數家相合して一師を雇ひ子弟を教ふ）義學（地方官又は富家の義金によりて貧民の子弟を教ふ）書院及び府縣學（各府縣にあるは府縣學にして各省にあるは書院なり）國子監（北京に設立せられたる特別の大學校にして高等文武官の子弟及び優等なる地方貢進の生徒を教ふ）官學（旗人の子弟を教へ北京及滿洲にあり）宗學（宗室の子弟を教ふ）等數多ありといへども今日既に廢れたるもありてその内容殆んどいふに足らず、故に此には唯最普通なる家塾、府縣學、書院の有様につきて略述すべし、家塾（義學をも含めて説かん）は一般初等教育を施す所にして悉く私立なれば特に設立せられたる校舎なく中流以上にては一家又は數家相よりて自宅に教師を聘しそ

の他にありては教師が自宅に生徒を集むるか或は社堂商舎の傍室を借り用ふるを通常とす、而して教師は一般に科擧の試験に應じたる士人にして別に定りたる俸給なく生徒の父兄より僅なる時々の報酬を受くるなり、兒童の入學は通常滿五歳にして初は三字經、百家姓、千字文などの書を読み其字形を習ふと同時に全篇を誦記せしめらる、かくて一二年の後四書の素讀背誦にかゝり漸く進みて十三經（四書、五經、孝經、公羊、穀梁、周禮、儀禮）を學び數年の後幾分道理を解し文を作るに至る、是よりは尙、古文詩賦の類を誦し、時文を研究し考試の答案集を反覆し以て應試の地步を作り年齢十四五歳に至れば府縣の小試に應ずるを得るものとす、次に公立の教育に關しては各省を以て一學區となし各學政使なるものありて之を統轄せり、學區内に設置する學校にして縣にあるを縣學とし州にあるを州學とし府にあるを府學とす、教官は通常擧人（知府縣と同位置にあり）にして府學にあるを教授と稱し州學にあるを學正といひ縣學にあるを教諭と呼び助教を訓導といふ、その生徒は多く秀才の位置にあるものにして二月八月の兩度教官を助けて孔子の聖廟に釋奠の禮を行ふもその他は各自研學に従事せり、されば府縣學といふは名のみにて所請學校の設けあるにあらず、書院は各省の首都に一二校あり、此には校舍あり教官あり生徒あり

て稍學校の體裁をなし中には宏大なるもあり、要する支那教育の施設は先に述べしが如く官の爲に士人を養成するにあれば一般庶民の教育は不偏にしてその讀書作文の出來ざる甚だ多し、又古來男尊女卑の風盛なると以て女子の教育全く行はれず、帝都たる北京に於ても之といふべき女學校を見ざるなり、次に科擧の次第を見るにその段階種々ありて官につくものは必ず歲試、鄉試、會試、殿試の諸試験を経ざるべからず、先づ州縣にある就學の童生にして數年の修鍊を終へたるものは競ふて州縣官の小試に應じその及第者は毎年府城に集りて知府の檢定を受く、之れ即ち歲試にしてその試験科目は算學を主とし論文、經解、說文の四なり、この試験に及第したるものを秀才といひ各地方に定員あり秀才は別に制服を着け賦役を免ぜられ俊秀なるものは學館にありて俸銀を給せらる、次に毎三年即ち子卯午酉の年次を以てその管内の秀才を各省の首城に招集し考試を行ふを鄉試とす、試験官は禮部より派遣せられその地の總督巡撫は試験場を監督す、試験場は通常貢院と稱し門内は數區に分割せられ、その間に數百千個の辻雪陰のごときあり各室は奥行六尺間口三尺ばかりにして各一人を入れて答案を作らしむるところなり、かく受験

者間の通行を嚴禁してその公平無私を勉むれども試験前に問題の漏洩すること敢て珍しからず、郷試の課題は經義、入股、賦詩及策問にしてこの試業に及第したるものを舉人といふ、その定員は各省二百六十人なり、郷試の翌年各省の舉人を北京に招集し禮部監督の下に考試を行ふ之を會試といひ内閣大學士各部尚書を試験官とす、考課目は郷試と大同小異にして及第者を貢士と稱す、此の試業に應ぜんため各地より上京するもの毎試六千人を超へ各所管の地方廳より旅費族費を給せらるゝなり、會試の同年貢士を集め皇帝躬ら保和殿に於て試問を行ふ之を殿試とす、即ち題目をあたへて之に對策せしむ、その優等なるもの三名を一甲とし狀元、榜眼、探花の名を下し進士及第を賜ふその他を二甲三甲とし何れも進士出身を賜ひ一部は翰林院編修又は庶吉士となりその他は京官(主事)地方官(知州和縣)などの候補となるなり、又武官を選擧する法を武考と稱へその制文官のものに類せり、以上を從來に於ける考試進官の順序とす、而して近年に至り入股法廢止の上諭下り對策の法によること多く人材登用上幾分の進歩を示せり、科擧法の内容が一般俊才の銳氣を銷磨するは云ふまでもなく檢定任官の上には賄賂その他のために不公平の措置常に行はれ且缺職多からざるに無數の候補者現はれて

成効の困難甚しきにかゝはらず、官吏となるは名譽と利益との集まるるところなれば學者の目的は悉く之にむかひ應試を以て一生の事業となし百折不撓最後の成功を以て眞の學生とせり、されば父子相携へて同一の試験を受け候補者の間には八十歳以上のもの珍しからず時には九十歳以上のものさへ見らるゝなり、實に初度の受験よりは六十餘年を費したるべくその勞して効なきは憐むべき極みなれどもその忍耐に富めるは流石に大陸の國民として吾人の企て及ばざる所なり、近來各國交通の結果として諸種の技藝を教ふる學校は所々に設置せられ泰西の科學を研磨するもの漸く多からんとするに至り上海天津に於ける電信學校、福建廣東上海の造般學校雲南貴州の鑛山學校北京天津に於ける武備學堂、水師學堂、張之洞の漢口兩湖書院などをはじめ各種の學校は皆専門の學藝を教授し歐米の教師を雇聘せざるはなし、且先年勸同大臣を置きて以來上下共に學制の改革を謀り或は屢使臣を外國に派してその學事を視察せしめ或は教育顧問を聘して實地の施設を依囑するなど大に成すところあらんとするものゝごとし、而して我國はその地相隣り加ふるに同文の便あるを以て清國は専ら我によりて新學を修得せんと欲し、その政府及び地方の外國留學生の多くは我が國に來り我が帝都にあるもの既に數百に達し嘉納氏の

監督せる弘文學院の一枚にてもなほ二百に垂んとす、されば我邦人も隣邦の好とし且は先進國の義務として力を致すもの多く各所の日本語學校をはじめ南京の同文書院のごとき日を追ひて盛なるに至りぬ、

かく兩者の意氣相投ずるを以てその効果は容易に待らるべきに似たれども將來果してその豫期に違はざる充分なる好果を奏し得るか否かは今日に於てなほ大なる疑問にして先に我が邦が泰西の文物を輸入したると同一の類例を以て見るべからず、思ふに我邦の封建制度が武士道を生み之を鍊磨し發達したるがごとく西洋の封建制度も同じく「ナイト」を生み之を訓練し發達したりしかば。その箇人の間に表はれたる性格の類似は云ふまでもなく此れによりて發展したる文明の性質も自ら共通の點多く従ひて彼此文化の授受を圓滿迅速ならしめたるなりといへども支那にありては遠く二千年の古にありて一度は封建の形を現はしたるもそれは霎時にして止み爾來うち續きたる歴代の專制政治もよく治者被治者の名分を明かにし國家なる思想を充分發揮したるものなく絶へて武士道の出生を見ざりしかば、その文明は飽くまで支那的に發達し世界の他の文明と共通の性質を缺き新學の輸入には最も不適當の状態にあるものなり、然り而して今日我邦より彼國に到るもの、多くは單に學者の出稼にし

て然らざるも短かき年月の間に何か一花咲かして呉れとの云はば氣早の連中のみなければ一時は彼の學制をも更革する勇氣あらんも遠からずして力竭き到底永遠の美果を收むるものなかるべし、されば能く彼の國情に通ずる人士は此等燥急の輩を誠めて苟くも其の一生を抛ちて此の國の爲に竭す覺悟なきものは努め渡清すべきにあらずといへり、之れ最道理あることなるべし、

支那は古より人倫道德の必要につきては充分の教育を施したる國なれども今日社會の狀態に徴して見る時はその効力の甚だ多からざりしに驚かさるべからず、彼の國人の重んずる禮儀は最も丁寧にいひ顯はされ最も嚴正に動作せらるゝものにして古來禮儀三百威儀三千と稱し機會あるごとに用ひらるゝといへども眞の情誼を含めるものなく殆んど一種の藝術ならざるはなし而して彼等は常に外人が場合相應の禮式を行はず又言語の通せざるを見て種々輕蔑の異名を附し之を誹謗するなり、かく禮は虚禮たり、その信なるものに至りては又全く價值なく、むしろ實際に於ては虚言破約の妙を得たるものといふべし（すべての人皆然りといふにはあらず）支那人が虚言を吐くことはその自證する所にして「足下は虚言を吐く」と言ふも彼等は別に輕視されたりとも無禮を加へられたりとも考へざるなり、蓋彼等が時間を確守せず

約束を履行せず（商人間に信用を重んずるは例外なり）長座を厭はざる等あらゆる不規律の生活に慣れ何等にも無頓着なるに至りしは其の依るところ多かるべきも彼の交通の不便にして廣く社會に接觸せず各地言語習慣を異にし特に度量衡に一定の標準なきが如きはその主因なるべし、

古來支那人は仁を以て道徳の第一義となしたるが故に彼等は由來同情に薄く公共心に缺くるに拘はらず慈善の美譽は稍行はれ或は洪水旱魃等の天災に際し凍餒に苦しめるものに施物を給してその名譽となし或は養老院避癩病院等を設立して老病の貧民を救恤せるを見るなり、次に又支那社會の特徴ともいふべきは上下共に互の責任を負ふことにして村落の住民は互の責任を頼ち若し近隣に罪を犯すものあれば己れも連座せられ親殺等の大惡徒出づるときはその近所合壁の往々にして焼き拂はるゝことあり、而して村吏地方官吏等も同じく種々の責任を有し河水の汎濫等によりて大官の黜陟せらるゝこと珍しからず、彼の歴代の天子が非常の天災に會ひて天下に布告し自己の不徳を天に訴へて罪を俟ちたるが如き皆此の類に外ならざるなり、又支那人は孝を以て百行の本となし孝子を旌表して之れを奨勵せり、此の國に所謂孝行の最要件は子孫を繼續せしむるにありて彼の孟子も後なきを以て三不孝の第一

に數へたり、而して此の教は子孫ありて初めて祖先の祭祀を余ふし得べしといふに出でたるものなれば生時父母に不從順なりし子も一旦父母を失ひては或は土地家財を賣りて墓地を求め葬儀を失ひ或は官職を抛ちてその長き喪に服するもの多し、かくて親子の情誼に乏しき泰西人は喜びて支那孝行の實談に耳を傾くれども斯かる主義の孝行に伴ふ弊害はまた非常にして男子を偏重し女子を蔑視し後嗣を得んがために一夫一婦の常理を破りて妾を養ふが如き皆然らざるはなし、蓋彼の儒教が夫婦相互の義務を説かざりしは基督教が多く親子の情誼を教へざりしと相對して好一對の缺點といふべきなり、妾を置くことはその初め本婦に男兒なき時に蓄へしものなるが後にはその理由の有無を言はず中流以上の社會殆んど蓄妾せざるものなきに至れり妾は本婦と同家に起臥し飲食し本婦に對しては權利なく常に下位にあれども心中本婦を嫉み主人の寵を得るときは遂に本婦をも凌ぐに至るものにして支那家庭の悲惨なるも支那人が一般に猜疑心に富めるも皆原因を此に發せざるはなきなり、次に家庭に於ける婦人の位置は全く無能にして親夫の權に服し家業としては男耕女織の俗に従ひ専ら裁織と食事とに従事し外出を嫌ひ甚しきは店頭にすら出でず中流以上に至りては房内に化粧を事とし唯夫の玩弄物たるに過ぎざるなり、而して支那

の一家には家族多く二十人以上にして數夫婦并び住すること珍しからざるも内部は數個に分れ別家の如き有様なれば新婦は父母に干渉せらるゝこと意外に鮮く又長幼の序正しければ小姑の爲めに苦めらるゝこと稀にして絶對的個人主義の家庭を有せる英米人の眼にはなほ甚しき抑壓あるが如くに映ずれども我が邦人に取っては寧自由に感ぜらるゝものあるなり、

以上述ぶるが如く支那人の中には家に妾を養ひて性慾を満足するものありといへどもまた出て、酒樓妓院に遊ぶもの多し、此國一般の料理店は我が國の如く酒食の外に歌童絃妓を呼ぶこと普通にして多くは數人を要し飲食と藝を見るときは別々なり、又娼婦は客の枕席に侍する外竹絲を弄しその寢室と歌舞の場所とは異なり臥床の側小卓椅子便器等を供へ一見行き届けとも通氣悪しく且娼婦は入浴稀なるが上に香油紅粉のために堆へ難きありといふ、而して北京の如き公認の娼廓なきところは私窩子多く賣淫盛に行はれ殊に破倫とも見らるゝものは堂子とて男色の賣買所公設せられ七八歳乃至十五六歳の美少年を集め相公と名け之を賣ることなほ花妓に異ならざることなり、支那人は之を買ひて無上の快となすと淫風も亦極まれりといふべし、

### 一般の習慣

衣食住

支那は土地廣きが上に貧富の懸隔大なれば人民生活の上にも甚だしき相違あり、先づ住所の有様につきて見るに北清一帶の廣野は家屋構造の材料に適する樹木乏しきが故に煉瓦を用ふること最も多く之に反して南清には木材を用ふること多し、而して此等の瓦屋木屋は概ね中流以上の家屋にして貧者に至りては草葺したる土屋に住むを常とし殊に北方に於て著しとなす、又河岸海濱の賤民は南北共に舟乗と漁獵とに従事するを以て彼等の舟は即ち家にして家族は一生を舟中に托し陸上に家を構ふることに甚だ稀なり、

中流以上の民屋は必ず門を構へ屋内には間取多く中央の一室は客間にして之れを花廳と稱しその左右の兩室を廂房といひ書齋又は居間にあて廳後には寢室及び厨房等を取れり又中門内に内房とて妻女の居間を取ること普通にして（極貧ならざる限りは必ず外房と區別せり）主人及び親しき親族の外出入せざる習なり、又多く北方にありては邸内に煉瓦を敷きて土砂を表はさず且部屋の一部に坑と稱する土床を裝置しその内部を空虚にし之に熱煙を焚き込み土床を暖めて寒氣を防げり之れ朝鮮の溫



突に相當するものにして最要の具たり、

居室の構造は概ね陰氣にして快活なるもの少く従ひて外部よりも室内の裝飾をつとめ居室内には紙を使用すること著しく壁は素より天井も彩紙を貼布して一見精巧の畫壁なるかを疑はしめその贅澤なるものは氣候に應じて貼り換ふるなり、又入口なる門戸壁牆に意味ある書畫を貼ること一般に行はる、上流社會の屋敷は廣くして棟數多く二階建なるもありなほ善きは四圍に崇牆を築き盜難又は火災に備へ、此の國大小の都市は皆繞らすに城壁あり、内に庭園の設あり、此等の家には花廳兩三所ありて正門より庭を隔てたるを大廳とし内に卓椅を安置し四壁に書畫の幅額を懸け机上には茶器香具の類を排列し奢侈を好むものは卓子椅子寢臺書架等の家具を作るに紫檀黑檀香樟の佳木を用ひ彫刻を加へて其の美を裝へり、而して下流社會にありても房内には必ず竹藤雜木を以て作りたる椅子卓案寢架等の器什を備ふれども極貧なる賤民に至りては地上に蓆子を敷きて起臥し夜具さへ備はらざるもの多し之れを要するに此の國に於ける起居の有様は我か日本よりも寧ろ泰西に類似せるところ多きを見るなり、

衣服の制は上衣下衣の二部より成り之れに用ふる地質は綿布毛布麻及び絹布にして

富貴者は紗綢緞等を用ふること多く狐裘貂裘羊裘等は冬期北清に用ひらる、男子の服は狹長なる窄袖にして前胸に鈕釦を附し下衣は寛濶にして裾にて結び、小褂子なる肌着は白又は淺黄の木綿にて「シャツ」に類し袖短く襟なくして紐にて結び又禪子なる下衣は股引に似て緩に同じく淺黄木綿にて作り上部胸に達し腹腰を温むるに適せり、女子の服は滿漢の區別著しといへども大體に於て男服に類し袖稍寛短なり、かくて北京の如き滿漢蒙古人の混住する所にも一見大なる相違なく唯優雅なる滿州婦人服の稍目立つのみなり、又一般に服裝は場合に應じてその制を異にし常禮官服の區別著しく馬褂、脊身、大衫、短衫、披風、外套、袍子、裙子、女袍、浴衣等種々の名あり、

支那人服裝の彩色は凡て紅青藍紫等の染め抜きたるものにして彼れ等は大胆なる華美の好愛者なりといふべくその服色の鮮麗を競ふこと東西兩洋共に支那人を推して第一とすべきなり、

此の國に於ける男子理髮の法は清朝が明を亡ぼしたる後人民屈從の意を萬目の前に表明せんために改めたるものにして初め辮髮の令の下りし時は一般に之を嫌ひ其の大半は死を以て之を争ひたるものなり、即ち廣東福建等の地方にては當時頭巾を冠

りてその醜を掩ひたりし程なりしが慣習の久しき今日にありては辮髪を垂るゝを以て朝廷に忠なる證となし又無上の裝飾と考ふるに至りぬ、女子は未だ婚せざる間前髪を分くれども既に嫁したるものは鬢角を剃り花簪をいたゞき老年に至りてなほ然りとす、次に冠に官帽便帽の別ありて官帽は官吏常に之れを戴き庶民は儀式に限り之れを用ふ而してその制に暖帽涼帽の二種あり便帽は一般常用のものなれば別に定制なし、凡べて高貴の官にあるものは衣冠に珠玉金銀を附してその裝飾となしその威嚴を作ること熱中せり、又四十歳未満のものは鬚髯を蓄へず或は爪の長さを一種の飾りとせるが如き何れも特有の風といふべし、

纏足は一般に中流以上の婦女に行はるゝところなれども下等労働者はもとより満人及び廣東人の間には此の弊風を見ることなし、纏足をなすは通常六七歳の時より取りかゝるものにして即ち足趾を下に屈し纏脚布と稱する布片にて強く踵に巻きつけ狭小なる靴を穿かしむ、されば血液の循環滞り局部膨れ上りて大に痛みを起せども決して之を解くことを許さざるなり、而して此の年頃は身體の發達盛なるを以て數年間此の儘に打續くる時は足趾悉く蹠の中央に喰附て恰も馬の足のごとき形を具へ爲に踏み附くる力を失ひ他人の助けを借らざれば到底歩行し得ざるに至るかくてそ

の運歩蹒跚たる有様は支那人の見て最も品位よき婦人として愛するところなり、抑纏足は身體自然の發育を害し婦人社會の活動を全滅しその弊害の影響するところ甚だ大なるが故に近來天津に於ける回々教徒の有意者は前年發布せられたる天足の論旨を奉じ獨立天足會なるものを立て十個條の規則を設け此の弊風を矯正せんとするに至れり、支那人の履は布、藁、皮革等にて作り全體に於ては西洋の靴に近似しその襪子は白き綿布にて作り同じく靴足袋に類せり、

食物は北部及び滿州にありては麥、高粱を主とし多くは粉にひき餅團子となし或は脂をぬりて之を焙り或は蒸し温めて食す（北京城内には米を用ふ）南部にては米を主とし炊きて飯となすこと我が邦のごとく一般に古米を貴べり、されども一般を通じてる下等の農民は麥高粱豆粟等の雜穀及蕃薯の類をその常食とせり、副食物は獸肉と野菜とにして魚肉は海岸に多く用ひられ内地は全く乾魚の輸入あるのみなり、一般に食事は一日兩度にして十時頃に朝食をなし四時頃に晩食をなす、朝食には肉類多く晩食は寧ろ淡泊なり、而して中等以上の生活をなすものは點心と稱して朝八時午后二時頃の二回小食をなす習慣あり、點心は北方には多く餅菓と茶とを用ひ南方には粥を用ふること多し、次に料理につきて見るに支那人は一般に脂肪多きを好

み殊に豚肉は殆んど彼等の常食品といふべく我邦人が淡泊を旨とし鯉節などを用ふる所には必ず豚の脂肪を調和しその濃膏なるを喜べり、又煮沸せざるもの及び寒冷なるものを嫌ふ習慣あり、而して獻立及び料理は甚だ巧にして廉價なる數種の材料より顆多の食菜を作り殆んど些の殘物を止めず二度の食事に於て中人以上は常にその食卓に七八の品を供へ一汁一菜といふがごとき粗末の膳部は絶へて見ることなく従ひて宴會などの盛饌に於ては所謂山海の珍味數十種を配列すること普通なり、されども貧賤のものに至りては都市に住むものもなほ一飯一菜にして甚しきは一碗の雜炊に舌を鳴らせり、されば或る西洋人は評して支那人は世界中最上の料理を食ひ又最下等の食物に甘んずるものなりといへり、又料理の種類には北京、南京、廣東料理などいひて各其の特徴を異にし就中廣東は古くより外國と交りたれば、よく西洋料理と混和して日本人の口には最も適せりといふ、左に古來最も高尚とせる食の二三を説明せんに熊掌といふは熊掌二つ毛を取り湯にて煮その汁を去り酒醬油にて能く煮熟し小蝦を炙り取り合すなり鹿尾といふは鹿の尾付をきの肉を半熟に湯で酒醬油にて煮、小蝦を炙りて上に置き莊をさざみかくるなり、燕窩湯と稱するは燕糸とて「ポルテラ」「スマトラ」「ジャワ」などの近海に住める燕が作れる膠質の巢を以

て料理せるものにして貴重せらるゝこと甚し、

飲料には茶を用ふること最も多く食事の時は固より接待にも用ふ、而して客來の初に於てせずしてその退去の際に出すを習ひとす若し初に出すが如きことある時は客は直に立ち去るものなり、又人の出入多き所には茶館の設けあらざるなく單に茶を飲むを主眼とせずして取引などの相談をなす習あり、酒は使用多からず路上酩酊の人を見ること稀なりといへども酒樓到る所に設けられ家にありても中以上のものは食事の際之を用ひ、各地賤民は高粱より製したる燒酎を飲めり、煙草は凡てのものによりて用ひられ十五歳の少女もなほ之を吸ひ世間少しも怪しむことなし、多くは水煙袋と稱する水を通じて烟の來る煙管を用ふれども近來卷煙草の需用漸次増加せり、次に阿片の飲用は甚しく流行せるものにして元來阿片は固形體のものなるが通常は半黒色なる糖蜜の如き液狀體として「オンス」の幾分幾錢といふ如くに小賣せらるゝなり、阿片の飲み方は煙草の如く行住座臥に用ふるにあらずして、之を吸ふ間は枕して横臥し一意専心之に従事するにあり、即ち先づ榻上に臥し阿片管の皿の所に阿片を注ぎ油燈の火焰にて之を熱し皿中に揮發する烟を一方の口より吸ひ取り肺に入れたる後鼻口より呼き出すなり、阿片を吃するには豫め分

量を定め神氣恍惚として爽快を覺ゆるを程度となし敢て昏醉に至らざるを期すといへども漸次その吃量と度数とを増し遂に癡と稱する一種の病を起すに至りては毎日時を定めて吃烟せざれば顔色變じ力量減じ歩行さへ自由ならざるに至るなり、上流の人は家に道具を備へ互に客を招きて之をすゝむることありと雖も中流以下のものは常に烟館に赴けり、烟館は大邑僻村到る所あらざるなく其宏壯なるものは少きは百餘名多きは千餘の客を入るゝに至り如何に小なるもなほ數十名を起臥せしむべき床榻を供へ(茶館、酒樓にして烟館を兼ねあり)老若男女の出入日夜絶へざる有様なり、かくて阿片は身體を害し財産を失ひ國民の元氣を阻喪すること大なりといへども因襲の久しき政府の力之を禁ずること能はずその需用は年々増加し印度より輸入せらるゝものゝ多くは唯上流社會に供給せられその他は一般に自國の生産に依頼するものなり、

以上衣食住の各方面を略述し終りたれば、なほ進みて全體を概括してその特質を例示せんとす、特質とは何ぞ不潔と節儉との二者即ち之なり、先づ家居の有様につきて云へば屋内の掃除をなすが如きは甚だ稀にして渦高き塵埃の間に衣食家具を放棄して顧みず且通氣不充分なれば室内常に惡臭の絶ゆることなく時に香を焼くがごと

きことあるはその之を消散せんが爲めなるべし、而して夜は燈油を惜しみて室内はの暗く甚しきは壁間に穿てる孔中に微燈を置きて兩室を兼ね照すも多し、便所の設備は、すべて不完全にして地方によりてはなほ朝鮮の不潔に劣らざるものあり、又彼等は一般に入浴を嫌ひ往々家に浴場を備ふるところあるも之を用ふること鮮く人多き地には湯屋の設けなきにあらずといへども此に來るもの甚だ稀なり、而して通常は浴盆に湯を取りて手巾を浸し之を以て身體を拭ふ習なれども北方にありては之さへもなさずその甚しきは産湯の外一生身體の垢を取らざる例も少きにあらず、次に節儉なる支那婦人は衣服を裁縫するに當りてあらゆる材料を節用し、又僅か計りの布片といへども必ず之を貯へ置き他日之等を縫合して美しき服裝を製するの妙を得たるは感ずるの外なきも洗材を惜しみてその洗濯の不充分なるは最賤しむべきことなり、又一般に皮膚の暴露をさらひ殊に足を見するを以て非常の耻と心得襪子は晝夜之をはなすことなし、食物はその料理鹽梅あしきにあらねども非豚などより發する臭氣の烈しきと食器の汚穢なるとは常に之に伴ふ缺點にして又腐敗せるものを多く用ふれどもその中毒せざるは此等を煮沸したる後に食するを以てなり、かくの如く支那人日常の生活は不潔と節約との二勢によりて蹂躪せらるゝは事實なりとい